阿見町教育振興基本計画

後期基本計画

学びあい

支えあい

共に輝く人づくり

阿見町教育振興基本計画　後期基本計画　策定にあたって

「 現在(いま)をみる　未来をつくる 」

阿見町教育委員会

本町では，これまで「阿見町教育振興基本計画」を策定し，その基本理念である「学びあい　支えあい　共に輝く人づくり」を基に，「現在（いま）をみる　未来をつくる」阿見町教育委員会のキャッチコピーを掲げ，教育行政を展開してまいりました。

人口減少や少子高齢化，急速なグローバル化による国際競争の激化などに加え，最近の社会の構造的な変化のひとつとしての人工知能（ＡＩ）の飛躍的な進化など現代社会では様々な急激な変化を主体的にとらえ，他者と協働して課題に挑戦し，その解決が出来る人材の育成が必要とされます。

このため，茨城県教育委員会では，社会の変化や直面する教育課題等を見据え，「一人一人が輝く教育立県をめざして　～子どもたちの自主性・自立性を育もう～」を基本テーマに掲げる「いばらき教育プラン」を策定しています。

本町でも，これまでの５年間，「阿見町教育振興基本計画　前期計画」に基づき各種施策を実施して参りましたが，この度，平成 30 年度以降５年間の「阿見町教育振興基本計画　後期基本計画」を策定しました。

この計画は，町の最上位計画である「阿見町第６次総合計画」（平成 26 年度～平成 35 年度）と町教育行政に関する基本方針とする「阿見町教育大綱」を踏まえたもので，町の教育振興をめざした基本的な計画として策定したものです。

予測困難と言われる未来社会においても，子どもたちが自ら主体的に関わり，自らの人生を切り拓き，よりよい社会や人生のつくり手となるために必要な自主性・自立性の育成には，家庭（保護者・祖父母等）や地域・各種施設・団体がそれぞれの役割を自覚し，役割を十分に果たしながら，他の主体と連携のもと，社会全体で子どもたちを育てる体制の構築が必要となります。町ぐるみで取り組むことで，子どもたちが阿見町で育ったことを誇りに思い，自分たちの未来を切り拓いていくことができるよう，特段の熱意をもって阿見町の教育に取り組んでいかなければなりません。

最後に，本計画策定にあたり，策定委員会委員の皆様をはじめ，アンケート調査等において貴重なご意見をいただきました皆様など多くの町民の皆様に感謝を申し上げます。今後も本町における教育振興のために，町民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願いしてあいさつといたします。

平成 30 年３月

阿見町教育委員会教育長　菅谷　道生

■　阿見町教育振興基本計画　後期基本計画　目次

■策定方針及び前提条件の整理

序章　策定方針 ---------- 2
１章　時代潮流と上位計画等 ---------- 5
２章　阿見町の現況 ---------- 13
３章　阿見町の教育の現状 ---------- 19
４章　町民ニーズの動向 ---------- 25
５章　阿見町の教育課題の整理 ---------- 30

■基本構想

１章　基本理念 ---------- 36
２章　施策の基本方向 ---------- 37
３章　施策の体系 ---------- 39

■後期基本計画

１章　未来を拓き生きる力を育てる教育の推進 ---------- 43
２章　豊かな心と健やかな体の育成 ---------- 67
３章　社会全体での教育力の向上 ---------- 87
４章　安心・快適で質の高い教育環境の創造 ---------- 99

■計画の推進

１　推進体制 ---------- 110
２　進行管理 ---------- 110

■資料編

１　策定経緯 ---------- 112
２　阿見町教育振興基本計画策定委員会 ---------- 113
３　諮問・答申 ---------- 115

※本計画書では，年，年度の表記は「平成」を用いています。新たな元号に移行後は，新元号にお読み替え下さい。

■策定方針及び前提条件の整理

序章　策定方針

1　計画策定の目的と計画の位置づけ

教育基本法が平成 18 年 12 月に改正され，同法第 17 条第１項に基づき，平成 25 年６月に文部科学省において「第２期教育振興基本計画」が策定されました。（計画期間は平成 25 年度～29 年度）

同条第２項では，「地方公共団体は前項の計画を参酌（参考にして取り入れること）し，その地域の実情に応じ，当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と規定しています。

茨城県においては，改正教育基本法を受け，茨城県の「教育振興基本計画」として「いばらき教育プラン」を策定しています。（現行計画の期間は平成 28 年度～32 年度）

阿見町においても，教育基本法に基づき，本町における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として平成 25 年に「阿見町教育振興基本計画」を策定しました。本計画は，前期基本計画の計画期間終了に伴い，新たに後期基本計画を策定するものです。

また，策定に際しては，本町の最上位計画である「阿見町第６次総合計画」との整合を図るとともに，「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき町長が策定する「阿見町教育大綱」を踏まえるものとします。

また，「阿見町教育振興基本計画」と併せて策定した「阿見町生涯学習推進計画」については，本計画の「部門別計画」と位置づけていましたが，中間見直しにあたって，本計画の「関連計画」として並列に位置づけ，相互の独立性を担保するものとします。

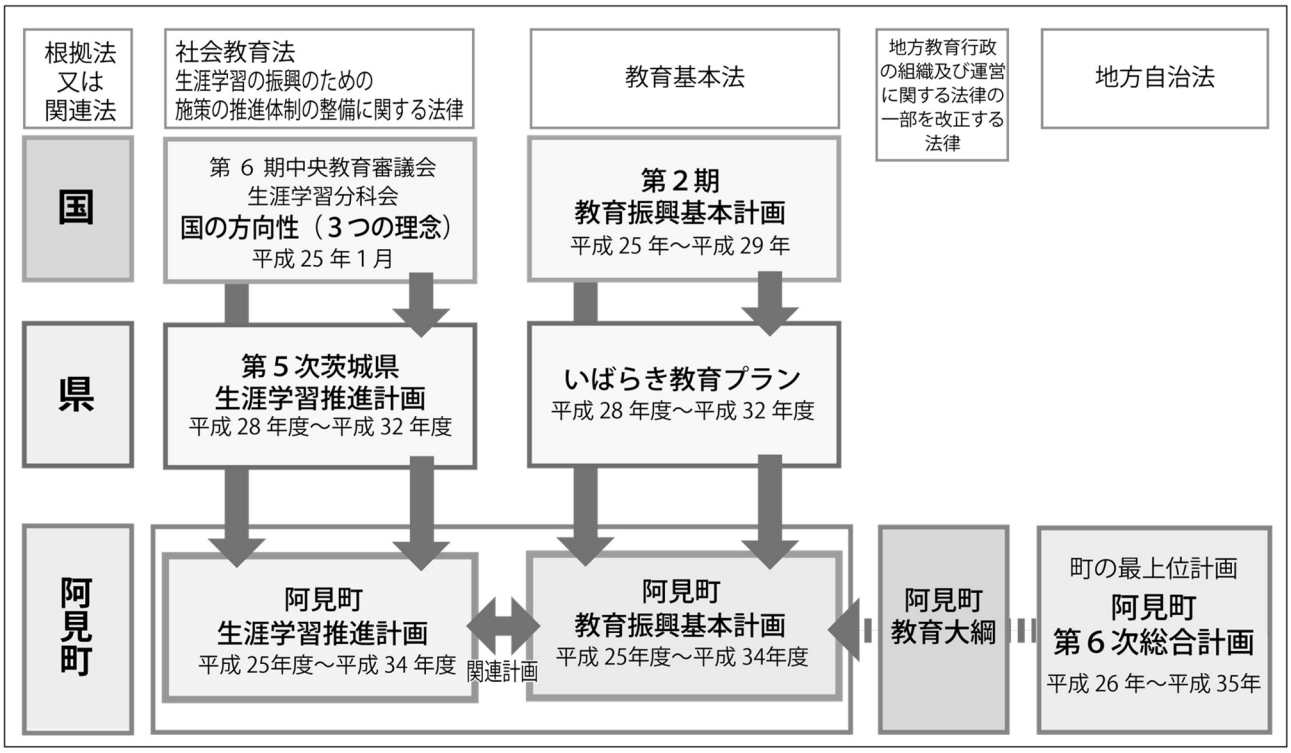

2　計画の期間と対象範囲

本計画の計画期間は，平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とし，将来像や基本目標など 10 年後を見据えた「基本構想」と，今後５年間に取り組むべき施策を示す「基本計画」を策定することとします。

「阿見町教育振興基本計画」の対象は，概ね本教育委員会の所管する施策・事業の範囲とします。

目標年次は平成 29 年度と平成 34 年度です。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
阿見町教育振興基本計画	基本構想　H25～H34（10 年間）									
	前期基本計画　H25～H29（５年間）					後期基本計画　H30～H34（５年間）				

3　計画の策定体制

本計画では，「阿見町教育振興基本計画策定委員会」を組織し，計画策定にあたっての基礎的調査及び計画素案について審議するものとします。

また，策定委員会の下部組織として「阿見町教育振興基本計画策定ワーキングチーム」を設置し，計画策定にあたり調査・検討を行うものとします。

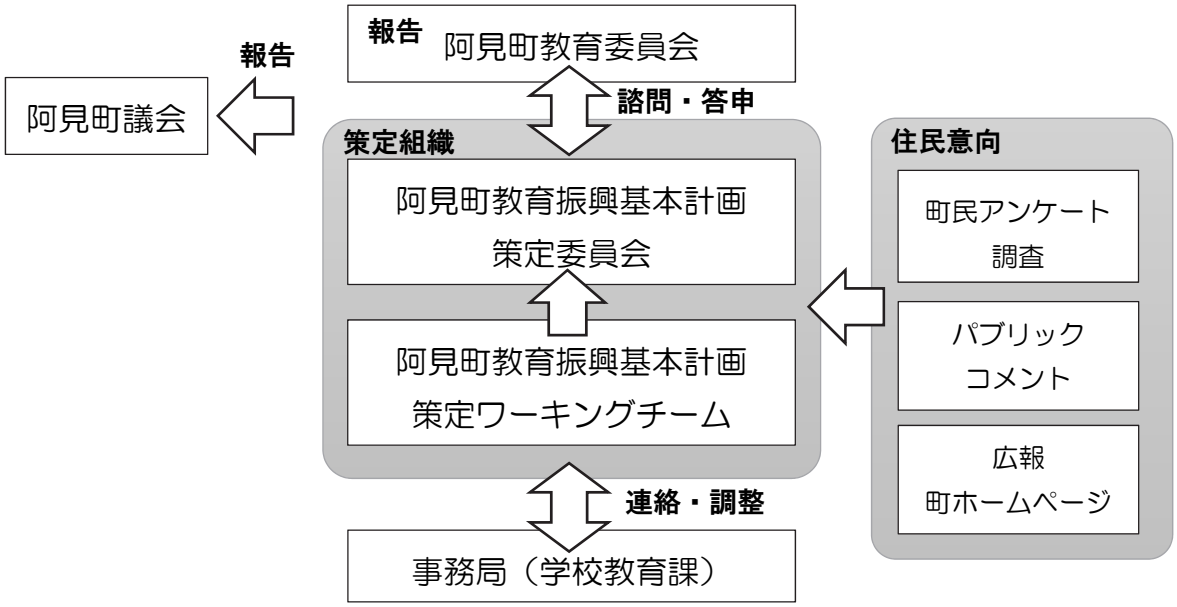

４　計画策定にあたっての基本的考え方

（１）阿見町が培ってきた教育の継続

・阿見町の教育の基本理念に基づき、本町の地域特性を十分に生かし、それぞれの地域や学校が培ってきた独自の教育を引き継いだ計画づくりを進めます。

（２）住民意識・ニーズを的確に反映した計画の策定

・住民の視点にたった教育を推進するため，町民アンケート調査，パブリックコメント，広報やホームページの活用など，広く住民の意見・意向を捉えて，計画づくりを進めます。

（３）施策の重点化と目標指標による実効性の高い計画の策定

・基本計画においては，教育全般を対象とする体系的な施策展開を基本としつつも，今後５年間に取り組むべき重要な施策・事業について重点化を図り，メリハリのある計画とします。

・具体的施策に目標指標（数値目標）を設け，計画に位置づける施策の実効性を担保し，実施した施策を適切に評価する計画とします。

（４）時代の変化に的確に対応した計画の策定

・教育に係る法制度の改正や教育分野における様々な変化，阿見町を取り巻く状況に的確に対応できる計画とします。

（５）使いやすく分かりやすい計画の策定

・教育施策の展開を図るうえで，職員・教職員にとって使いやすい，活用しやすい計画とします。

・広く町民の方に理解していただけるよう，分かりやすい表現に努めるとともに，阿見町の教育施策を多くの町民の方に知っていただくためのきっかけとなる計画とします。

（６）阿見町教育大綱との関係

・「阿見町教育振興基本計画」の策定に際しては，「阿見町教育大綱」との整合に留意します。

１章　時代潮流と上位計画等

１　時代潮流

（１）少子高齢化の進行と人口減少

我が国の総人口は平成 20 年以降減少傾向にあり，今後も減少が進むと見込まれています。また，総人口に占める高齢者の割合が増加し少子高齢化が加速している状況です。

ＯＥＣＤ(経済協力開発機構)加盟国における国民一人あたりのＧＤＰ（国内総生産）は以前より大きく低下し，労働生産性の水準も加盟国のなかでは低い水準となっており，平成 72 年には生産年齢人口（15～64 歳）の大幅な減少（約 44％減少）などが予測され，国際的な存在感の低下が懸念されています。

本町の総人口は横ばいで推移していますが，年齢別の人口構成は少子高齢化の進行を示しています。今後も町の活力を維持していくためには，地域の担い手となる人材を育成していくことが必要と考えられます。

（２）教育再生の必要性

我が国が抱える課題，「少子化の克服」，「格差の改善」，「経済成長・雇用の確保」を解決する上で，教育の質の向上や教育費の負担の軽減が非常に重要になってきています。

質の高い教育によって，一人一人の生産性が向上し社会全体を発展させていくものと考えられ，そのためにも教育費の負担軽減を図り，教育を受ける機会の拡大を図っていく必要があります。

平成 25 年１月に閣議決定された「教育再生実行会議」では，教育再生の実行のために直面する事項について，基本的な方向を検討し提言を行い，これらの提言を受け法改正等がなされています。

■これまでの教育再生実行会議の提言

		提言	主な法改正等の取組
第一次提言	平成 25 年2月	いじめの問題等への対応について	「いじめ防止対策推進法」など
第二次提言	平成 25 年4月	教育委員会制度等の在り方について	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」など
第三次提言	平成 25 年5月	これからの大学教育等の在り方について	小学3年生からグローバル化に対応した英語教育を行う英語教育改革実施計画の公表　など
第四次提言	平成 25 年 10 月	高等学校教育と大学教育との接続・大学入学選抜の在り方について	「高大接続改革実行プラン」策定など
第五次提言	平成 26 年7月	今後の学制等の在り方について	「学校教育法等の一部を改正する法律」など
第六次提言	平成 27 年3月	「学び続ける」社会，全員参加型社会，地方創生を実現する教育の在り方について	「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」など
第七次提言	平成 27 年5月	これからの時代に求められる資質・能力と，それを培う教育，教師の在り方について	「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）」など
第八次提言	平成 27 年7月	教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について	幼児教育の段階的無償化及び質の向上，高等教育段階の教育費負担軽減など
第九次提言	平成 28 年5月	全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ	「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を通級による指導や特別支援学級在籍の児童生徒全員に作成すること　など
第十次提言	平成 29 年6月	自己肯定感を高め，自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた，学校，家庭，地域の教育力の向上	社会全体の在り方に関わるもので，その実現に向けて，今後，福祉等の様々な分野との連携により取組を進めていくとしている。

本町においても，国の動きを注視し，教育再生に向けた取組を進めていく必要があります。

（３）幼児教育の重要性を踏まえた取組

小学校就学前教育段階は，生涯にわたる人格形成及び義務教育の基礎を培う意義を有しており，非常に重要な時期です。

社会構造の変化に伴い，共働き家庭が増加し保育所や学童保育の待機児童が増加しており，親の就労の有無にかかわらず，すべての子どもが等しく質の高い教育を受けることが求められています。

このような状況に対応するため，我が国において幼児期の教育・保育の在り方を見直した子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度から始まりました。

この制度においては，幼児教育を提供する教育機関として，幼稚園，認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持った施設）において質の高い教育を提供していくことが求められています。

また，「すべての子どもに質の高い幼児教育を保障する」ことを目指し，平成 26 年度から「幼児教育無償化」に向けた取組の段階的推進が図られています。（平成 29 年度は市町民税非課税世帯の第２子，市町村民税所得割課税額 77,100 円以下世帯（第Ⅲ階層）の保護者負担の軽減）

本町においても，平成 27 年度から町内の幼稚園３か所が認定こども園へ移行し，幼児期の質の高い教育の提供に向けた取組を進めています。

（４）義務教育の現状と課題

義務教育段階は，個々人の能力を伸ばしつつ，社会的自立の基礎，国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的とした教育を行う時期です。

平成 20 年に改定された学習指導要領においては，児童生徒に「確かな学力」，「豊かな心」，「健やかな体」をバランスよく育成することにより，変化の激しいこれからの社会において「生きる力」を育むことを目指すとしています。

我が国における児童生徒の学力の現状については，ＯＥＣＤ生徒の学習到達度調査（ＰＩＳＡ）の結果を見ると全体として改善傾向にあるものの，下位層の割合がトップレベルの国と比較して多いことや宿題をする時間が短いなどの課題も見られます。

また，子どもの体力についても運動する子どもとしない子どもの二極化が課題となっている他，道徳意識については，規範意識や社会性などの育成が課題となっています。

今後はこれらの課題に対応するため，より一層，教育環境の整備を推進していく必要があります。

本町においても，児童生徒が「生きる力」を身につけていけるよう，学校・家庭・地域が連携しより良い教育環境の整備を図る必要があります。

（５）いじめ問題への対応

いじめ問題については，学校における取組の強化はもとより，スクールカウンセラーの配置や相談体制の充実などにより対策が図られてきました。

しかし，依然としていじめによる不登校や自殺などが後を絶たないことから国では，平成 25 年９月に「いじめ防止対策推進法」が施行され，同 10 月に「いじめの防止等のための基本的な方針」が示されました。

基本方針では，「いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策」として「地域基本方針」の策定や「いじめ問題対策連絡協議会」の設置などが示されているほか，「いじめ防止等のために学校が実施すべき施策」として「学校いじめ防止基本方針」の策定やいじめ防止のための組織づくりなどが示されています。

本町においても阿見町いじめ防止基本方針に基づき，引き続き，いじめの防止，早期発見，早期対応に取り組み，学校や教育委員会等が組織的に対応していく必要があります。

（６）新しい学習指導要領の在り方について

中央教育審議会において，「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」が平成 28 年 12 月に答申されました。新しい学習指導要領等の改善の方向性として，「何ができるようになるか」，「何を学ぶか」，「どのように学ぶか」，「子供一人一人の発達をどのように支援するか」，「何が身に付いたか」，「実施するために何が必要か」の６点に沿って枠組みを考えていくことが必要と示されています。

新しい時代に必要となる資質・能力の育成として，「何を教えるか」という知識の質や量の改善はもとより，「どのように学ぶか」という，学びの質や深まりを重視することが必要であり，課題の発見と解決に向けて主体的・対話的で深い学び「アクティブ・ラーニング」の充実や，そのための指導方法の改革が求められます。

本町においても，新しい学習指導要領の内容を踏まえ，教員の新たな指導方法の研修機会の充実等を図っていくことが求められています。

（７）教育委員会制度改革の状況

「教育委員会制度等の在り方」については，これまでも権限と責任の所在が不明確（教育委員長と教育長との関係，学校の管理権限と教職員の任命権），地域住民の意向を十分に反映していない（首長との意思疎通や連携），教育委員会の審議等が形骸化している（事務局案の追認になりがち），迅速さや起動性に欠ける（非常勤の委員からなる合議体で会議も月１～２回）などの課題から，見直しが必要とされてきました。

これらの状況を受け，教育行政の責任の明確化を図るため，教育委員長と教育長の一本化や教育長の任命権を首長がもつこと，また教育長の任期を３年とすることなどが見直されました。

また，新たに総合教育会議（首長及び教育委員会により構成される）の設置が求められるとともに，同会議において「教育の振興に関する施策の大綱」を策定することも示されました。

本町においては，既に教育委員会制度改革に取り組んでおり，今後は，町の教育大綱を改定していく必要があります。

（８）生涯学習の現状と課題

グローバル化の進展などにより，社会の変化が激しく，多様化が一層進行する状況を踏まえ，生涯を通じて一人一人の潜在能力を伸ばしていくことが必要となっています。

学習機会の提供の観点からは，国・地方双方で多様な教育サービスを提供してきましたが，提供される学習機会の質を保証・向上させるための取組は十分ではありませんでした。

このような状況を踏まえ，教育基本法にもうたわれている「生涯学習社会の構築」という理念の実現に向けて，行政として対応すべき課題をより焦点化し，施策を集中的に実施することが重要です。

一方，社会の多様化に伴い地域社会が抱える課題については，地域コミュニティにおいて解決を図ることが重要となっているなか，社会教育には，その担い手である人材の育成が求められています。

また，超高齢社会においては，定年退職後の人材を社会貢献活動に生かしていくことなどが，持続可能な地域社会を維持していく上で必要とされています。

さらに，家庭教育に対しては，地域の多様な人材を活用した家庭教育支援に取り組んできましたが，家庭環境や地域環境が変化するなか，子育てについての不安や孤立を感じ，社会性や自立心等の子どもの育ちや生活習慣に課題を抱える家庭が多いなど家庭教育が困難な社会となっています。

今後は，家庭と地域，社会との繋がりを強化するとともに，教育・保健・福祉部門の連携を図っていくことが求められています。

本町においては，「阿見町生涯学習推進計画」に基づき，これまで培ってきた生涯学習の町づくりを継承しさらに発展させていくことが求められています。

（９）文化政策の戦略的展開とスポーツの価値の更なる発展

文化政策について，我が国が目指す「文化芸術立国」の姿を実現化するための「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第４次基本方針）（平成 27 年５月 22 日閣議決定）」が策定されました。

本町においても，文化芸術活動を支える環境を充実させるため，「文化芸術活動に対する効果的な支援」や「文化芸術を創造し，支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実」，「文化芸術の次世代への確実な継承，地域振興等への活用」などの取組が必要です。

文部科学省設置法の一部を改正する法律が平成 27 年５月に成立し，スポーツの価値の更なる発展のために「スポーツ庁」が設置されました。これにより，スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指していくことになっています。

本町においても，健康増進に資するスポーツの機会の確保や障害者スポーツの充実，障害の有無にかかわらず，スポーツを通じた交流が図れる多様な場の創出や，地域おこしへの支援を行う「地域社会の活性化」などの施策に取り組むことが求められます。

２　上位・関連計画等

（１）教育振興基本計画　（第２期　平成 25 年度～平成 29 年度・第３期　平成 30 年度～平成 34 年度）

第２期教育振興基本計画　平成 25 年度～平成 29 年度

４つのビジョン，８つのミッション，30 のアクション

４つの基本的方向性（ビジョン）	８つの成果目標（ミッション）
1 社会を生き抜く力の養成 多様で変化の激しい社会の中で 個人の自立と協働を図るための 主体的・能動的な力	1 生きる力の確実な育成（幼稚園～高校） 2 課題探求能力の修得（大学～） 3 自立・協働・創造に向けた力の修得（生涯全体） 4 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成
2 未来への飛躍を実現する人材の養成 変化や新たな価値を主導・創造し， 社会の各分野を牽引していく人材	5 新たな価値を創造する人材， グローバル人材等の養成
3 学びのセーフティネットの構築 誰もがアクセスできる多様な学習機会を	6 意欲ある全ての者への学習機会の確保 7 安全・安心な教育研究環境の確保
4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成 社会が人を育み，人が社会をつくる好循環	8 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

30 の基本施策（アクション）

第３期教育振興基本計画（答申）　平成 30 年 3 月

Ⅰ 教育の普遍的な使命	改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

Ⅱ 教育をめぐる現状と課題	Ⅲ 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項
1 これまでの取組の成果 2 社会の現状や 2030 年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題	≪個人と社会の目指すべき姿≫ ≪教育政策の重点事項≫

Ⅳ 今後の教育政策に関する基本的な方針	**1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する** **2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する** **3 生涯学び、活躍できる環境を整える** **4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する** **5 教育政策推進のための基盤を整備する**

Ⅴ 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点
1 客観的な根拠を重視した教育政策の推進 2 教育投資の在り方（第 3 期計画期間における教育投資の方向） 3 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

（２）いばらき教育プラン（茨城県教育振興基本計画）（平成 28 年度～平成 32 年度）

基本テーマ

一人一人が輝く 教育立県を目指して ～子どもたちの自主性・自立性を育もう～

基本目標

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を十分に果たしながら，社会全体で子どもたちを守り育てる体制を構築します。特に生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期において，家庭のしつけの徹底などにより，自主性･自立性に富み，優しさや思いやりを持って，強くたくましく生きられる子どもを育て，その上にたって「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた子どもたちの育成を図ります。

４つの基本方針と特に力を入れて取り組む６つの視点

基本方針１

社会全体による子どもたちの 自主性・自立性の育成

①社会を生き抜く力の育成
②生活習慣・しつけなど家庭の教育力の向上
③就学前教育の充実
④豊かな心を育むための道徳教育の推進
⑤命を大切にする教育，世代をつなぐ教育の推進
⑥開かれた学校づくりの推進
⑦青少年の健全育成，情報モラル・情報リテラシーの向上
⑧地域コミュニティの再生
⑨いばらき教育の日・教育月間の推進

基本方針２

確かな学力の習得と活用する力の育成

①課題解決型等，新たなニーズに対応した教育の推進
②グローバル社会で活躍できる人材の育成を目指した教育の推進
③科学技術の集積地である本県の特色を活かした教育の推進
④郷土教育の充実
⑤キャリア教育，職業教育の充実
⑥情報活用能力を育てる教育の充実
⑦政治的教養教育の推進

基本方針３

生涯にわたる学習と文化芸術，スポーツ活動の推進

①生涯にわたって学び続けることができる環境づくり
②文化芸術活動の活性化による地域づくり，文化芸術に親しむ環境づくり
③文化財の保存と活用
④地域の文化を理解し継承していく取組の推進
⑤茨城国体，東京オリンピック・パラリンピックを契機とした競技力の向上とスポーツの振興
⑥体力づくり，生涯にわたりスポーツに親しむ環境づくり
⑦食育，がん教育などの健康教育，薬物乱用防止に関する教育の推進

基本方針４

誰もが安心して学べる教育環境づくり

①学校の適正規模・適正配置の推進，魅力ある学校づくりの推進
②信頼・尊敬される教員の育成
③安全・安心な学校施設づくり，ICT 教育など社会の変化に対応した教育環境づくり
④いじめ，暴力行為や不登校等への対応，児童生徒等の安全の確保
⑤自立と社会参加に向けた特別支援教育の推進
⑥子どもの貧困対策などすべての子どもたちへの学習機会の確保
⑦多様性を認め合う社会づくり，男女共同参画についての教育の推進
⑧教育を推進するための行政運営
⑨私学教育の振興

視点１
子どもたちの自主性・自立性の育成

視点２
茨城で育ちグローバルに活躍できる人材の育成

視点３
時代の変化に対応した魅力ある学校づくりの推進

視点４
信頼・尊敬される教員の育成

視点５
茨城国体，東京オリンピック･パラリンピック関連施策の推進

視点６
教育による地方創生の実現

（３）阿見町第６次総合計画（平成 26 年度～平成 35 年度）

基本理念

まちづくりの主役である町民一人ひとりが自立し，支え合いながら様々な場面で主体的に力を発揮し，より良い本町を次世代に継承する「持続可能」なまちの発展を目指し，

「みんなが主役のまちづくり」を基本理念とします。

基本計画

第１章
人がつながるまちづくり

第２章
人を育むまちづくり

第３章
暮らしを支えるまちづくり

第４章
安全・安心のまちづくり

第１節
健康と元気を支えるまちづくり

第２節
みんなで支え合うまちづくり

第３節
豊かな人づくり

第４節
いつでもどこでもだれでも学べるまちづくり

第２章　人を育むまちづくり　　第３節　豊かな人づくり

１ 幼児教育の充実

1 幼児教育の推進

目指すまちの姿

幼児一人ひとりが地域のなかで適切な教育を受け，健やかに成長しています。

２ 学校教育の充実

1 豊かな心と確かな学力の定着を目指した教育の推進

2 学力を支える教師力の向上

3 自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進

4 生徒指導の充実

5 開かれた学校づくりの推進

目指すまちの姿

児童生徒は，一人ひとりが大切にされ，心も体も健康でいきいきと教育を受けています。

３ 児童生徒の健康管理と安全対策

1 健やかな体の育成

2 安全・安心な教育環境の整備

目指すまちの姿

児童生徒が健やかに育ち，安心・快適で質の高い教育環境が整備されています。

（４）教育大綱の策定

教育の政治的中立性，継続性・安定性を確保しつつ，地方教育行政における責任の明確化，迅速な危機管理体制の構築，首長との連携強化を図るとともに，地方に対する国の関与の見直しを図るため，「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成 27 年 4 月 1 日より施行となりました。

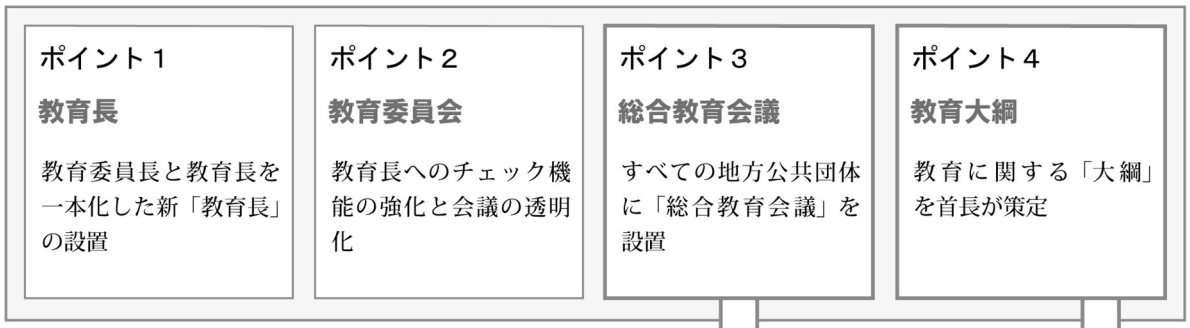

総合教育会議

総合教育会議は首長が招集し，会議は原則公開とします。構成員は，首長と教育委員会で，必要に応じ意見聴取者の出席を要請します。

総合教育会議での協議・調整事項は，以下の①～③のとおりです。

①教育行政の大綱を策定

②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策

③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに，公の場で教育政策について論議することが可能となります。

首長と教育委員会が協議･調整することにより，両者が教育政策の方向性を共有し，一致して執行にあたることが可能になります。

教育大綱

市町村の教育の目標や施策の根本的な方針で，教育基本法第 17 条に規定する基本的な方針を参酌して定めます。

総合教育会議において，首長と教育委員会が協議・調整を尽くし，首長が策定します。首長と教育委員会は，それぞれ所管する事務を執行します。

阿見町においても
町の教育政策に関する方針を定める教育大綱を策定している

2章　阿見町の現況

1　地域の位置，歴史的沿革

（1）位置

本町は茨城県の南部に位置し，都心から 60km の地点にあり，東は美浦村，稲敷市，南西は牛久市，北は土浦市に接し，霞ヶ浦に面しています。

成田国際空港まで 30km，都心から 60km 圏内という好位置にあり，首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジが２か所設置されているなど，恵まれた交通アクセスとなっており，東京，水戸へは JR 常磐線や常磐自動車道を利用して約 1 時間の距離にあります。

JR 常磐線の土浦駅，荒川沖駅から町内各市街地にバスがアクセスしています。

（2）歴史的沿革

本町は霞ヶ浦などの豊かな自然に恵まれて，古代より人の営みがあり，縄文時代中期の貝塚が現在の本町に点在しています。

町としての歴史は，明治 22 年に市制・町村制が実施され，本町の旧村である阿見，朝日，君原，舟島の４村が誕生しました。明治時代の後期になると，台地部の阿見原の開拓も進められ，本町は次第に豊かな農村地帯に生まれ変わっていきました。

また，大正時代に入ると，阿見原に海軍航空隊が設置され，昭和 14 年には海軍予科練習部（予科練），翌年に土浦海軍航空隊が設置されるに至り，海軍のまちとして全国的に知られるようになりました。

本町は，昭和 30 年に旧４町村が合併し現在の町域となりました。その後，茨城県内でも特に急速な発展過程にあった県南地域に位置する本町は，開発に伴う人口増加に対応するため，義務教育施設の整備，公民館や図書館，運動公園等の整備を進め，教育環境が整う職・住と自然が調和した町へと発展し，平成 27 年町村合併 60 周年を迎え，現在に至っています。

阿見町のあゆみ

明治10年	君原小学校開校
明治12年	吉原小学校開校
明治13年	実穀小学校と舟島小学校が開校
明治22年	阿見・朝日・君原・舟島の4村が誕生
明治35年	本郷小学校開校
明治43年	阿見小学校開校
大正10年	霞ヶ浦海軍飛行場開設
昭和 4年	飛行船ツェッペリン伯号世界一周の途中に飛来
昭和14年	海軍予科練習部(予科練)設置
昭和22年	阿見中学校開校
昭和27年	県立農科大学(前私立霞ヶ浦農科大学)が茨城大学農学部となる
昭和30年	旧阿見町、朝日村、君原村、舟島村合併、阿見町誕生
昭和47年	学校給食センター完成、本格的な完全給食始まる
昭和51年	阿見第一小学校開校
昭和53年	第1回阿見町マラソン大会開催
昭和55年	朝日中学校開校
昭和55年	中央公民館開館
昭和59年	阿見第二小学校開校
昭和61年	竹来中学校開校
平成元年	図書館開館
平成 2年	第1回「まい・あみ・まつり」を茨大通りで開催
平成 6年	君原公民館開館
平成 7年	県立医療大学開校
平成 8年	かすみ公民館開館
平成13年	総合運動公園町民球場完成
平成14年	本郷ふれあいセンター開館
平成16年	舟島ふれあいセンター開館
平成22年	予科練平和記念館開館
平成25年	新学校給食センター完成
平成27年	「阿見町立学校再編計画」策定
	阿見町町村合併60周年
平成30年	阿見小学校と吉原小学校が統合し阿見小学校となる
	実穀小学校と本郷小学校が統合し本郷小学校となる
	あさひ小学校開校

２　自然的，地理地形的特性

（１）地勢

本町は茨城県の南部に位置し，国内の湖のなかで第２位の面積を誇る霞ヶ浦の南岸に面しています。町の総面積は 71.40km^2 で，東西に 11km，南北に 9km，海抜は平均 21m と概ね平坦な地形になっています。

地勢は，谷津が台地部に複雑に入り組み，霞ヶ浦に接する湖岸沿いは沖積層の低湿地，中央から西部，南部にかけては関東ローム層の台地で構成されています。

（２）気候

霞ヶ浦の南岸に面し，周辺に緑豊かな環境が残っているため，積雪も少なく年間を通じて気候も穏やかです。自然災害の比較的少ない地域となっています。

◆月別平均気温と月別降水量の状況（平成 25 年～平成 29 年の平均値　土浦観測所）

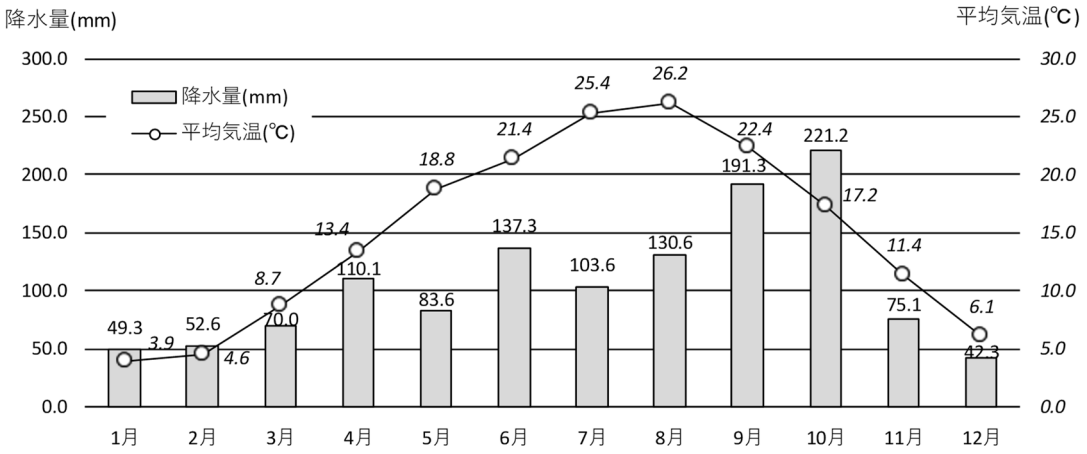

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量(mm)	49.3	52.6	70.0	110.1	83.6	137.3	103.6	130.6	191.3	221.2	75.1	42.3
平均気温(℃)	3.9	4.6	8.7	13.4	18.8	21.4	25.4	26.2	22.4	17.2	11.4	6.1

資料：気象庁

３　人口特性及び動向

（１）人口・世帯の推移

平成 27 年 10 月 1 日現在の人口は 47,535 人，世帯数は 18,801 世帯です。（平成 27 年国勢調査）また，1 世帯あたり人員は 2.5 人となっています。

その推移を見ると，人口は平成 17 年まで微増傾向にありましたが，それ以降は横ばい傾向にあります。また，世帯数は増加傾向にあり，1 世帯あたりの人口は平成７年の 3.1 人から平成 27 年では 2.5 人と年々減少し，核家族化が進んでいます。

◆人口及び世帯数の推移(各年 10 月 1 日現在)

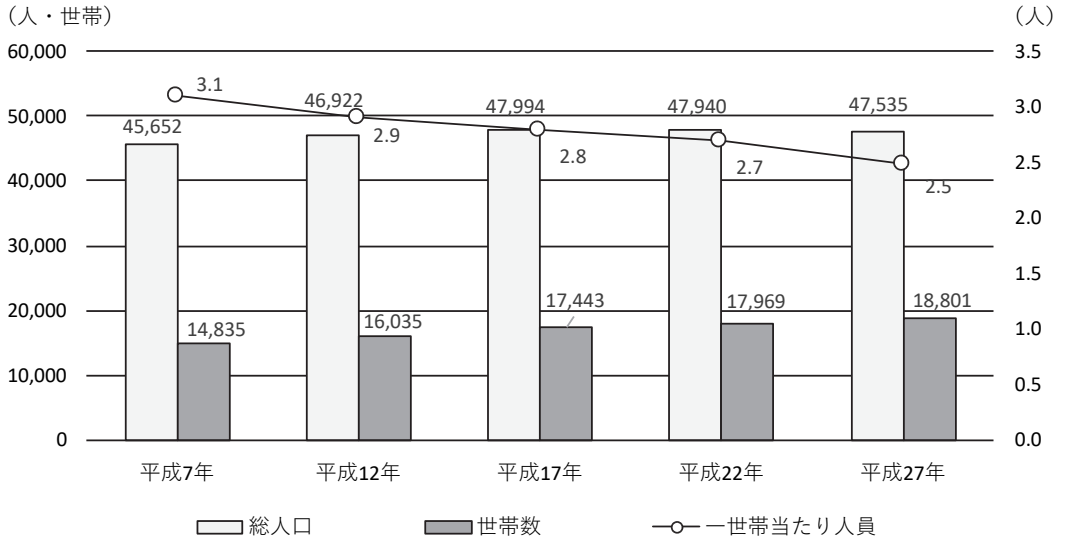

資料：国勢調査（各年）

（２）年齢別人口構成

平成 27 年の年齢 3 区分による人口及び人口割合については，年少人口（0～14 歳）が 6,158 人（13.0%），生産年齢人口（15～64 歳）が 29,059 人（61.5%），老年人口（65 歳以上）が 12,013 人（25.4%）となっています。

平成 17 年，平成 22 年の人口割合と比較すると，平成 27 年では年少人口，生産年齢人口は減少，一方で老年人口は増加し 25%を超えており，少子高齢化が進行しています。

平成 27 年の年齢・男女別人口構成を見ると，0 歳から年齢が上がるに連れ人口が増加していき 40～44 歳が 1 つ目のピークで，50～54 歳を境に再び増加し 65～69 歳が 2 つ目のピークとなっています。

◆年齢 3 区分人口の構成（各年10月 1 日現在）　（単位：人，%）

	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口	
		人口	割合	人口	割合	人口	割合
平成17年	47,994	6,452	13.4%	33,408	69.6%	8,133	16.9%
平成22年	47,940	6,311	13.2%	31,494	66.0%	9,927	20.8%
平成27年	47,535	6,158	13.0%	29,059	61.5%	12,013	25.4%

※総数には年齢不詳を含む。年齢別割合は総数から不詳を除いて算出している。

資料：国勢調査（各年）

◆年齢・男女別人口構成 （平成 27 年）　（人）

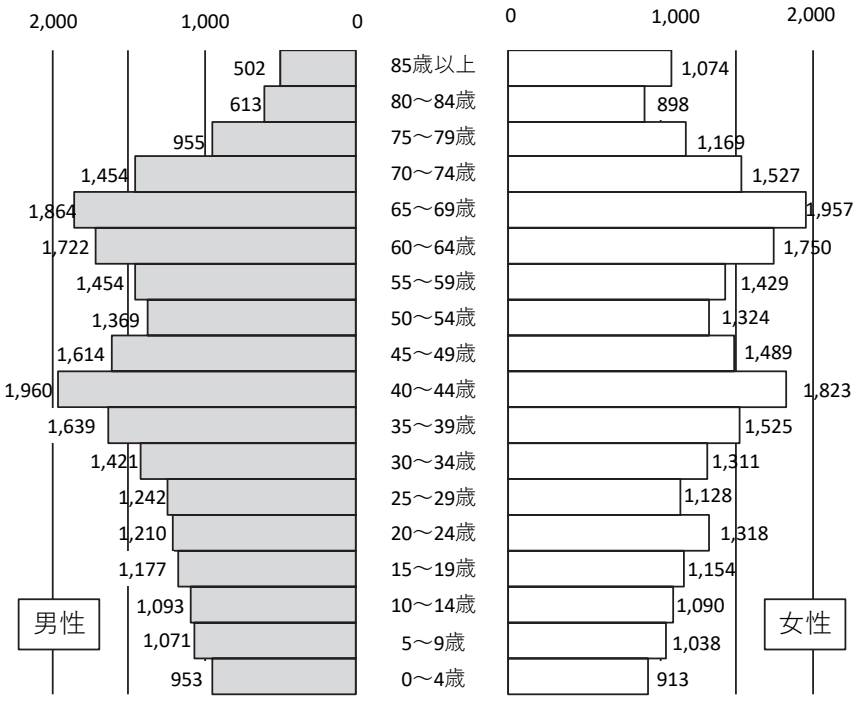

資料：平成 27 年　国勢調査

（３）地区別人口構成

平成 29 年 10 月現在（阿見町住民基本台帳人口）の地区別人口を見ると，本郷小地区が最も多く 13,240 人で，人口が増加している地区となっています。

次いで阿見第一小地区が 9,677 人，阿見小地区 9,671 人と，この 2 地区の人口が約１万人となっています。次いで舟島小地区 4,225 人，阿見第二小地区 3,989 人，実穀小地区 2,897 人，君原小地区 1,917 人で，最も少ない吉原小地区は 1,718 人となっています。

◆地区別人口構成

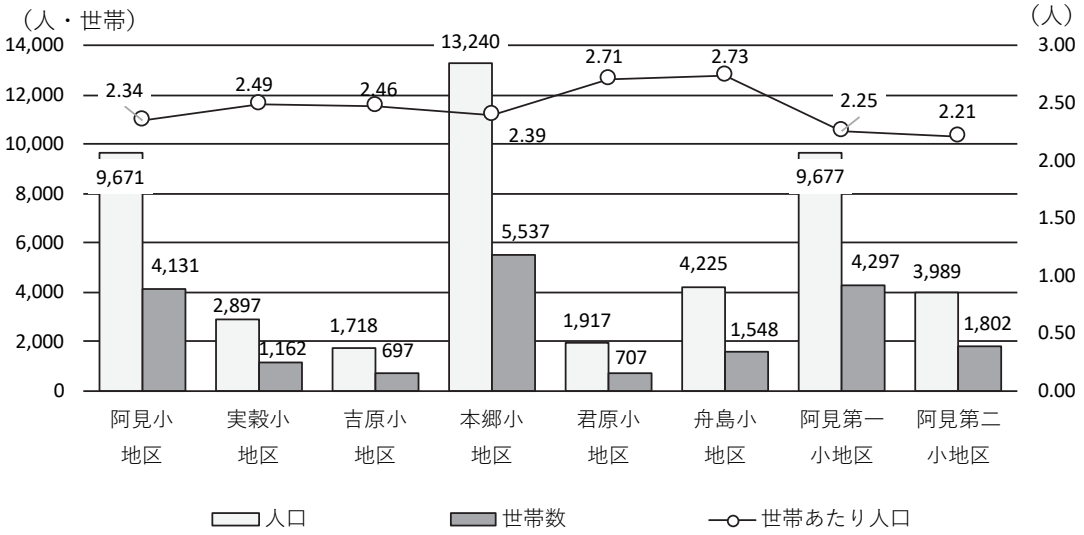

資料：阿見町住民基本台帳人口（平成 29 年 10 月現在）

（４）阿見町の人口特性（他市町村との比較）

本町の人口は，平成 27 年 10 月 1 日現在，茨城県 44 市町村中で 24 番目の人口を有しています。その人口の推移は前述のとおり，横ばい傾向にありますが，人口増加率を近隣市町村と比較すると，平成 22 年～平成 27 年の増加率は，牛久市を除きマイナスを示しているなか，阿見町は-0.8%と減少率が小さくなっています。

また，可住地面積は 53.78km^2 で，人口密度は約 666 人/km^2 と県平均の 478 人/km^2 よりも高くなっています。

◆人口他市町村比較（各年 10 月1日現在）

	茨城県	阿見町	土浦市	牛久市	美浦村
平成27年度人口（人）	2,916,976	47,535	140,804	84,317	15,842
人口増加率(H27/H22)	−1.8%	−0.8%	−2.1%	3.2%	−8.4%
人口密度（人/㎢）	478.4	665.8	1,145.8	1,431.0	238
面積(㎢)	6,097.1	71.4	122.9	58.9	67
可住地面積(㎢)	3982.54	53.78	99.35	47.82	29.22
可住地面積率(%)	65.3%	75.3%	80.8%	81.2%	43.9%

※可住地面積＝総面積－（林野面積＋主要湖沼面積），茨城県の面積には湖沼面積を含む，境界未定市町村の面積は総務省統計局において推定。

資料：平成 27 年　国勢調査/市町村早わかり（いばらき統計ネットワーク）

4　社会的特性

（１）産業・経済

15 歳以上の就業者数は平成 27 年現在 22,471 人で，総人口の 47.3%（平成 27 年）となっています。産業別就業者数は平成７年から増加傾向にありましたが，平成 22 年から減少に転じています。

産業別就業者割合を見ると，第１次産業は平成７年から減少が続き，平成 27 年にわずか 3.9%となっています。第２次産業は平成７年から減少が続いていましたが，平成 27 年には 27.2%とやや増加となっています。第３次産業は平成７年から増加が続いていましたが，平成 27 年には 68.9%とやや減少となっています。

◆産業別就業者数の推移

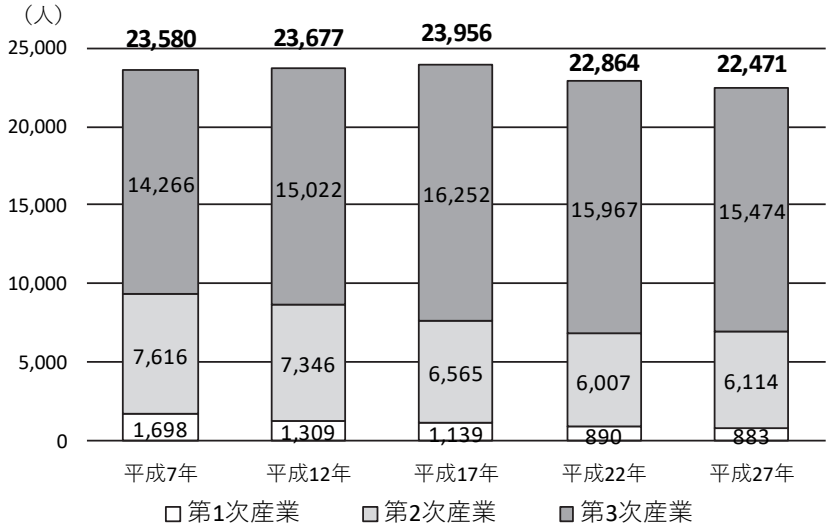

資料：国勢調査（各年）

◆産業別就業者割合の推移

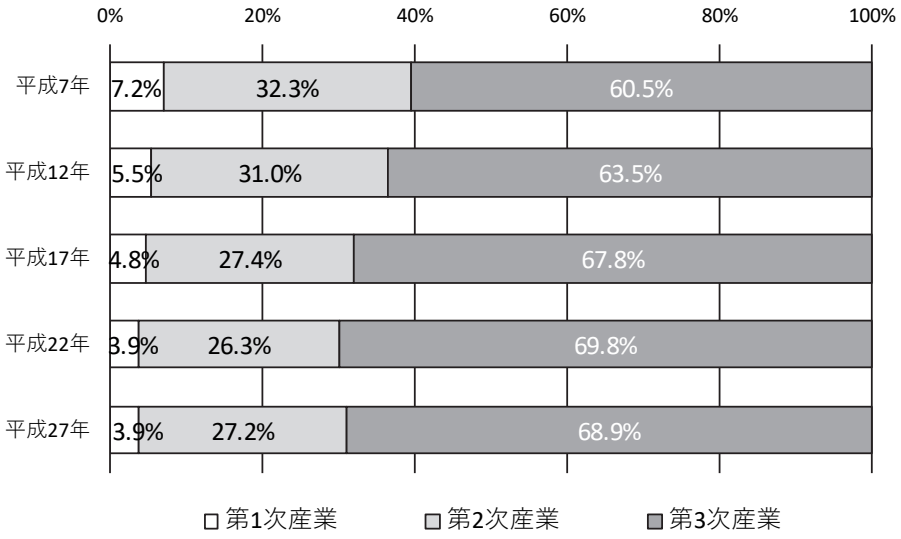

※第１次産業は農業，林業，漁業。第２次産業は鉱業，建設業，製造業。
第３次産業は第１・第２次産業及び分類不能以外のサービス業など。

資料：国勢調査（各年）

3章　阿見町の教育の現状

1　主な学習施設

（1）幼児教育の現況

平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が施行され，町内の幼稚園 3 か所が認定こども園に移行しました。平成 29 年度現在，町内幼稚園は 1 か所，定員数は 210 人，園児数は 187 人，認定こども園は 3 か所，定員数の合計は 660 人，園児数の合計は 519 人（うち 3～5 歳児は 491 人）となっています。

一方，保育所・園は，平成 29 年度現在，公立 3 か所，私立 3 か所の計 6 か所，定員数の合計は 795 人，園児数の合計は 722 人となっています。

◆町内幼稚園・認定こども園の状況の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
幼稚園数（か所）	4	4	1	1	1
定員数（人）	940	940	210	210	210
園児数（人）	736	732	199	191	187
認定こども園数（か所）	－	－	3	3	3
定員数（人）	－	－	660	660	660
園児数（人）	－	－	564	533	519
うち3～5歳児計	－	－	520	494	491

資料：子ども家庭課・学校教育課（各年5月1日現在）

◆町内保育所・園の園児数の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設数（か所）	7	7	6	6	6
公立	4	4	3	3	3
私立	3	3	3	3	3
定員数（人）	765	765	795	795	795
公立	405	405	365	365	365
私立	360	360	430	430	430
園児数（人）	729	794	766	747	722
公立	394	403	345	337	332
私立	335	391	421	410	390

資料：子ども家庭課（各年5月1日現在）

（２）義務教育の現況

平成 29 年度，義務教育を担う小学校は８校，中学校は町立が３校，私立霞ヶ浦高等学校附属中学校１校の４校となっています。

町立小学校児童数は，平成 25 年度からほぼ横ばいとなっていましたが，平成 29 年度は 2,502 人で前年度から約 50 人の減少となっています。

各小学校の状況は，本郷小学校は児童数が年々増加し，平成 29 年度は 874 人の大規模校となっています。その他の小学校は横ばいもしくは減少傾向で推移しており，阿見小学校，阿見第一小学校がおよそ 400～500 人規模，舟島小学校，阿見第二小学校がおよそ 200～300 人規模となっています。実穀小学校，吉原小学校，君原小学校は，全校で 100 人に満たない規模の児童数となっており，地域によって児童数に大きな偏りが見られます。

町立中学校生徒数は，平成 25 年度にやや増加となっていますが，平成 27 年度以降は減少傾向で推移しており，平成 29 年度は 1,210 人となっています。

各中学校の状況は，阿見中学校は平成 25 年度以降減少傾向で推移しており，朝日中学校，竹来中学校は平成 27 年度までは増加傾向で推移しますが，平成 28 年度以降は減少に転じています。平成 29 年度，生徒数が最も多いのは竹来中学校で 472 人となっています。

また，町立の小・中学校では，平成 27 年度末に全校の耐震化工事を完了しています。

◆町立小･中学校児童生徒数の推移　平成 25 年度～平成 29 年度　（人）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
阿見小	549	516	517	524	470
実穀小	99	89	85	81	91
吉原小	77	66	55	50	51
本郷小	645	701	755	838	874
君原小	79	78	77	83	76
舟島小	370	365	340	313	292
阿見第一小	558	507	479	457	433
阿見第二小	207	214	216	212	215
児童数合計	2,584	2,536	2,524	2,558	2,502
阿見中	482	468	441	416	388
朝日中	324	341	354	353	350
竹来中	461	482	490	481	472
生徒数合計	1,267	1,291	1,285	1,250	1,210

資料：学校基本調査(各年5月1日現在)

◆町立小学校別児童数の推移　平成 25 年度～平成 29 年度

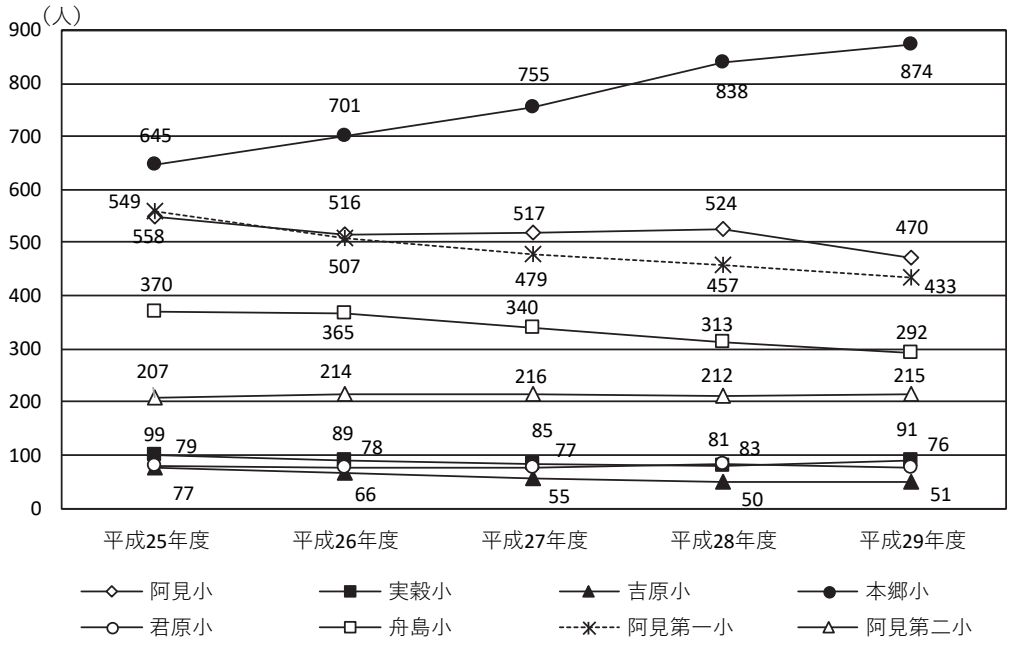

◆町立中学校別生徒数の推移　平成 25 年度～平成 29 年度

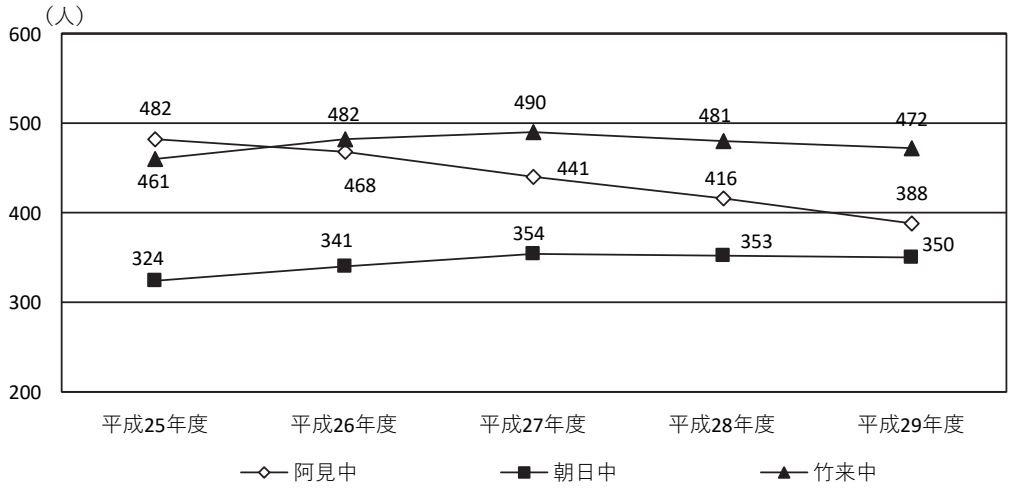

資料:学校基本調査(各年度)

（３）学校再編計画

本町においては，少子高齢化の進行により町全体の児童生徒数は減少傾向となっていますが，人口増加地区では児童生徒数が急増している状況です。そこで，阿見町立学校再編検討委員会を組織し検討を重ね，平成 27 年３月「阿見町立学校再編計画」を策定しました。

この計画に基づき，保護者，地域住民，学校，教育委員会が協議し合意形成を図りながら教育環境の整備を目指していきます。

平成 29 年度の小学校の児童数と学級数を見ると，吉原小学校で複式学級が出ている状況であり，加えて実穀小，君原小，阿見第二小学校で１学年 1 学級となっています。

平成 30 年度には、阿見小学校と吉原小学校が統合し阿見小学校に、実穀小学校と本郷小学校が統合して本郷小学校となります。さらに、本郷小学校から一部分離してあさひ小学校が開校します。

◆平成 29 年度町立小学校児童数と学級数（学級数の網がけは，1 学年 1 学級もしくは複式学級）

	阿見小	実穀小	吉原小	本郷小	君原小	舟島小	阿見第一小	阿見第二小
児童数（人）	470	91	51	874	76	292	433	215
学級数（学級）	16	6	4	27	6	11	14	6

資料：平成 29 年度阿見町の教育

◆再編の基本方針

	小学校	中学校
望ましい学校規模	・１学年２学級以上 概ね１学年２～４学級 学校全体では 12～24 学級	・１学年３学級以上 概ね１学年３～６学級 学校全体では９～18 学級
適正配置の基本的な考え方	・本郷地区に新設する小学校を含めて，町全域の配置を検討する。 ・望ましい学校規模に満たない学校は，遠距離通学者への配慮をして，隣接校との統合を検討する。	・望ましい学校規模であるため，現状のままとする。

◆町立小学校の適正配置

・進学する中学校を基本に小規模校を隣接校に統合する。
・実穀小，吉原小，君原小，阿見第二小を隣接校に統合し，本郷小の一部を新設校に分離し５校に再編する。
・小中一貫教育については，「阿見町教育推進委員会」を充実させ，今後，他の市町村の実施状況等を参考にして，阿見町の児童生徒の実態に合った教育について継続して調査・研究を行う。

◆小・中学校位置図（平成28年度及び適正配置計画）

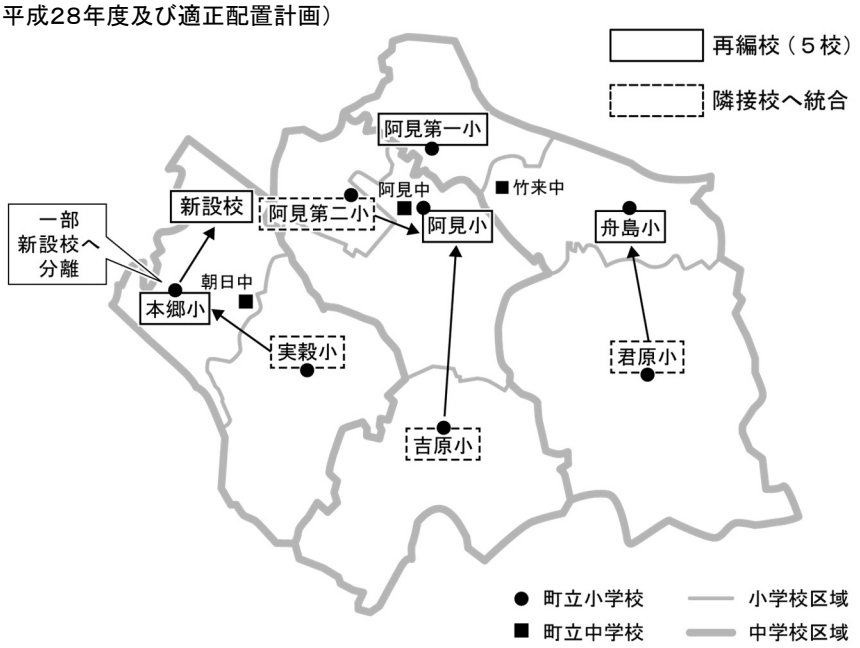

（４）高等学校・大学等の現状

阿見町には，私立高等学校が１校立地しています。また，私立霞ヶ浦高等学校は平成 16 年に男子校から男女共学になり，平成 21 年４月から中学校を併設しています。

大学等については，茨城大学農学部，茨城県立医療大学，東京医科大学茨城医療センター計３校が立地しており，質の高い高等教育機関の集積が本町の特徴となっています。

また，学校教育と社会教育がそれぞれ独自の教育機能を発揮し足りない部分を補完し合い協力する「学社連携」の事業では，茨城大学，県立医療大学，東京医科大学，東京農業大学，霞ヶ浦高校と連携している事業が多数あります。

◆高等学校の状況

学校名	特徴
私立霞ヶ浦高等学校	「至誠」「自由」「責任」「敬愛」「勤勉」の5つが校訓となっている。

資料：学校ホームページ

◆大学等の状況

学校名	特徴
茨城大学農学部	平成29年度より、食生命科学科と地域総合農学科の2つの学科に改組し、食料、食品、農産物の国際展開や地域農業の活性化を支える実務型農学系人材を育成する教育を推進する。
茨城県立医療大学	これからの保健・医療・福祉の幅広い医療分野を支える、高い資質と豊かな人間性をもった看護職、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師などの医療専門スタッフを育成する。
東京医科大学茨城医療センター	建学の「正義・友愛・奉仕」の精神に基づき、地域との連携を密にし、地域における医療、保健、福祉を支援し、患者の権利を尊重し安全な医療を提供する。

資料：大学案内等

◆平成 27～28 年度　学社連携事業（教育関係の所管課との連携事業のみを掲載）

連携事業名	概要
茨城大学との連携事業	
町指定文化財近代化遺産の公開	予科練平和記念館と連携した町民参加による戦跡めぐりを行う。
音楽で元気にするまちづくり事業	大学に在籍する学生音楽サークルによる，公民館ロビー等でのミニコンサートを行う。
大学連携公開講座	毎回テーマを設定し，大学から教授に公民館に出向いてもらい5回連続の公開講座を開催する。
あみゆめカフェ	茨城大学の学生たちが、阿見町の農産物を使った飲食物を提供し、カフェでの交流を通じて、地域住民と学生の交流の活発化を図る。
町大学間図書借受事業	町民が茨城大学や医療大学所蔵の図書を借受したい場合，阿見町立図書館を介して，要望した図書を利用することができる。
図書館協議会	図書館法第14条に基づき，図書館協議会委員は，図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。
県立医療大学との連携事業	
「給食だより」発行	毎月1回発行している「給食だより」に、食に関するワンポイントアドバイスの掲載を行う。
社会教育委員会	社会教育法第17条に基づき，社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言する。
いきいき学びの町AMI推進会議	生涯学習推進計画に基づき，生涯学習関連施策の進行管理等について協議を行う。
ふれあい地区館	認知症予防や健康教室等を開き，知識や技術の習得と意識の高揚を図る。
町大学間図書借受事業	町民が茨城大学や医療大学所蔵の図書を借受したい場合，阿見町立図書館を介して，要望した図書を利用することができる。
霞ヶ浦高等学校（附属中学校含む）との連携事業	
ふれあい地区館	ふれあい地区館まつりに，吹奏楽部やチアダンス部等が参加する。
児童生徒作品展	児童生徒作品展に作品を出品する。
よみきかせ「おはなしとむかしあそびの会」	霞ヶ浦高校演劇部による読み聞かせや遊びの指導を行う。（県南生涯学習センターボランティアと協働）
予科練平和記念館開館5周年記念式典	記念式典内で霞ヶ浦高校吹奏楽部による演奏を行った。
音楽鑑賞会	予科練平和記念館で音楽鑑賞会を行う。

資料：阿見町

（５）阿見町教育相談センターの現況

不登校の児童生徒に適応指導の場を設け，学校生活への復帰援助と，一人で生きていける力を養っています。また，学校生活で悩みをもつ児童生徒及びその保護者，学級担任などから悩みの相談を受け，児童生徒の健全育成に努めています。

相談室名	概要
適応指導教室「やすらぎの園」	開設日：毎週月～金曜日（小・中学校の登校日に準ずる） 時　間：午前 9 時～午後 3 時（保護者の希望により午前 8 時から開所する） 通所方法は自由（小学生は原則保護者送迎）
心の電話教育相談室	相 談 日：毎週月～金曜日 相談時間：午前 9 時～午後 3 時 来所による相談も可

（６）特別支援学校の現況

茨城県内 24 校の特別支援学校のうち，県立霞ヶ浦聾学校の 1 校が町内に設置されており，県南・県西地域 22 市町村の聴覚障害教育（幼稚部，小学部，中学部）を担っています。

◆特別支援学校の教育目標

学校名	教育目標
県立霞ケ浦聾学校	○聴覚に障害のある幼児児童生徒一人一人に，教育的ニーズに応じた支援や指導を行い，それぞれのもつ能力や可能性を最大限に伸長する。 ○主体的に自立と社会参加ができるよう，一人一人の生きる力を培う教育の充実を図る。 ・心身共に健康で，人間性豊かな幼児児童生徒を育てる。 ・豊かなコミュニケーション力を育て，確かな日本語を養う。

資料：茨城県立霞ヶ浦聾学校ホームページ

４章　町民ニーズの動向

■　「阿見町教育振興基本計画　後期基本計画」策定に係るアンケート調査

（１）小・中学生保護者対象のアンケート調査結果の概要

〇家庭生活について

- 保護者が子どもの家庭での生活で特に気をつけていることは，「規則正しい生活を送らせる」ことや「マナー・ルールを守らせる」こととなっています。また，中学生保護者では，「お金の貸し借り，物の貸し借りにけじめをつける」ことにも気をつけています。
- 子どもがスマートフォンなどの通信端末を利用することについては，「家族・友達と連絡を取るために必要」，「外出時の防犯対策のために必要」と考える保護者が多い一方で，「ネット閲覧に制限をかけるなどの対策は必要」と考えている保護者も多く，「ネットトラブルに巻き込まれないか不安」，「できることなら持たせたくない」など，子どもがスマートフォンなどを利用することに不安をもっています。
- 子どもの教育や学校生活については，「学校の成績」が最も気になる悩みとなっています。小学生保護者では「しつけの仕方」や「子どもの友達」といった生活面での悩みが多く，中学生保護者では「学校の成績」や「子どもの進学」など学業面での悩みが多くなっています。
- 教育について不安を感じた時に相談するのは「家族」や「友人」といった身近な人が多くなっています。

〇学校生活について

- 小学生保護者の約７割が，子どもが学校に通うのが楽しそうだと感じています。一方で，中学生保護者では楽しそうだと感じている割合がやや減少し，「あまり楽しくなさそう」と感じている割合がやや増加しています。
- 学校の授業の理解度では，小学生保護者の８割は，子どもは概ね授業を理解していると思っていますが，中学生保護者では「あまり理解できていない」と思う割合が２割を超えています。
- 小・中学生全体では，家庭での学習で，宿題については「いつもする」が７割を超えています。予習・復習については「あまりしない」や「ほとんどしない」の割合が多くなっています。学校以外の学習については「ほとんどしない」の割合が多くなっています。
- 小学生と中学生を比較すると，宿題は小学生の方がしている割合が多くなっていますが，予習・復習や学校以外の学習は中学生の方がしている割合が多くなっています。
- 学校での指導については，多くの保護者が「熱心に指導している」，「先生が児童生徒との信頼関係を築こうとしている」と感じており高い評価となっています。一方，「児童一人一人にあった学習・指導がされている」については，そのように思っていない保護者も多くなっています。

〇学校教育について

- 学校教育の取組に関しては「補習等の学習支援」や「習熟度別指導」，「クラスでの複数教員による指導」といった個に応じた指導が求められています。一方で，「阿見町のふるさと教育の充実」，「幼稚園保育園と小学校の連携による小学校入学への円滑な接続」についての必要性は低くなっています。
- 小学生と中学生を比較すると，小学生では「クラスでの複数教員による指導」，「小学校における教科担任制」，「特別支援教育の充実」，「小中連携や小中一貫教育の取組」が多く，中学生では「教科での少人数指導」，「習熟度別指導」，「理科や算数・数学教育の充実」，「補習等の学習支援」が

多くなっています。

- 豊かな心や健やかな体の育成の取組に関しては，「道徳教育・人権教育の充実」，「体験活動の充実」，「いじめ問題などの相談体制の整備」に力を入れることが求められています。
- 学校教育で取り組んでいる項目についての満足度・重要性では，どの項目も重要性は高く 25 項目の平均は 4.07 となっています。満足度では低い評価の項目もあり，25 項目の平均は 3.15 となっています。（最高値は 5，中間値は 3，最低値は 1）
- 学校教育で取り組んでいる項目についての満足度では，「学校行事」が最も高く 3.73 となっています。一方，「国際教育や外国語教育によるコミュニケーション能力の育成」，「キャリア教育」は 2.77 と低い満足度となっています。
- 小学生保護者では，「緊急時の保護者との連絡体制」の満足度が最も高くなっています。
- 学校教育で取り組んでいる項目についての重要性は全体的に高く，「基礎的な学力を身につける学習」，「いじめ・暴力行為等への問題への取組・未然防止」，「豊かな心を育てる教育」，「通学路の安全確保対策・交通安全教室」などが高く，一方，「伝統・文化に関する教育」，「就学前教育の充実」などがやや低くなっています。
- 中学生保護者では，「緊急時の保護者との連絡体制」の重要性が最も高くなっています。

〇地域活動との関わりについて

- 地域の子どもたちとは「道であったら挨拶をかわす」，「困っているような時は声をかける」などの接し方が多くなっています。
- 地域と家庭，学校の連携・協力については「整っている」と思っている保護者が半数を超えています。
- ９割近くの保護者が，地域で力を入れることで重要なのは「子どもの安全を確保すること」であると考えています。
- コミュニティ・スクールについては「指定すべき」という意見が約６割と最も多くなっていますが，「指定すべきでない」が 2 割，コミュニティ・スクールについて具体的な内容がわからないという回答も多数ありました。

〇卒業後の進路や将来について

- 子どもの中学卒業後の進路については，８割近くの保護者が「県立高等学校」を考えていることが分かります。
- 子どもが生涯にわたって阿見町で暮らしていくことを望んでいる保護者は４割ほどとなっていますが，３割は「わからない」という回答となっています。

〇自由回答について

- 子どもたち一人一人の良さを生かした教育や地域との関わりを大切にした教育を望む意見などが挙がっています。
- 小学校からの英語教育など，もっと学力向上に取り組んでほしいとの意見や周辺市町村との教育レベルの差を気にする意見など学力に関する意見が多くありました。

〇前期計画アンケート調査結果（前回調査）との比較について

- 家庭での生活で特に気をつけていることでは，前回調査では規範に関することが多く，今回調査では言葉づかいや行儀に気をつけている家庭も多くなっています。
- 教育や学校生活について気になる悩みは，今回調査では，成績や進学，しつけ，子どもの友達に関する悩みに加えて，子どもの健康についての悩みも多くなっています。

・教育について不安を感じた時に相談する相手として，今回調査では学校の先生が前回調査より多くなっています。また，どの相談相手も前回より割合が多くなっており，相談する機会が増加していることがうかがえます。
・子どもが学校に楽しそうに通っていると見える割合は前回調査とほぼ同じ割合ですが，「とても楽しそう」に学校に通っている割合はやや減少しています。
・学校の授業の理解度については，今回調査では，「まあまあ理解している」がわずかに減少している一方で，「あまり理解できていない」がわずかに増加しており，前回調査よりやや悪くなっています。
・学校の宿題については前回調査より「いつもする」がやや減少，予習・復習については「いつもする」がやや増加しています。また，学校以外の学習もしている子どもがやや増加しています。
・地域の子どもたちとの接し方では，子どもが危ないことや悪いことをした時に注意する大人がやや減少している一方で，子どもが困っている時には声をかける大人はやや増加しています。
・地域と家庭，学校の連携・協力体制については，前回調査から「わからない」の回答が減っており，地域との連携への関心が高くなっている傾向がうかがえます。
・地域で子どもの安全を確保することに対する関心の高さは前回から継続しています。
・中学卒業後の進路については，前回同様，中学生保護者では，県立高等学校が約８割となっていますが，今回調査では私立高等学校がやや増加しています。

（２）小・中学校教職員対象のアンケート調査の概要

○児童生徒の様子，教育全般について

・「児童生徒が学校に通うことが楽しいと感じている」と認識する教職員が多いことが分かります。
・学校教育において，確かな学力や生きる力を身につけていくために，最も重要なものは「自ら課題を発見し，解決する能力」で，小学校では，「社会で自立するための基礎的な力」や「創造的な力やチャレンジ精神」，中学校では「コミュニケーション能力」も重要視されています。
・学校教育の取組に関して力を入れる必要があるのは，「教科での少人数指導」，「クラスでの複数教員による指導」といった一人一人に応じた指導ができる取組となっています。
・学校教育において，道徳心の定着や健やかな体や心の育成として身につけさせたい力で最も重要なものは「豊かな心や道徳心」と「社会的な常識やマナー」となっています。
・豊かな心や健やかな体の育成の取組に関して力を入れる必要があるのは，「道徳教育・人権教育の充実」，「体験活動の充実」，「家庭教育への支援」となっています。
・学校教育で取り組んでいる項目についての満足度・重要性では，どの項目も重要性は高く 25 項目の平均は 4.28 となっています。満足度も高く，25 項目の平均は 3.39 となっています。（最高値は５，中間値は３，最低値は１）
・学校教育で取り組んでいる項目についての満足度では，「学校行事」が最も高く４を超えています。一方，「コンピュータ等の情報通信技術を活用した授業」，「キャリア教育」，「就学前教育の充実」は３を下回り，やや低い満足度となっています。
・学校教育で取り組んでいる項目についての重要性では，「基礎的な学力を確実に身につける学習」が最も高く 4.5 を上回っています。「伝統・文化に関する教育」，「部活動・クラブ活動」，「自然体験やボランティア活動」，「学校と地域との交流や地域の人材の有効活用」は４を下回っています。

〇学校組織・勤務環境について

- 職務上の悩みを相談するのは，「職場の同僚」が８割近くと最も多くなっています。
- 職務については「大変忙しい」が最も多く，「時々忙しい」と合わせると９割以上となり，教員が多忙な状況であることが分かります。
- 忙しいと感じる原因は，「事務処理が多い」，「報告書類の作成」となっており，授業以外の業務が多いことが分かります。
- 職務の忙しさを改善するために，「仕事に優先順位をつける」，「計画的に取り組む」など効率的な取組がある一方で，「早朝や土曜・日曜の出勤，自宅に持ち帰る」などの意見もあり，課題となっています。また，タイムカード導入の効果もあげられています。
- 生徒指導をする上での課題は，「生徒指導にかける時間が十分に取れない」，「保護者の協力が得られない」，「指導をしているが効果が表れない」となっており，時間の確保が優先課題となっています。
- 学習指導をする上での課題は，「個に応じた学習指導力の不足」，「ＩＣＴ教育に対応したネットワークやタブレット端末などの不足」，「教育用コンピュータなどを使いこなすＩＣＴ活用能力の不足」となっており，ＩＣＴ教育に関する課題が多いことが分かります。

〇教員の資質向上について

- 教師として特に必要な能力は「教科の指導力」，「豊かな人間性」といった児童生徒を指導するための能力に次いで，「学級の経営力」が必要との回答が多くなっています。
- 教職員の資質向上のためには，「教科の指導力を高める研修」，「子どもの理解・学級経営の指導力を高める研修」の回答が非常に多くなっています。
- 保護者との対応での悩みは，４割弱の教職員が感じており，「あまりない」が約５割となっています。

〇地域と学校の連携について

- 地域と家庭，学校の連携・協力体制は「整っていると思う」が６割以上で，「大変よく整っていると思う」と合わせると７割以上となります。
- 学校・地域・家庭が連携協力するのに必要なことは「家族同士の交流，地域コミュニティの活性化」，「地域の大人に対する地域の教育力の積極的な意識づけ」が多くなっています。
- コミュニティ・スクールについては「指定するべきではない」がやや多いものの「指定すべき」と拮抗しています。

〇学校の施設，安全・安心な環境について

- 学校の施設や設備等については「教室の冷暖房装備」，「机や椅子などの備品の更新」，「トイレの改修」，「情報通信技術を活用した教育に必要なコンピュータなどＩＣＴ機器の充実」，「授業で使う備品の更新」の充実や改善を望む意見がそれぞれ５割を超えています。
- 学校の安全な教育環境づくりでは，「災害時緊急時の保護者との連絡体制」，「学校施設の防犯体制の強化」に力を入れてほしいという意見が多くなっています。中学校では「自転車の乗り方などの交通安全教室」が最も多くなっています。
- 児童生徒が安心して学校で過ごせる環境づくりでは，「学校・家庭・地域が連携して児童生徒の自律と社会性を育成する取組」が最も多くなっています。

〇自由回答について

- 教員の多忙化についての意見では，管理職を含め業務の効率化を図ること，人的支援を充実させることなどが意見として挙がっています。
- エアコンの設置についての意見が多く，学習環境への対応が求められています。また，ＩＣＴ教材の不足，学習用教材の不足などについても多くの意見がありました。
- 名簿，行事については個別に提案が示されており，現場のヒアリングなども効果的と考えられます。

〇前期計画アンケート調査結果との比較について

- 回答者の年齢が前回調査と比べ，「29 歳以下」が減少「50 歳以上」が増加し，教職員の年齢構成の偏りが進んでいます。
- 職務上の悩みの相談相手については，前回・今回調査ともに「職場の同僚」で次いで「職場の管理職」となっています。また，今回調査では「別の学校の元同僚・管理職」も多くなっています。
- 教職員の職務の忙しさについては，前回調査と比べ「大変忙しい」が減少しており改善が見られます。しかし，「大変忙しい」と「時々忙しい」を合わせると前回調査との差があまり見られず，教職員の職務軽減への取組は継続が必要と考えられます。
- 教師に必要な能力は，前回調査では 4 番目に多かった「学級の経営力」が今回調査では 3 番目に多くなっており，学級の経営力の重要性が認識されるようになってきています。
- 教職員の資質向上のための研修では，前回調査と概ね同じ結果となっていますが，今回調査で追加した「教育用コンピュータの活用などＩＣＴを活用した教科の研修」が５番目に多くなっており，教職員にはＩＣＴへの対応能力の向上が求められていることが分かります。
- 保護者との対応で悩んでいることは，前回調査と比べ「たくさんある」がわずかに増加している一方，「まったくない」もわずかに増加しています。
- 地域と家庭，学校の連携・協力体制が「大変よく整っていると思う」が前回調査より増加している一方，「あまり整っているとは思えない」も増加しています。
- 学校・地域・家庭が連携協力するのに必要なことは，前回調査では「ＰＴＡ活動の活性化」が最も多くなっていましたが，今回調査では「家族同士の交流，地域コミュニティの活性化」となっています。

５章　阿見町の教育課題の整理

（１）上位・関連計画等からの留意事項

①第２期教育振興基本計画

・「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」が求められています。
・多様で変化の激しい社会を生き抜く力の養成を図ることが必要です。
・新たな価値を創造するグローバルな人材の養成が求められています。
・意欲のあるすべての人への学習機会の確保が求められています。
・互助・共助による活力あるコミュニティの形成が求められています。

②いばらき教育プラン（茨城県教育振興基本計画）

・学校・家庭・地域が役割を果たし，社会全体で子どもを守り育てる体制を構築し，子どもたちの自主性・自立性が育まれることが求められています。
・「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた子どもの育成を図ることが必要です。
・誰もが安心して学べる教育環境づくりが求められています。

③阿見町第６次総合計画

・阿見町の幼児一人一人が適切な幼児教育を受けられるように，幼稚園，認定こども園などのニーズに対応した幼児教育施設の定員を確保していく必要があります。
・確かな学力の定着とそれを支える教師の指導力等の向上を図る必要があります。
・児童生徒の豊かな心を育むとともに，規範意識や規則正しい生活習慣などの指導の充実が求められています。
・すべての子どもが個々に応じた教育が受けられるよう，特別なニーズに対応した教育が求められています。
・児童生徒がいきいきと教育を受けられるよう，健やかな体の育成を図る必要があります。
・安全・快適で質の高い教育環境の整備が求められています。

（２）阿見町の現況からの課題

①阿見町の歴史，文化，自然など地域特性を踏まえた教育の推進

・豊かな水と緑，温暖な気候など人々が快適な生活を営む条件がそろった地域性を生かすとともに，これまで先人が培ってきた歴史・文化を次世代に引き継いでいくため，郷土教育，環境教育の充実が求められています。
・また，茨城大学農学部，県立医療大学，東京医科大学茨城医療センターの高等教育機関の立地を生かした質の高い学校教育・生涯学習の推進が求められています。

②人口構造の変化に対応した教育の推進

・少子化や人口構造の変化により，全国的に児童生徒数は減少傾向にある。阿見町においては，全体としては大きな減少はないものの，長期的には減少していくことは確実となっています。
・また，市街地と周辺地域の人口集積には格差が生まれており，教育環境の適正化を図る観点から，平成 27 年に策定した再編計画に基づき，順次適正化を図っていく必要があります。

③産業構造・人口動態からみた教育の課題

- 産業構造の変化に伴い第３次産業就業者は約７割に達しています。
- また，首都圏へ通勤する住民の増加や共働き家庭の増加に伴い，地域のなかで子どもたちが安心して暮らすことができる環境が崩壊しつつあります。

（３）学校教育の現状からの課題

①幼児教育

- 少子化の影響で幼稚園の園児数は減少傾向にあり，平成 25 年度以降は保育所の園児数が幼稚園の園児数を上回っています。平成 27 年度の幼稚園の認定こども園への移行に伴い，３歳未満の幼児で認定こども園へ入園する子どもが出てきています。保育を必要としながらも幼稚園教育を望んでいる保護者が増えてきています。
- 子ども・子育て支援法の施行にともない，誰もが質の高い教育が受けられるような取組が必要となっています。すべての子どもを対象とした幼児教育の基本的な考え方を示すことが求められています。

②義務教育

- 本町の児童数・生徒数は，過去５年間の推移を見ても，ほぼ横ばいとなっており，全体としては大きな減少傾向は見られないが長期的には減少傾向にあります。
- 市街地及び新たな市街地が形成された本郷地区では児童数・生徒数が増加している一方で，集落地域では減少しているため，集落地域の小規模校においては複式学級が発生するなど教育環境の維持が課題となっています。
- このような状況に対応し，教育の公平性を担保する観点から，阿見町立学校再編計画に基づき，地域の理解を得ながら，再編を進めていく必要があります。
- 再編にあたっては，地域住民，保護者との調整を図ることはもとより，再編の当事者である児童生徒の立場に立ったきめ細かいフォローアップも重要となっています。

③高等教育機関

- 阿見町は，大学等が３校立地するなど，非常に恵まれた環境となっているが，これらの地域優位性を，教育全般，まちづくりに生かし切れていないのが現状です。
- 大学等との連携事業や交流を積極的に推進し，まちの教育力向上に繋げていくことが求められています。

（４）アンケートからの課題整理

保護者アンケート

①家庭生活について

- 家庭で気をつけていることは規則正しい生活やマナー・ルールを守ることとなっています。
- スマホについては，必要とする意見が半数近くになっている反面，ネットトラブルや閲覧制限の必要性などを指摘する声も高くなっています。
- 学校生活の悩みについては，成績や進路が多く，子どもの友達についての悩みも多くなっています。
- 不安を感じた時の相談は，家族か先生が圧倒的に多い結果となっています。

②学校生活について

- 学校生活については「楽しそう」が６割近くとなっています。

・学校の授業の理解度は７割を超えています。
・学校の宿題や予習・復習について，宿題はよくやっているが，予習・復習，学校以外の学習はともに５割程度となっています。
・学校の指導については，「熱心に指導している」「先生が，児童生徒との信頼関係を築こうとしている」と感じている保護者が多く，「児童生徒一人一人にあった学習・指導をしている」は比較的少なくなっています。

③学校教育について
・学校が特に力を入れる必要があるのは「補習等の学習支援」「習熟度別指導」「クラスでの複数教員による指導」で，豊かな心や健やかな体の育成については，「道徳教育・人権教育」「体験活動の充実」「いじめ問題などの相談体制の整備」をあげた人が多くなっています。
・学校教育で取り組んでいる項目についての満足度は，ほとんどの項目で「ふつう」と回答した方が多く，不満度が満足度を上回る状況となっています。
・満足度で低かった項目は，「国際教育や外国語教育によるコミュニケーション能力の育成」，「キャリア教育」となっています。
・重要性は全体的に高くなっており，「伝統・文化に関する教育」，「就学前教育の充実」が比較的低い項目となっています。

④地域活動との関わりについて
・普段，地域の子どもたちとどのように接しているかについては，「道であったら挨拶をかわす」「困っているような時は声をかける」という回答が多くなっています。
・家庭と地域の連携については，「整っている」と感じている人が５割近くいる一方，そう思わない人も３割強いることが分かります。
・地域で力を入れるべきことは，「子どもの安全を確保すること」が非常に多くなっています。
・コミュニティ・スクールについては，指定すべきと考えている人が６割となっています。

⑤卒業後の進路・方向性について
・卒業後の進路については，県立が 78%，私立が 6.6%となっています。
・子どもが阿見町に住んでほしいかについては，望んでいる人が４割，望んでいない人が２割強，わからないが３割となっています。

教職員アンケート

①児童生徒の様子，教育全般について
・「児童生徒が学校に通うことが楽しいと感じている」と認識する教職員が多くなっています。
・確かな学力や生きる力を身につけていくために，最も重要なものは「自ら課題を発見し，解決する能力」となっています。
・「教科での少人数指導」，「クラスでの複数教員による指導」といった一人一人に応じた指導ができる取組に力を入れる必要があります。
・道徳心の定着や健やかな体や心の育成として身につけさせたい力で最も重要なものは「豊かな心や道徳心」と「社会的な常識やマナー」となっています。
・「道徳教育・人権教育の充実」，「体験活動の充実」，「家庭教育への支援」の取組に力を入れる必要があります。
・学校教育で取り組んでいる項目については，どの項目も満足度・重要性ともに高くなっています。
・満足度で低かった項目は，「コンピュータ等の情報通信技術を活用した授業」，「キャリア教育」，「就学前教育の充実」となっています。

・重要性で低かった項目は，「伝統・文化に関する教育」，「部活動・クラブ活動」，「自然体験やボランティア活動」，「学校と地域との交流や地域の人材の有効活用」となっています。

②学校組織・勤務環境について

・職務上の悩みを相談する相手は「職場の同僚」が８割近くとなっています。
・教員が多忙な状況であり，忙しいと感じる原因は授業以外の業務が多くなっています。
・生徒指導では「生徒指導にかける時間が十分に取れない」など，時間の確保が優先課題となっています。
・学習指導では，「ＩＣＴ教育に対応したネットワークやタブレット端末などの不足」，「教育用コンピュータなどを使いこなすＩＣＴ活用能力の不足」などＩＣＴ教育に関する課題が多くなっています。

③教員の資質向上について

・教師として特に必要な能力は「教科の指導力」，「豊かな人間性」といった児童生徒を指導するための能力だけでなく，「学級の経営力」も必要とされています。
・資質向上のために，「教科の指導力を高める研修」，「子どもの理解・学級経営の指導力を高める研修」を受けたいと望んでいます。
・保護者との対応での悩みは，４割弱の教職員が感じているが，「あまりない」も約５割となっています。

④地域と学校の連携について

・地域と家庭，学校の連携・協力体制は整っていると感じている教職員が大変多くなっています。
・学校・地域・家庭が連携協力するのに必要なことは「家族同士の交流，地域コミュニティの活性化」，「地域の大人に対する地域の教育力の積極的な意識づけ」が多くなっています。
・児童生徒が安心して学校で過ごせる環境づくりで特に力を入れてほしいものは，「学校・家庭・地域が連携して児童生徒の自律と社会性を育成する取組」が多くなっています。

（５）前期計画の達成度からの課題整理

①未来を拓き生きる力を育てる教育の推進

・重点施策「小・中学校９年間を通した切れ目ない教育の推進」に係る取組は，阿見町の授業スタンダード※の実践やＩＣＴ社会への対応など着実に進められているが，ＩＣＴ教育の充実が望まれているなか，ＩＣＴ支援員の配置などＩＣＴを効果的に活用した教育を推進するための人材の充実が求められています。
・重点施策「自立を促す確かな学力の醸成と教師・指導者の育成・支援」については，学力低下を抑制するためのＴＴ講師の配置や教科担任制，家庭学習の支援などを進めています。

※阿見町の授業スタンダード：課題提示の工夫，身につけた学習内容の振り返り，適用練習の時間の確保。

②豊かな心と健やかな体の育成

・重点施策「健やかな心身の育ちをサポートする体制の充実」については，児童生徒のボランティア活動，不登校や引きこもり対策など着実に推進しています。児童生徒のボランティア活動をさらに充実させていくには，授業時間の確保が必要となっています。

③社会全体での教育力の向上

・重点施策「地域ぐるみで進める家庭の教育力，地域の教育力の向上」については，「乳幼児期か

らの家庭教育支援の取組」などを進めているほか，学習支援ボランティアでは「学びのサポートプラン」の活用などで取り組んでいます。開かれた学校づくりの観点から，学校の情報を地域や家庭に公開していく取組強化が重要となっています。

④安心・快適で質の高い教育環境の創造

- 重点施策「安全・快適かつ質の高い教育環境の形成」については，町民の防災意識の高まりや我が国の防災対策強化の流れのなかで推進されています。全校での学校防災推進委員会の設置や学校ごとの「危機管理マニュアル」の活用が重要となっています。
- 重点施策「小・中学校の教育環境と適正配置の検討」については，平成 27 年度に全校ＩＣＴ環境整備が完了しているほか，義務教育施設の再編計画が策定され，教育環境の整備に取り組んでいます。再編については，地域との協議を進めながら着実に推進していくことが必要となっています。

■基本構想

１章　基本理念

我が国の教育を取り巻く背景や学校教育，生涯学習の課題を見ると，全国的な傾向と同様に，学力の二極化，家庭の教育力の低下，地域コミュニティの希薄化による地域の教育力の低下，教育内容の複雑・多様化による教師の負担増など，様々な緊急課題が顕在化しています。

このような状況に対応するため，平成 18 年，教育基本法が約 60 年ぶりに改正され，社会全体で「教育立国」の実現に取り組む新しい時代の教育理念が明示されました。

このような中，阿見町においては，教育基本法の理念のもと，豊かな自然環境に育まれ培われてきた阿見町の風土・歴史・伝統を踏まえながら，教育課題に的確に対応し，阿見町らしい教育を進め，子どもたちの「生きる力」を醸成していくことが求められています。

そのため，基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに，活用・探求などの学習活動を通じた思考力・判断力・表現力の育成を図っていくことが必要です。

また，低下が懸念されている家庭教育の支援に努めながら，阿見町で育つ子どもたちが郷土や平和を愛し，未来を担っていけるような豊かな心を醸成していくことが必要です。

さらに，地域の絆や，地域コミュニティとの連携はもとより，すべての大人たちが子どもたちのより良い未来のために力を合わせていくことが重要です。

阿見町は，教育は町民すべての手で支えていくとの理念を掲げ，家庭，地域，学校，行政が，手を携えて，まちぐるみ，地域ぐるみで育てる教育を推進していきたいと考えます。

これらのことから，阿見町の教育の基本理念を次のように設定しました。

学びあい
支えあい
共に輝く人づくり

２章　施策の基本方向

◆１　未来を拓き生きる力を育てる教育の推進◆

阿見町民が共有できる教育理念を掲げ，９年間を通した阿見町の教育システムを構築することにより，子どもたちが将来に夢と希望をもち，その実現に向かって着実に進んでいけるような教育の推進に努めます。また，基礎的・基本的な知識・技能の習得など確かな学力の定着を目指した教育を推進します。さらに，情報教育，環境教育，多文化共生の環境の充実など，時代に対応した教育について柔軟に推進していきます。

子どもたちの学力を支える教員の資質向上を図るため，そのサポート体制の充実に努めるとともに，多様な学習支援を展開していきます。

特別支援教育については，支援を必要とする誰もが個々の教育的ニーズに応じた教育が受けられるよう，指導の充実に努めるとともに，就学から卒業までの切れ目ない支援を図ります。

《重点事項》

★小・中学校９年間を通した切れ目ない教育の推進

- 一貫した教育理念に基づいた切れ目ない教育の推進及び幼保小の連携強化
- ＩＣＴを活用した授業の充実と情報モラル教育の強化
- それぞれの教育的ニーズに対応した特別支援教育の充実

★自立を促す確かな学力の醸成と教師・指導者の育成・支援

- 学力低下・学力の二極化の改善のための対策強化
- 学習支援のための多様な人材の活用（ボランティア，退職教員など）
- 児童生徒の学力向上を支える教職員の労働環境の改善

◆２　豊かな心と健やかな体の育成◆

一人一人の子どもたちの豊かな心を育むため，道徳教育の充実や読書活動の推進を図るとともに，本町の地域性を生かした郷土教育や文化芸術活動の推進，予科練平和記念館を活用した平和教育，社会性や豊かな人間性を育むための体験活動やボランティア活動の推進に努めます。

また，健やかな体を育成するため，学校体育の充実による体力づくり，学校保健・健康教育による健康の増進，食育の推進と安全な学校給食を提供するとともに，スポーツを楽しむ機会の提供に努めます。

さらに，子どもたちが安定した未来を築けるよう，勤労観・職業観の醸成に努めるとともに，子どもたちの置かれている様々な状況にきめ細かく対応できる生徒指導の充実を図ります。

《重点事項》

★健やかな心身の育ちをサポートする体制の充実

- 道徳教育や郷土教育，平和教育など，阿見町の特徴を生かした心の教育の推進
- 学校図書館の充実と児童生徒の読書活動の推進（学校図書館司書の活用）
- 社会性の発達に資する児童生徒のボランティア活動の促進と体験活動の推進（地域人材の活用）
- 関係者の連携によるいじめや不登校，ひきこもりなどの早期発見ときめ細かな相談体制の充実
- 「生きる力」の重要な要素である体力の向上と健康増進に資する健康教育の充実など命を大切にする教育の推進

◆３　社会全体での教育力の向上◆

社会全体での教育力の向上を目指し，開かれた学校づくりにより，地域を巻き込んだ教育を進めていきます。また，乳幼児期からの支援や地域住民の連携により，家庭の教育力，地域の教育力の向上を目指します。

さらに，誰もが差別されることなく平等に参画できる社会を目指し，人権教育，男女平等教育を推進します。

《重点事項》

★地域ぐるみで進める家庭の教育力，地域の教育力の向上

- 乳幼児期からの家庭教育や就学前教育の重要性を踏まえた支援の充実
- 児童生徒の生き抜く力をサポートする学校支援ボランティアの養成
- コミュニティ・スクール導入に向けた計画的な準備

◆４　安心・快適で質の高い教育環境の創造◆

安心で安全な教育環境を目指し，危機管理体制の強化や防災教育，耐震化など災害に強い教育環境づくりに努めるとともに，学校周辺や通学路の防犯対策・交通安全対策の強化を図ります。また，快適で質の高い教育環境を目指し，学校情報化や学校施設・設備の充実を図ります。さらに，時代の進展に対応した教育環境を目指し，「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」（文部科学省）を踏まえ適正配置について検討を進めます。

《重点事項》

★安全・快適かつ質の高い教育環境の形成

- 防災・安全教育の充実と児童生徒の危機管理能力の育成
- ソフト・ハード両面からの通学路の安全確保・防犯対策の推進
- 快適な教育環境の整備と質の高い教育設備・教材等の導入

★小・中学校の教育環境と適正配置の検討

- すべての児童生徒に平等な教育環境を提供するための小・中学校の適正配置の継続的な検討

３章　施策の体系

基本理念	基本方向（施策の柱と重点事項）	基本方針と具体的施策の内容
学びあい　支えあい　共に輝く人づくり	**1章 未来を拓き 生きる力を育てる 教育の推進** 重点事項 ★小・中学校９年間を通した切れ目ない教育の推進 ★自立を促す確かな学力の醸成と教師・指導者の育成・支援	第１節　阿見町の教育の基本理念の普及・啓発 1.９年間を通した切れ目ない教育の推進 第２節　幼児教育の推進 1.幼・保・小連携の強化　2.幼児教育の支援 第３節　確かな学力の定着を目指した教育の推進 1.基礎・基本の確実な習得と活用する力の育成 2.学習意欲の向上　3.言語活動の充実 4.外国語教育の推進　5.理数教育の充実 第４節　時代に対応した教育の推進 1.情報活用能力を育てる教育の充実 2.環境教育の充実　3.多文化共生の推進 第５節　学力を支える教師力の向上 1.教員の資質向上　2.多様な学習支援の充実 第６節　自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進 1.個々の教育的ニーズに対応した指導の充実 2.就学前からの支援充実と発達障害に対する理解促進
	2章 豊かな心と 健やかな体の 育成 重点事項 ★健やかな心身の育ちをサポートする体制の充実	第１節　豊かな心を育み命の尊さを伝える教育の充実 1.道徳教育の充実　2.読書活動の推進 3.郷土教育の推進　4.文化・芸術活動の推進 5.平和・命の教育の推進 6.主権者教育・消費者教育の充実 7.体験活動・ボランティア活動の推進 第２節　健やかな体の育成 1.学校体育の充実　2.学校保健・健康教育 3.食育の推進と安全な学校給食 4.運動部活動の促進 第３節　勤労観・職業観を育てる教育の推進 1.キャリア教育・職業教育の充実 第４節　生徒指導の充実 1.積極的な生徒指導　2.相談体制の充実 3.教育相談センター（やすらぎの園）の充実と活用
	3章 社会全体での 教育力の向上 重点事項 ★地域ぐるみで進める家庭の教育力，地域の教育力の向上	第１節　開かれた学校づくりの推進 1.地域人材の積極的な活用 2.地域に向けた情報の発信 第２節　家庭の教育力の醸成・向上 1.家庭教育の充実 2.乳幼児期からの家庭教育の支援 第３節　地域の教育力の醸成・向上 1.子ども会育成会との連携 2.青少年健全育成・体験活動 3.学校教育への支援体制の充実 第４節　誰もが平等に社会参画できる教育の推進 1.人権教育の推進　2.男女共同参画社会の形成
	4章 安心･快適で質の高い 教育環境の創造 重点事項 ★安全・快適かつ質の高い教育環境の形成 ★小・中学校の教育環境と適正配置の検討	第１節　安全・安心な教育環境の整備・強化 1.危機管理体制の確立 2.防災教育の強化 3.耐震等施設整備の充実 4.防犯・交通安全対策の強化 第２節　質の高い教育環境の整備充実 1.学校情報化の推進 2.学校施設・設備の充実 第３節　時代の進展に対応した教育環境の整備 1.小・中学校の教育環境と適正配置の検討

■後期基本計画

１章　未来を拓き生きる力を育てる教育の推進

１章　未来を拓き生きる力を育てる教育の推進

■施策の体系■

基本方針	具体的施策の内容
第１節　阿見町の教育の基本理念の普及・啓発	１．９年間を通した切れ目ない教育の推進
第２節　幼児教育の推進	１．幼・保・小連携の強化 ２．幼児教育の支援
第３節　確かな学力の定着を目指した教育の推進	１．基礎・基本の確実な習得と活用する力の育成 ２．学習意欲の向上 ３．言語活動の充実 ４．外国語教育の推進 ５．理数教育の充実
第４節　時代に対応した教育の推進	１．情報活用能力を育てる教育の充実 ２．環境教育の充実 ３．多文化共生の推進
第５節　学力を支える教師力の向上	１．教員の資質向上 ２．多様な学習支援の充実
第６節　自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進	１．個々の教育的ニーズに対応した指導の充実 ２．就学前からの支援充実と発達障害に対する理解促進

生きる力

未来を拓き生きる力を育てる教育とは，児童生徒が，最近の著しい社会的変化に，主体的に向き合い関わり合い，自らの可能性を発揮し多様な他者と協働しながら，よりよい社会と幸福な人生を切り拓き，未来の創り手となることができるように，教育を通して必要な力を育んでいくことです。

■「阿見町教育振興基本計画　後期基本計画」策定に係るアンケート調査（H28）

阿見町の学校教育で取り組んでいる項目についての満足度ランキング〔１章に関係する項目〕

	1	2	3
小学生保護者	基礎的な学力を確実に身につける学習	特別支援教育（障がいのある児童生徒に適切な指導・支援）	情報モラル（倫理・道徳）の向上や情報活用能力の充実
中学生保護者	特別支援教育（障がいのある児童生徒に適切な指導・支援）	基礎的な学力を確実に身につける学習	情報モラル（倫理・道徳）の向上や情報活用能力の充実
教職員	基礎的な学力を確実に身につける学習	特別支援教育（障がいのある児童生徒に適切な指導・支援）	物事を多様な観点から論理立てて考える学習

確かな学力や生きる力を身につけていくために，最も重要だと思うもの（教職員アンケート）

	小学校	中学校
自ら課題を発見し，解決する力	34.2%	39.1%
社会で自立するための基礎的な力	24.5%	23.0%
コミュニケーション能力	21.9%	24.1%
創造的な力やチャレンジ精神	14.2%	10.3%
将来の進路について考える力	1.9%	2.3%
英語を聞いたり話したりする力	1.3%	0.0%
伝統・文化を大切にし，地域を愛する心	0.0%	0.0%
その他	1.3%	0.0%
無回答・無効	0.6%	1.1%
計	100.0%	100.0%

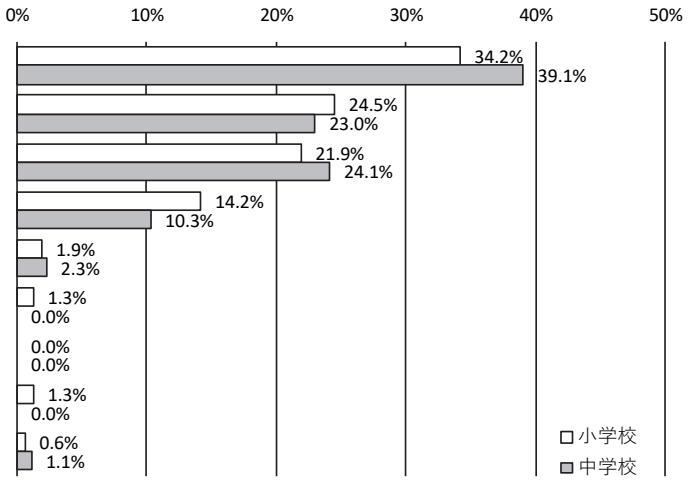

■重点事項■

★１　小・中学校９年間を通した切れ目ない教育の推進

- 一貫した教育理念に基づいた切れ目ない教育の推進及び幼保小の連携強化
- ＩＣＴを活用した授業の充実と情報モラル教育の強化
- それぞれの教育的ニーズに対応した特別支援教育の充実

★２　自立を促す確かな学力の醸成と教師・指導者の育成・支援

- 学力低下・学力の二極化の改善のための対策強化
- 学習支援のための多様な人材の活用（ボランティア，退職教員など）
- 児童生徒の学力向上を支える教職員の労働環境の改善

第１節　阿見町の教育の基本理念の普及・啓発

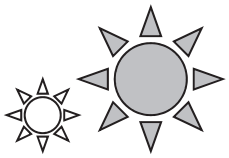

■未来の姿■

阿見町に住む誰もが町の教育の基本理念を知り，ふるさと阿見町を大事にしています。

	目標指標（未来の姿を実現するための指標）	平成 28 年度（現況値）	平成 34 年度（目標値）
1	小中一貫教育に関する研修や授業等，事業の実施回数 《①学習面②生活面③小中連携した行事等の3点において計画した内容を実施》	17 回/年	20 回/年

■取組方針■

豊かな自然環境に育まれ培われてきた阿見町の地域性（風土・歴史・伝統など）を踏まえながら，教育課題に的確に対応し，阿見町らしい教育により，児童生徒の「生きる力」を醸成するため，小・中学校が共通の教育の基本理念に基づき教育活動を実践できるよう，教育の基本理念である「学びあい　支えあい　共に輝く人づくり」をまちぐるみで共有し，実践していきます。

また，幼児教育との連携を図りながら，義務教育期間９年間を通した切れ目ない教育を推進します。

さらに，すべての子育て世代に対し，阿見町の教育の基本理念が伝わるよう，普及・啓発に努めます。

■具体的施策■

１．９年間を通した切れ目ない教育の推進

①阿見町の教育の基本理念の周知･啓発

・町広報紙・ホームページに「阿見町教育振興基本計画」の概要を掲載するなど，計画の周知に努めます。

・阿見町の教育の方向性等を広く周知するために，「阿見町教育の基本理念」，「阿見町の教育目標」，「阿見町の学校教育目標」等を，町広報紙・ホームページだけでなく，学校要覧その他のメディアを活用しながら，広く町民に知らせる広報活動を行います。

・現在の教育の動向，指導要領の目指す姿など，教育に関する広報活動を分かりやすく，かつ広く行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
教育の基本理念の広報・啓発	「阿見町教育振興基本計画」及び「阿見の教育」を町ホームページに掲載し，教育の基本理念の普及・啓発を図る。 阿見町学校教育指導方針を毎年度更新・作成するとともにその内容について周知を図る。	学校教育課 指導室

②「阿見町教育の日」の推進

・「いばらき県教育月間（11 月）」に合わせて，「阿見町教育の日（毎年 11 月第 1 土曜日）」を設けて，町民みんなで子どもたちの教育について考え，学校・家庭・地域がそれぞれの「教育における役割」を見つめなおす機会を提供します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
教育の日開催事業	家庭教育に注力した講演会を開催する。	生涯学習課

③阿見町独自の小・中9年間を通した具体的かつ実践的な教育目標の構築

・小１プロブレム※，中１ギャップ※等の問題の解消を図り，９年間を通したスムーズで一貫した指導が行われるように，すべての小・中学校で連携した指導体制を構築します。

※小1プロブレム：小学校に入学した1年生が，教室で集団行動ができない等の状況。近年ではこれが長期化する傾向にある。
※中1ギャップ：中学校への進学に伴う学習内容や生活リズムの変化に対応することが出来ない生徒が増加しており，いじめや不登校などが発生する現象。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
小中連携推進事業	町教育推進委員会を核とし，小・中学校９年間を通した指導を行うため，中学校区ごとに学習や生活のルールづくりや重点目標を設定し，小中の連携を強化する。	指導室

④小・中学校の相互交流活動の充実

・小・中学校の児童生徒の交流活動を通して，小１プロブレム，中１ギャップ等の問題の解消を図るとともに，異年齢の関係づくりを行い，心身の成長を図ります。

・小・中学校の教員同士の交流活動を通して，学習指導法や生活指導法について共通した認識をもつことにより，中１ギャップの解消を目指します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
授業を見合う会	中学校区毎に「授業を見合う会」を年間６～７回実施し，小・中学校の教諭が相互に授業参観することにより，児童生徒の発達段階を具体的に把握し，指導法に反映する。	指導室
あいさつ声かけ運動事業（学校）	小・中学校合同でのあいさつ声かけ運動等を行い，交流を図る。	指導室

⑤学習の連続性を重視した進級時の学習サポートシステム

・学習は，連続的・反復的に行われるものであることから，児童生徒がスムーズに次の学年へ進級するために，県の学習診断テストの結果をもとにして復習等に力を入れた学習指導を行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
進級時の学習サポート事業	県の学力診断テストの結果をもとに，当該学年での学習内容の定着を図る。	指導室

⑥スタートカリキュラムの推進

・小１プロブレムに対応するために，小学校入学時に教科横断的な教育課程を設け，児童が義務教育の始まりにスムーズに適応していけるようなカリキュラムを実施します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
小ー特別スタートカリキュラム	新１年生が小学校生活にスムーズに適応することができるよう，入学時に特別な教育課程を設ける。	指導室

⑦要援護者への経済的支援

・経済的理由で就学困難な要保護※及び準要保護※となっている家庭の児童生徒に対して学用品・修学旅行費・校外活動費・通学用品費・学校給食費・政令で定める疾病の医療費の負担・援助に努めます。

※要保護：生活保護を受けている人。
※準要保護：生活保護に準じる程度に困窮している人。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
要保護準要保護児童生徒就学援助	町就学援助規則に基づき，経済的理由で就学困難な要保護及び準要保護となっている家庭の児童生徒に対して，学用品，修学旅行費，給食費などの支援を行う。	学校教育課
生活困窮者世帯の児童生徒に対する学習支援	生活困窮世帯の児童生徒を対象とした学習支援「いば・きら塾」（県事業）を活用し，学習習慣の確立や，学習意欲の向上を図る。	社会福祉課

⑧遠距離通学者への支援

・学校再編などで，通学のためのスクールバスが必要となる児童生徒に対してスクールバスを運行します。

・片道６㎞ 以上の自転車通学者や片道４㎞ 以上のバス通学者に対しては，補助金を交付し経済的負担の軽減に努めます。

・小学校児童の通学手段である路線バスについては，その運行を存続させるよう，路線バスの運行事業に要する経費を負担します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
遠距離通学者補助金交付事業	中学生で通学距離が片道６キロ以上の自転車通学者へ補助金を交付する。	学校教育課
ヘルメット購入補助金事業	中学生の自転車通学者がヘルメット購入時に，補助金を交付する。	学校教育課
路線バス運行事業補助金	従来の路線バス廃止に伴い，バス事業者の運行経費を一部補助し，運行継続を図ることで，町民の交通利便を継続的に確保する。	学校教育課
スクールバス運行事業	学校再編等により遠距離通学となる児童生徒のスクールバスを運行する。	学校教育課

第２節　幼児教育の推進

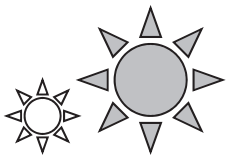

■未来の姿■

幼児一人一人が地域のなかで適切な教育を受け，健やかに成長しています。

	目標指標（未来の姿を実現するための指標）	平成 28 年度（現況値）	平成 34 年度（目標値）
1	**小学校における幼児との交流事業の推進** 《小学校で幼児との交流事業を行った回数》	2回/年	3回/年
2	**幼児期の教育と小学校教育の連携･接続の推進** 《幼児期の教育と小学校教育の連携･接続を行った回数》	2回/年	3回/年

■取組方針■

幼児教育においては，子育ての負担軽減のための経済的支援に努めるとともに，家庭，地域の教育力の向上を目指し，子どもたちを地域で支える意識の醸成を図ります。

また，幼稚園・認定こども園・保育所の連携をより一層強化していきます。

幼児期の教育は，生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものであり，健やかな成長のための適切な環境を通して行うことが望ましいとの観点から，充実した教育が提供できるよう努めます。

■具体的施策■

１．幼・保・小連携の強化

①幼･保･小連携による幼児教育の充実

・町内の幼稚園，認定こども園，保育所と小学校が情報交換等を密に行うことで，互いの指導法や指導技術を共有し，幼児教育の充実を図ります。

・発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育との連携を図った指導や，小学校生活科を中心に，児童が小学校生活に無理なく対応できるよう入学当初において合科的な指導（スタートカリキュラム）の充実を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
幼保小連絡協議会	管理職や担当者による幼保小連絡協議会を実施し，幼保小の連携を図る。	指導室

２．幼児教育の支援

①幼稚園就園費補助事業による子育て世代への経済的支援

・子育て世代への経済的支援として，私立幼稚園の入園料・保育料に対し，世帯の所得に応じて国・町から補助金を交付します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
幼稚園就園奨励費補助金交付事業	公立・私立幼稚園間の負担格差を是正するため，家庭の所得状況に応じて補助金を交付し，保護者の経済的負担の軽減を図る。	学校教育課

②家庭や地域の教育力の再生･向上

・家庭教育の基礎の上に，職業観や人生観，創造力，企画力が培われることから，家庭教育学級や三世代交流，子育て支援センターの活動など保護者がその責任を自覚し，幼児期から子どもとの接し方や教育の仕方を身につけていけるような，学習機会を提供します。

・地域に向けた情報の発信を行い，保護者や地域住民等の学校に対する理解を深めるとともに，家庭・地域の教育力を高めるため，地域の人材の育成と確保に努めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
家庭教育講演会	家庭における教育力の向上を目指し，家庭教育講演会を実施する。	生涯学習課
三世代交流事業	ふれあい地区館事業を通じて，昔遊びやゲーム大会など，子ども・保護者・高齢者が地域で相互の親睦を深める。	生涯学習課
家庭教育啓発事業	子どもとの接し方や教育の仕方を身につけられるよう，１歳６か月・３歳６か月児健診時にリーフレットを配付，出生届提出者へパンフレットを配付，家庭教育啓発ポスターを配付する。	生涯学習課

第３節　確かな学力の定着を目指した教育の推進

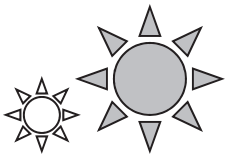

■未来の姿■

児童生徒に基礎・基本が確実に定着し，自ら考え課題を解決する力が備わっています。

	目標指標（未来の姿を実現するための指標）	平成 28 年度（現況値）	平成 34 年度（目標値）
1	授業の理解度（小学校国語） 《国語の授業がわかる，だいたいわかると答えた児童》「全国学力・学習状況調査」	82.3%	85.0%
2	授業の理解度（小学校算数） 《算数の授業がわかる，だいたいわかると答えた児童》「全国学力・学習状況調査」	68.5%	70.0%
3	授業の理解度（中学校国語） 《国語の授業がわかる，だいたいわかると答えた生徒》「全国学力・学習状況調査」	82.8%	85.0%
4	授業の理解度（中学校数学） 《数学の授業がわかる，だいたいわかると答えた生徒》「全国学力・学習状況調査」	64.5%	70.0%

■取組方針■

確かな学力の定着により「生きる力」を育むため，基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と活用する力を育成します。また，学習への関心・意欲を高めるための指導に努め，課題解決力の向上を目指します。さらに思考力・判断力・表現力などを育むため，読書活動の充実や発達段階に応じた言語活動の充実を目指します。

理科教育の充実により将来の科学・技術を支える人材の育成を図るとともに，国際化の進展に対応し，国際社会で活躍できる人材を育成するため，外国語教育の充実を図ります。

■具体的施策■

１．基礎・基本の確実な習得と活用する力の育成

①分かる授業による国語，算数・数学，英語の基礎・基本の定着

・教員の指導力の向上を図り，児童生徒が「分かった」，「できた」と実感できる授業を行います。特に基盤教科である国語，算数・数学や，外国語（英語）の習得の徹底を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
授業力の向上 （学力向上推進事業）	町内すべての小・中学校において，阿見町の授業スタンダード（課題提示の工夫，身につけた学習内容の振り返り，適用練習の時間の確保）による授業改善を実施。また，町教育推進委員会において課題となる教科の夏季学力向上研修を実施する。	指導室

②主体的に取り組む家庭学習の工夫改善

・児童生徒の学力向上には，家庭学習等の主体的な学習への取組が必要です。児童生徒が自ら課題をもち，その解決のために計画的・主体的に学習を進めることができるように，個に応じた学習課題を設定します。

・ホームページ等から気軽に家庭学習の情報を取りこめるよう，ｗｅｂ版の教育プログラムなどを積極的に紹介していきます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
家庭学習の支援 （学力向上推進事業）	町内の各学校が創意工夫をしながら家庭学習の習慣化を図るための取組を実施する。 保護者に向けて，家庭学習の手引き等を作成し，学校・家庭との連携を図りながら個に応じた支援を行う。	指導室
ＩＣＴによる家庭学習 （ＩＣＴ活用推進事業）	学習ソフト（ラインズｅライブラリー）を活用し，家庭学習を通した学力向上支援を図る。	学校教育課

③基礎学力向上のための個に応じた指導法の改善

・基礎的・基本的な知識・技能の定着や，思考力・判断力・表現力の向上を目指し，児童生徒一人一人の実態に応じてより効果の上がる指導法を工夫します。

・きめ細やかな指導を行うため，授業では，２人以上の先生が同じ教室で授業を行うティームティーチング（ＴＴ）を実施します。また，少人数加配教員が配置されていない学校においても社会人ＴＴを配置し，児童の学習援助と学力向上を図ります。

・「学びの広場（県事業）」を活用して，小学校児童を対象に夏休みに県が作成した算数学習教材を用いて学習する場を提供し，四則計算等の知識・技能の定着を図るなど，前学年までの学習事項を復習する機会の拡充を図ります。中学校生徒においても，基礎的・基本的な知識・技能等に関する問題からなる学習教材（問題集）を用いて定着を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
（再掲）授業力の向上 （学力向上推進事業）	町内すべての小・中学校において，阿見町の授業スタンダード（課題提示の工夫，身につけた学習内容の振り返り，適用練習の時間の確保）による授業改善を実施。また，町教育推進委員会において夏季学力向上研修を実施する。	指導室
ティームティーチング（ＴＴ）講師配置事業	クラスを少人数に分けて授業を行う，同じ教室で２人以上の先生が授業を行うなど，児童生徒一人一人に対応したきめ細やかな指導を実施する。	指導室
学びの広場サポートプラン事業	計算の基礎的な技能を高める。（小学校４・５年生及び中学校１・２年生対象）	指導室

２．学習意欲の向上

①小学校高学年における教科担任制の導入

・教員の専門性を生かした学習指導を行うことで，児童生徒にとって，より分かりやすく学習効果の上がる学習指導をすることができ，学校内での教員の学習指導に対する研修の機会ともなることから，小学校高学年における教科担任制の導入を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
小学校教科担任制	小学校において教員の専門性を生かしたより分かりやすい授業展開を実施する。	指導室

②学習への関心･意欲を高めるための指導法の工夫

・児童生徒が意欲をもって学習に取り組むことで，学力の向上が期待されることから，学力の３要素の一つである，「主体的に学習に取り組む態度」を高めるために，教員の指導方法の工夫・改善に努めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
指導の工夫・改善 （学力向上推進事業）	町教育委員会主催の研修の実施など，主体的・対話的で深い学びを目指した授業改善に取り組む。	指導室

３．言語活動の充実

①多様な言語活動を取り入れた授業の展開

・「読んだり書いたりする楽しさを味わわせる」（思考力・判断力・表現力），「伝えたいことを明確にし，書いたり話したりする」（主体的に学習に取り組む態度）などの活動を小学校の低学年から取り入れた授業を展開していきます。

・思考力・判断力・表現力の向上には，記録・要約・説明・論述などの知識・技能の活用を図る「言語活動」が有効であることから，発達の段階に応じて，学習活動のなかに「言語活動」を十分に取り入れた指導を進めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
各教科における言語活動の活用 （学力向上推進事業）	各教科において，児童生徒が調べたことや考えたことを，互いに伝え合ったり，考えを深めたりする対話的な学習を取り入れ，思考力・判断力・表現力を育成する。	指導室

②学校図書館の充実と効果的活用，読書環境の整備

・言語活動の充実のためには，様々な文章や資料を読む機会を増やすなど，言語に関する環境の充実が欠かせないことから，学校図書館の蔵書数の拡大や学校図書館司書によるレファレンス活動の充実に努めます。

・小・中学校の学校図書館の図書の整備充実を図り，計画的な教育振興に努めます。そのため，小・中学校の図書充足率 100%を目指します。(学校図書館図書標準に基づく学級数に対応した蔵書数に対する充足率。小学校 24 クラスの標準 11,560 冊)

・小・中学校に学校図書館司書を配置し，児童生徒の読書活動や学習活動を援助します。

・県で進めている「みんなにすすめたい一冊の本事業」に積極的に参加します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学校図書館運営	学校図書館管理システムを導入し事務の効率化を図り，レファレンス活動を充実する。	学校教育課
学校図書館司書配置	児童生徒の読書活動を推進するため，すべての小・中学校に図書館司書を配置。	学校教育課
みんなにすすめたい一冊の本事業	小学校で年間 50 冊以上，中学校で年間 30 冊以上の本を読むことを目指す。	指導室

４．外国語教育の推進

①小学校における外国語教育の充実

・グローバル化により，異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性が高まるなか，国際社会で活躍できる人材を育成するために小学校中学年からの外国語活動及び高学年からの外国語科の充実を図ることとし，専科指導の充実や外部人材の活用などに取り組みます。
・外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図る態度を育むとともに，我が国と外国の言語や文化について体験的に理解を深めていきます。
・小学校の外国語活動及び外国語科と中学校の外国語科との円滑な接続を図るための指導の工夫・改善を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
小学校での外国語教育 （外国語指導助手配置事業）	児童の英語の発音や国際理解協力の向上を目的として，小学校のすべての外国語活動の授業へ外国語指導助手（ＡＬＴ）を派遣する。	指導室

②外国語指導助手（ALT）の活用

・児童生徒の英語学習を援助し国際的な視野を学ぶ機会を確保するためには，外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図る態度を育むことや，外国語に慣れ親しむこと，我が国と異なった言語や文化について体験的に理解を深めることが大変効果的であるとの観点から，中学校に一人ずつ外国語指導助手（ＡＬＴ）を配置し，小・中学校で授業の補助を行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
外国語指導助手（ＡＬＴ）の活用 （外国語指導助手配置事業）	生徒の英語学習を援助し国際的な視野を学ぶ機会を確保するため，すべての中学校に一人ずつ外国語指導助手（ＡＬＴ）を配置し，授業の補助を行う。	指導室

③英語コミュニケーション能力の育成

・小学校段階では，コミュニケーション活動や英語への慣れ親しみを重視して英語への関心を喚起します。
・中学校段階では県事業を活用しながら，正しい発音等を身につけさせるとともに，生徒の聞く力，書く力などの英語力向上を図り，意欲をもって英語学習に取り組めるよう指導します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
歌と遊びで英語のシャワー事業 （茨城県教育委員会）	英語に親しむことを目的として，歌やダンスを取り入れた活動に取り組む。（年間 15 回）	指導室
発音力アッププロジェクト事業 （茨城県教育委員会）	中学校２年生を対象に，タブレットの録音機能を使用して一人一人の発音を分析し，発音力の向上を図る。	指導室

④英語インタラクティブフォーラム※

・県事業（英語インタラクティブフォーラム）への町内中学生の参加促進を図り，英語のコミュニケーション能力の向上に取り組みます。

※英語インタラクティブフォーラム：3～4 人のグループで与えられた課題に対して英語でディスカッションし，個人のパフォーマンスを評価するもの。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
英語インタラクティブ フォーラム	郡インタラクティブフォーラムに，すべての中学校から代表生徒が参加する。	指導室

5．理数教育の充実

①算数･数学の授業力向上

・学習への関心・意欲を高め，基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るための指導力向上を図ります。阿見町の授業スタンダード（課題提示の工夫，適用問題に時間の確保）による授業改善を通して，「分かった」，「できた」と実感できる授業を展開します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学力向上推進事業 （算数・数学）	夏季休業中に茨城県教育委員会，教育研修センターの指導主事を招聘し，町内の算数・数学担当者を対象とした学力向上研修を行う。また，算数・数学担当者が効果の上がっている取組について学習プリント・ワークシート等を持ち寄り情報交換を行う。	指導室

②小学校における教科担任制の導入

・理科の免許保有者が担任に代わり理科の授業を行います。専門的な知識や技能を有する理科担当者が授業を行うことで，児童の科学への興味・関心をより高めることを目指します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
小学校理科教科担任制	中学校の理科免許保有者による教科担任制の実施。（平成29年度は２校で実施）	指導室

③近隣の高等教育機関と連携した理科教育の充実

・「科学技術創造立県いばらき」の将来を担う人材を育成するため，「小学校理科教育推進事業（県事業)」を活用し，茨城大学教員による理科授業の観察・実験の実技研修や茨城大学教育学部附属学校の教員による出前授業等を通して，理科教育の充実を図ります。

・大学生等から理科支援員を募集し，観察・実験活動等における教員の支援や実験等の演示・体験活動等でのサポートなど，小学校の理科授業に活用します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
理科教育指導者の活用 （小学校理科教育推進事業）	理科教育の充実を図るため，授業力向上を目指した小・中学校の教員を県主催の研修会へ参加させる。（年３回） 年間を通して継続的に実施されている，茨城大学農学部の学生による生活科や理科の観察等のサポートの授業への活用を図る。	指導室

④科学研究作品展等への参加促進

・「小学校理科教育推進事業（県事業)」により茨城大学の教員や大学院生等による科学自由研究の指導が夏季休業中に受けられることを活用し，科学研究作品展や発明工夫展への積極的な参加を促進します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
科学研究作品展等への参加促進（小学校理科教育推進事業）	夏季休業中の科学自由研究の相談会を活用し，児童の町の科学研究作品展及び発明工夫展，科学の甲子園ジュニア等への参加促進を図る。	指導室

第４節　時代に対応した教育の推進

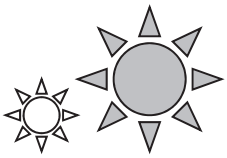

■未来の姿■

児童生徒が，時代に対応した技術・技能を身につけ，自らの力で生き抜く力が備わっています。

	目標指標（未来の姿を実現するための指標）	平成 28 年度（現況値）	平成 34 年度（目標値）
1	メディアリテラシー講習会の実施 《各学校で開催される，情報モラルに関する講習会の実施回数》	1 回/年	1 回/年 以上
2	コンピュータ等の情報通信技術を活用した教育 《コンピュータ等の情報通信技術を活用した授業への満足度》 「H28 年度保護者アンケート」	63.8%	72.0%
3	自然体験やボランティア活動への参加 《学校教育における自然体験やボランティア活動への満足度》 「H28 年度保護者アンケート」	22.1%	32.0%
4	国際理解教育の推進 《国際教育や外国語によるコミュニケーション能力育成に対する満足度》 「H28 年度保護者アンケート」	16.5%	26.0%

■取組方針■

阿見町の子どもたちが，目まぐるしく変化する社会のなかで，自らの力で生き抜く力を育むため，国語，理科，算数，外国語など教科教育で培った知識を状況に合わせて生活のなかで活用できる力の醸成と，時代とともに求められる技術・技能の習得を目指します。

また，情報活用能力を育てる教育や環境教育，多文化共生を推進していくための環境づくりを目指します。

■具体的施策■

１．情報活用能力を育てる教育の充実

①メディアリテラシー※対策の強化・情報モラル教育

・メディアリテラシー対策の強化を図るため，小・中学校の情報担当教員を対象とした実技研修会を開催します。

・情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度を育成する情報モラル教育，情報手段を適切に活用する教育の充実を図ります。

・児童生徒が正しくＩＣＴを活用できるよう，インターネットや携帯電話を利用する上での危険性について，児童生徒及び保護者を対象にメディアリテラシー教育を実施します。

※メディアリテラシー：膨大なメディアからの情報を取捨選択し適正に活用する能力のこと。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
携帯・ネット安全教室	すべての小・中学校において，外部講師を招聘してのインターネット・携帯電話の安全教室を実施。保護者に向けては家庭でのルールづくりを推進する。（年１回程度実施）	指導室

②ICTに関する指導力の向上

・学習に対する興味・関心・理解を促し，個に応じた学習を支援するため，教科指導におけるＩＣＴ活用の推進を図ります。

・様々なコンテンツ※を円滑に運用するための教職員への導入時の適切な研修と継続的な研修の実施に努めます。

※コンテンツ：インターネットのネットワーク上で提供される動画や音声，テキストなど情報の内容・中身のこと。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
授業へのＩＣＴの導入 （ＩＣＴ活用推進事業）	デジタル教科書，電子黒板機能付きのプロジェクター，タブレット型 PC 等を導入し，授業におけるＩＣＴ活用を推進する。	学校教育課

③教科におけるICTを効果的に活用した授業の展開

・小・中学校にＩＣＴ支援員を派遣し，ＩＣＴを活用した授業の支援等を行います。

・教科指導において，ＩＣＴを活用することは，学習に対する興味・関心・理解を促し，個に応じた学習を支援するために非常に有効であるため，様々な教育用のコンテンツを活用していきます。

・コンピュータの文字入力等の習得，プログラミング的思考※の育成に努めます。

※プログラミング的思考：自分が意図する一連の活動を実現するために，どのような動きの組合せが必要であり，一つ一つの動きに対応した記号を，どのように組み合わせたらいいのか，記号の組合せをどのように改善していけば，より意図した活動に近づくのか，といったことを論理的に考えていく力。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
ＩＣＴを活用した授業 （ＩＣＴ活用推進事業）	デジタル教科書を導入し，学習に対する興味・関心を高める。また，プログラミング教育用コンテンツを活用し，プログラミング的思考の育成を図る。	指導室

④学力向上支援システム・コミュニケーションシステムの導入検討

・インターネットを活用して，学校・家庭で，自主的な学習を進めることのできる学力向上支援のためのシステムの導入を検討し，小・中学校児童生徒の学習機会を拡大します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
（再掲）ＩＣＴによる家庭学習 （ＩＣＴ活用推進事業）	学習ソフト（ラインズｅライブラリー）を活用し，家庭学習を通した学力向上支援を図る。	指導室 学校教育課

⑤学校のICT環境の整備充実

・児童生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ活用できるよう各教室・コンピュータ教室・職員室に，教育用コンピュータ，校務用コンピュータ，電子黒板，デジタルテレビ等の整備，教育用ソフトの充実，校務支援システムの導入など学校のＩＣＴ環境の整備充実に努めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
ＩＣＴ環境の整備 （ＩＣＴ活用推進事業）	教育用コンピュータ，校務用コンピュータ，電子黒板，デジタルテレビ等の整備や教育用ソフトの充実，及び校務支援システムの導入などを行う。	学校教育課

２．環境教育の充実

①体験活動を通じた環境教育の推進

・体験を通して環境についての学びを深めるため，自然体験・リサイクル活動などに取り組むとともに，地域の環境に関する施設や地域の協力者と連携を深めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
校外学習・社会科見学	生活科や総合的な学習の時間等において，町クリーンセンターの見学や，多様な自然体験活動に取り組む。	指導室

②霞ヶ浦をテーマにした環境教育の充実

・地域の宝である霞ヶ浦をテーマとして，浄化に係わることなど，地域の課題や身近な課題と関連づけた取組を推進します。また，霞ヶ浦環境科学センターの活用など，関係機関との連携を深めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
身近な河川の水質調査体験教室	小学校において，町環境政策課と連携を図り，身近な環境学習への取組や発達段階に応じた校外学習等で霞ヶ浦環境科学センターや霞ヶ浦周辺の自然，地層の見学を実施する。	指導室

③学校で取り組む環境対策

・再生可能エネルギー活用を通した環境教育の具体例として，全中学校に太陽光発電装置を設置します。

・環境教育の充実を図るために，自分たちでできる環境対策として，新エネルギーやエコ，３Ｒ※，などについての教育（ＥＳＤ※）を進めます。

※3R：Reduce(リデュース：減らす)，Reuse(リユース：再使用)，Recycle(リサイクル：再資源化)のこと。循環型社会を構築していくためのキーワード。

※ESD（Education for Sustainable Development）：持続可能な開発のための教育，環境，貧困，人権，平和，開発といった様々な課題を自らの問題として捉え持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のこと。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
太陽光発電装置の設置	再生可能エネルギーを活用するため，全中学校に太陽光発電装置を設置する。	学校教育課
環境教育	主に社会科や理科，技術・家庭科等の授業において，再生可能エネルギーや再利用，ＥＳＤに関する教育を実施する。	指導室

④環境教育のリーダーとなる教員の養成

・国や県の研修会，講習会に環境教育のリーダーとなる教員を派遣するなどして，環境教育の指導法の充実を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
環境学習指導者講座	教職員に向けて，文部科学省や茨城県教育研修センター主催の研修への参加を推進する。	指導室

３．多文化共生の推進

①外国人児童生徒等の教育の充実

・国際化の進展に伴い，帰国児童生徒や外国人児童生徒の受け入れが多くなっていることを踏まえ，一人一人の実態を的確に把握して，当該児童生徒が自己実現を図ることができるように配慮します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
日本語指導支援	日本語の理解が困難な児童に対して，個別の支援を実施する。	指導室

②国際交流活動との連携

・国際理解を深めることにより，外国人の長所や特性を認め，互いに尊重し合い，広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てます。
・町内の国際交流活動や国際理解教育などと教育活動との連携を深めます。
・中学生海外派遣事業を核として，国際交流協会と連携を図っていきます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
国際交流活動	総合的な学習の時間等で国際理解を深めることができる活動を取り入れる。また，中学校では，スーペリア市・柳州市からの訪問団と交流を図る。	指導室

③国際化への対応

・中学校生徒の国際理解と姉妹・友好都市交流を深めるため，アメリカ合衆国ウィスコンシン州スーペリア市及び中国柳州市でのホームステイを実施します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
中学生海外派遣事業	国際理解・諸外国との交流により，社会変化に主体的に対応できる心豊かな生徒を育成する。中学生対象で，隔年でスーペリア市と柳州市においてホームステイを実施する。	指導室

第５節　学力を支える教師力の向上

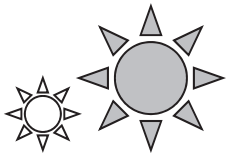

■未来の姿■

阿見町に愛着をもった教員が，創意工夫をして教育に取り組むことにより，
子どもたちから信頼され，教員の資質向上が図られています。

	目標指標（未来の姿を実現するための指標）	平成 28 年度（現況値）	平成 34 年度（目標値）
1	教職員の指導に対する児童生徒の意識調査 《先生は，授業やテストで間違えたところや，理解していないところについて，分かるまで教えてくれたと答えた児童生徒の割合》「全国学力・学習状況調査」	81.7%	85.0%
2	指導室による学校訪問指導 《指導室による学校訪問指導回数》	各校１回/年	各校１回/年以上

■取組方針■

児童生徒の学力向上を図るためには，教員の指導力が重要であることから，教員の年齢や能力に応じた研修の充実など教員の資質向上を目指した取り組みを進めます。さらに，教員が一人一人の児童生徒と向き合う機会を大切にする観点から，地域の人材，ボランティアなどの協力による多様な学習支援の充実に努めます。

■具体的施策■

１．教員の資質向上

①年齢や能力に合わせた教員研修の効果的な実施

・教員の専門的資質能力の向上を目指し，教頭研修会，教務主任研修会，学年主任研修会，初任者研修会，生徒指導主事研修会等の充実を図ります。
・海外研修制度，大学での研修制度など県が実施している制度を積極的に活用します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
各種研修会	教員の資質の向上を図るため，各種研修会において教育長，指導室長より講話，指導，助言等を行う。	指導室
内地留学・中央研修	長期研修や海外研修等へ，ミドルリーダーとして管理職登用を期待される教職員等を派遣する。	指導室

②教員の視点にたった教育環境の整備検討

・児童生徒の学力，教職員の教育技術向上を図るため，必要な教材備品等を整備し授業に活用します。
・健診・保健に関する情報提供等を実施し，教職員の健康の保持増進を図ります。
・飲料水・プール水・空気・照度・ダニ検査を実施し，環境衛生の管理を行います。
・校務支援システムを導入し，学籍管理や成績処理の効率化を図ることにより，教職員が一人一人の児童生徒と向き合う時間の確保に努めます。
・学校現場において，教員の働き方を改革し，教員の担うべき業務に専念できる環境の整備を目指します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
教育振興事務事業	児童生徒の学力向上や教職員の教育技術向上を図るために必要な物品，教材備品を整備する。	学校教育課
教職員の健康管理（学校保健事業）	教職員が自らの体調を理解・管理するため，教職員健康診断，及び，ストレスチェックを実施する。	学校教育課
学校環境の衛生管理（学校保健事業）	環境衛生の管理のため，飲料水・プール水・空気・照度を年２回，ダニ検査を年１回実施する。	学校教育課
校務支援システム	校務支援システムを導入し，指導要録の電子化等，成績処理の効率化を図り，事務作業の軽減を図る。	学校教育課

③町独自の教職員支援制度

・町教育研究会が実施している授業研究や部会ごとの発表会などの活動を支援します。

・小・中学校における研究の支援に努めるとともに，その成果を多くの教員が共有できるよう，町教育委員会の指定による教育研究発表会を開催します。

・教科ごとの指導教員を小・中学校に計画的に派遣し，授業参観等を通して，指導法等についての指導・助言を行い，教員の資質向上を図ります。

・町教育論文を募集し，優秀者については表彰するとともに，その論文を町内教員が供覧することにより，意識の醸成と啓発に繋げます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
（再掲）ティームティーチング（ＴＴ）講師配置事業	クラスを少人数に分けて授業を行う，同じ教室で２人以上の先生が授業を行うなど，児童生徒一人一人に対応したきめ細やかな指導を実施する。	指導室
教育研究会補助金	町教育研究会の研究発表会，町音楽会等の開催を支援する。	指導室
教科研究発表会補助金	教員の資質の向上及び，授業力の向上のため，教育委員会指定の研究校による公開授業を実施する。	指導室
学校教科指導員交付金	教科指導員が各学校に訪問指導を行う。授業参観，協議を行い，指導，助言を通して授業力の向上を図る。	指導室
教育論文表彰	教職員が教育実践の成果を教育論文としてまとめ，自己研鑽に励んでいます。	指導室

④阿見町に愛着をもって教育を推進する教員の育成

・転入してきた教職員に対しては，地域の特性を知るために町内施設の見学を実施し，勤務地である阿見町の自然・産業・史跡等についての理解を促します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
町社会科見学	転入してきた教職員に対し，町教育研究会社会科部の主催による町内施設の見学を実施し，地域への理解を深める。	指導室

２．多様な学習支援の充実

①確かな学力の定着を目指した学習支援ボランティアの活用

・大学生等から学習支援ボランティアを募り，支援を希望する小・中学校に配置します。
・夏季休業中の学習相談等で，学習支援ボランティアを積極的に活用します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学びの広場サポートプラン	児童の学習を支援する学習支援ボランティアの配置と活用を図る。	指導室

②地域の人材による学校支援の充実

・学校が必要とする支援を行うために，地域住民ボランティアが活動しやすいよう受け入れ体制を整えます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
社会人による学習支援事業	町の達人バンクやネットワークと連携し，地域の人材を学習支援に活用する。	指導室

第６節　自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進

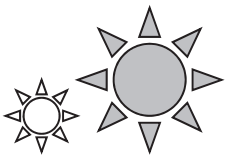

■未来の姿■

誰もが教育的ニーズ※に応じた適切な教育を受けています。

※教育的ニーズ：障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち，幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し，そのもてる力を高め，生活や学習上の困難を改善または克服するため，適切な指導及び必要な支援を行うもの。（文部科学省）

	目標指標（未来の姿を実現するための指標）	平成 28 年度（現況値）	平成 34 年度（目標値）
1	**特別支援教育支援員の配置** 《特別な支援を必要とする児童生徒数に応じて配置する支援員の人数》 「阿見町第6次総合計画」指標	23 人	25 人

■取組方針■

共生社会の形成に向けて，インクルーシブ教育システムの構築を目指します。

そのため，支援を必要とする幼児・児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した指導ができるよう，関係機関との連携を図りながらきめ細かな指導に努めます。また，就学から卒業までの一貫した支援を行うためには，就学前からの切れ目ない支援体制が重要であることから，保健・福祉部門との連携を図りながら就学前児童の相談体制の充実に努めます。さらに，特別支援教育の理念や発達障害に対する正しい理解の普及・促進に努めます。

■具体的施策■

１．個々の教育的ニーズに対応した指導の充実

①特別支援教育支援員を対象とした障害の特性や支援方法についての研修の実施

・「特別な配慮を要する子どもに対する具体的な対応」について，発達障害の理解に視点をおきながら，特別支援学校の教員を講師に招き，研修を行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
特別支援教育支援員配置事業	個別な支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援するため，必要に応じて特別支援教育支援員を派遣する。	指導室
特別支援に関する研修	特別支援学級担当者研修会において，特別支援学校や茨城県教育研修センター特別支援課の専門家を招いた効果的な研修を行う。	指導室

②特別支援教育に関する校内委員会の定期的な開催

・学校においては，校内委員会等を定期的に開催し，「気になる子・配慮を要する子」に対する具体的な支援方法について話し合いをもち，課題解決にあたります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
校内教育支援委員会	各学校において，個別の支援が必要な児童生徒についての共通理解や今後の指導についての検討などを行うため，定期的に「校内教育支援委員会」を開催する。	指導室

③特別支援学校，特別支援教育コーディネーターの活用

・各学校において教職員の理解を促進するため，特別支援学校の巡回相談の積極的な活用を図ります。また，特別支援教育コーディネーターを校内研修の企画，校内の教員の相談役，関係機関との連携調整等，校内の特別支援教育の推進役として活用します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
専門家派遣事業	特別支援学校の巡回相談や県の「専門家派遣事業」の活用を図り，特別支援教育に対する教職員の理解を促進する。	指導室

④特別支援教育支援員の配置

・小・中学校に特別支援教育支援員を配置し，教員の補助として児童生徒の学校生活支援を行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
（再掲）特別支援教育支援員配置事業	個別な支援を必要とする児童生徒の学校生活を支援するため，必要に応じて特別支援教育支援員を派遣する。	指導室

２．就学前からの支援充実と発達障害に対する理解促進

①支援を必要とする就学前児童に対する切れ目ない相談･支援体制の充実

・保健・福祉部門による幼稚園・保育所などへの巡回指導，教育委員会との情報の共有化・連携による継続した相談・支援体制の充実を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
関連部門との連携による相談・支援	就学に不安を感じている保護者とスムーズに面談できるよう，保健・福祉部門と情報共有を行うなど，相談体制を充実する。また，相談支援ファイルなど情報を共有することで継続した支援を行う。	指導室

②県が実施する発達障害に関する研修などへの参加促進

・教員が，特別支援教育の理念や発達障害等の特性，支援方法について理解することによって，児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援等が行えるように研修を行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
特別支援教育の研修	各学校への計画訪問時に，全職員に向けて特別支援教育についての指導を行う。	指導室

③特別支援教育連絡協議会の設置

・特別支援に関する関係機関とのより効果的な連携を図るために，連絡協議会を設置します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
連絡協議会	専門的な意見を取り入れ効果的な支援ができるよう医師や専門家と連携を図るための連絡協議会を設置する。	指導室

④相談支援ファイルの作成

・一人一人に応じた一貫した支援を行うために，乳幼児期から学校卒業後まで個人の状況を記録し，切れ目ない支援に努めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
相談支援ファイル	「相談支援ファイル」を活用し，乳幼児期から就労まで継続的な支援を行う。	指導室

２章　豊かな心と健やかな体の育成

２章　豊かな心と健やかな体の育成

■施策の体系■

基本方針	具体的施策の内容
第１節　豊かな心を育み命の尊さを伝える教育の充実	１．道徳教育の充実 ２．読書活動の推進 ３．郷土教育の推進 ４．文化・芸術活動の推進 ５．平和・命の教育の推進 ６．主権者教育・消費者教育の充実 ７．体験活動・ボランティア活動の推進
第２節　健やかな体の育成	１．学校体育の充実 ２．学校保健・健康教育 ３．食育の推進と安全な学校給食 ４．運動部活動の促進
第３節　勤労観・職業観を育てる教育の推進	１．キャリア教育※・職業教育の充実
第４節　生徒指導の充実	１．積極的な生徒指導 ２．相談体制の充実 ３．教育相談センター（やすらぎの園）の充実と活用

※キャリア教育：子どもたちの勤労観や社会性を養い，将来の職業や生き方についての自覚に資するよう，小学校段階からの取り組む教育。

豊かな心と健やかな体

児童生徒の生きる力の育成には，確かな学力のみならず，児童生徒の情操や道徳心などの豊かな心とたくましく生きるための健やかな体の育成が重要になります。これらが学校教育を通じて相互に関連し合いながら，一体的に育まれていく必要があります。

■「阿見町教育振興基本計画　後期基本計画」策定に係るアンケート調査（H28）

阿見町の学校教育で取り組んでいる項目についての満足度ランキング〔２章に関係する項目〕

	1	2	3
小学生保護者	学校行事（運動会・文化祭など）	学校で取り組んでいる読書活動・図書室の充実	学校給食・食育（栄養に関する指導）
中学生保護者	学校行事（運動会・文化祭など）	部活動・クラブ活動	学校給食・食育（栄養に関する指導）
教職員	学校行事（運動会・文化祭など）	学校給食・食育（栄養に関する指導）	いじめ・暴力行為等の問題への取組・未然防止

道徳心の定着や健やかな体や心の育成として，身につけさせたい力で最も重要だと思うもの（教職員アンケート）

	小学校	中学校
豊かな心や道徳心	32.9%	32.2%
社会的な常識やマナー	30.3%	37.9%
社会に役立とうとする心や公共心	15.5%	5.7%
規則正しい基本的な生活習慣	9.0%	9.2%
心身の健康の自己管理能力	5.2%	6.9%
体力や運動能力	1.9%	1.1%
防犯教育などの自らの安全を守る力	0.6%	0.0%
コンピューターを活用した情報モラル	0.0%	3.4%
その他	0.0%	0.0%
無回答・無効	4.5%	3.4%
計	100.0%	100.0%

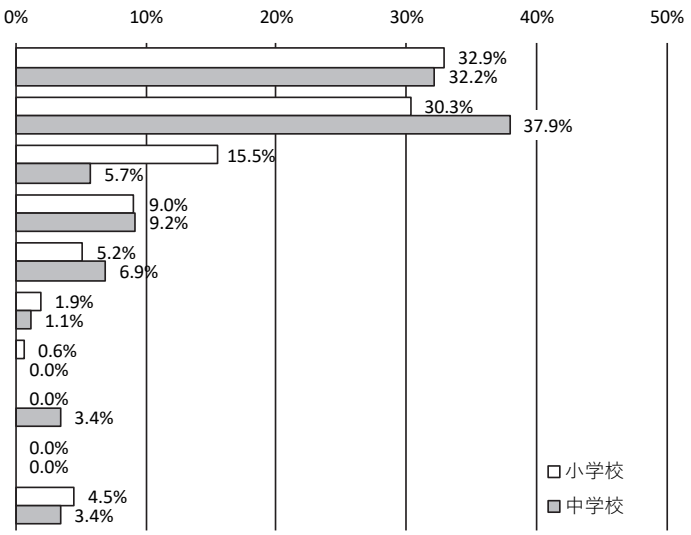

■重点事項■

★１　健やかな心身の育ちをサポートする体制の充実

- 道徳教育や郷土教育，平和教育など，阿見町の特徴を生かした心の教育の推進
- 学校図書館の充実と児童生徒の読書活動の推進（学校図書館司書の活用）
- 社会性の発達に資する児童生徒のボランティア活動の促進と体験活動の推進（地域人材の活用）
- 関係者の連携によるいじめや不登校，ひきこもりなどの早期発見ときめ細かな相談体制の充実
- 「生きる力」の重要な要素である体力の向上と健康増進に資する健康教育の充実など命を大切にする教育の推進

第１節　豊かな心を育み命の尊さを伝える教育の充実

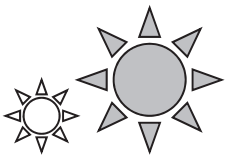

■未来の姿■

児童生徒が，生命を大切にする豊かな心をもち，健やかに成長しています。

	目標指標（未来の姿を実現するための指標）	平成 28 年度（現況値）	平成 34 年度（目標値）
1	年間 50 冊以上の本を読んだ児童の割合（小4～6） 《年間 50 冊以上の本を読んだ小学4～6年生数／小学4～6年生総数×100》 県教育委員会調べ	54.4%	60.0%
2	学校図書館の貸し出し冊数 《児童生徒一人当たりが，年間に学校図書館から借りる本の平均冊数》 「阿見町第6次総合計画」指標	33.1 冊／人	34.0 冊／人
3	読書は好きだと答えた児童生徒の割合 《豊かな心を育む児童生徒の読書習慣の定着》「全国学力・学習状況調査」	67.1%	70.0%
4	いじめはどんな理由があってもいけないことだと答えた児童生徒の割合 《いじめに対する児童生徒の意識》「全国学力・学習状況調査」	96.3%	100.0%
5	「学校に行くのは楽しいと思いますか」に肯定的に答えた児童の割合（小6） 《学校の魅力の向上》「全国学力・学習状況調査」	87.8%	90.0%
6	「学校に行くのは楽しいと思いますか」に肯定的に答えた生徒の割合（中3） 《学校の魅力の向上》「全国学力・学習状況調査」	84.4%	87.0%
7	学校の決まりを守っていると答えた児童生徒の割合 《規範意識に対する児童の実態調査》「全国学力・学習状況調査」	95.9%	97.0%
8	人の役に立つ人間になりたいと答えた児童生徒の割合 《社会貢献に対する意識調査》「全国学力・学習状況調査」	93.4%	95.0%
9	人が困っている時は進んで助けていると答えた児童生徒の割合 《思いやり対する児童の意識調査》「全国学力・学習状況調査」	88.6%	90.0%

■取組方針■

児童生徒の健やかな成長と豊かな心を育み命の大切さを伝える教育を目指し，道徳教育や，読書活動を推進します。また，ふるさとを大切にする心や児童生徒の創造性の向上や豊かな情操を育てるため，郷土教育，文化芸術活動を推進します。さらに，世界の恒久平和を希求する心を育てるため平和・命の教育を推進するとともに，学校内外における体験活動・ボランティア活動を推進します。

■具体的施策■

１．道徳教育の充実

①小・中学生の発達段階に応じた道徳教育の推進

・豊かな心をもち，人間としての生き方の自覚を促し，道徳性を育成することをねらいとして，道徳教育を推進し，教科化への対応を図ります。

・道徳の特別教科化にあたり，道徳的価値を自分のこととして理解し，多面的，多角的に深く考えたり，議論したりする道徳教育の充実を図ります。

・道徳教育は，学校の教育活動全体を通じて行うものであることから，全体計画に基づいて，道徳教育のみならず，それぞれの教育活動の特質に応じた道徳教育を着実に実施していきます。

・児童生徒の発達段階に応じてそれぞれ重視すべきことを取り上げた教育を推進します。
・道徳教育を通して，いじめ問題について考える機会を提供します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
教科化への対応 （道徳教育推進事業）	各学校が円滑に道徳の教科化に対応できるよう，各小・中学校の取組を指導及び支援する。	指導室
全体計画・別葉の作成 （道徳教育推進事業）	学校の教育活動全体を通して行うことを全職員で共通理解できるように「全体計画」及び「別葉」を作成する。	指導室

②家庭･地域の教育力を生かした道徳教育の推進

・日常生活における道徳的実践を促すためには，家庭や地域社会との連携が不可欠であることから，保護者や地域の人々の協力による道徳教育が充実できるよう，情報を発信するなど，十分に連携を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
あいさつ声かけ運動事業	道徳教育の一環として，各小・中学校において，地域の大人同士，子ども同士が円滑なコミュニケーションを図りながら，春，秋の年２回実施する。	生涯学習課
道徳授業の発信 （道徳教育推進事業）	各種通信を活用して，道徳の授業の様子を発信し，家庭や地域でも道徳教育が充実できるよう支援する。また，学校の実状に合わせ，道徳の授業を公開する。	指導室

③道徳教育に関する研修への参加促進

・道徳教育の教育効果を向上させるためには，教員の指導力の向上を図ることが欠かせないことから，効果を上げている道徳教育や，先進の研究等についての知識を深めるため，積極的に研修会等への参加を促進します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
研修会の実施 （道徳教育推進事業）	各校の道徳教育推進教師を対象に道徳の教科化に向けての研修を行い，教職員の資質向上に努める。	指導室

２．読書活動の推進

①学校図書館の充実支援

・小・中学校の図書館図書の整備充実を図り，計画的な教育振興に努めます。そのため，小・中学校の図書充足率 100%を目指します。【再掲】（学校図書館図書標準に基づく学級数に対応した蔵書数に対する充足率。小学校 24 クラスの標準 11,560 冊）
・小・中学校に学校図書館司書を配置し，児童生徒の読書活動や学習活動を援助します。【再掲】
・児童生徒の多様な興味関心に応えられるように，蔵書の充実を図り，学校図書館の学習・情報センター機能と，読書センター機能の充実を果たせるよう周辺環境の整備と充実を進めます。
・学校の教育活動全般を情報面から支える機能として，学校図書館の充実を支援していきます。
・町立図書館及び他の公立図書館との連携も深め，地域に開かれた学校図書館を目指します。
・司書教諭及び学校図書館司書の資質向上や新たな図書の購入及び選書・入れ替えを行うとともに，学習センターとしての機能向上及び町図書館との連携を図ることで学校図書館の充実を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学校図書館システム運営事業	学校図書館業務をコンピュータで行うシステムの導入に伴い，児童生徒への学習支援の充実を図るとともに，管理データを活用し学習・情報センター機能の充実を図る。	学校教育課
学校図書館司書の配置事業	すべての小・中学校に学校図書館司書を配置し，児童生徒の読書活動の充実を図る。	学校教育課

②町立図書館と学校図書館の連携

・町立図書館から学校図書館への貸出，読み聞かせの協力，運営に関する助言等を行うことで，読書活動を推進します。

・町立図書館と学校図書館の連携を深め，学校への団体貸出，ブックレット「本は心の栄養です」の作成配付，図書館のお薦め本紹介，小学新１年生に「図書館利用案内」の配付など，子どもたちが学校で読書に親しむ機会及び学校図書館活動の支援をします。

・児童生徒の読書活動，調べ学習及び総合的な学習の時間への支援をするため，町立図書館が必要な資料の整備に努めるとともに，学校団体貸出用の児童書の購入整備や町立図書館の除籍本を学校で再利用するなど，読書環境づくりの支援を行います。

・学校図書館司書と町立図書館の連携について，学校図書館担当者会議を開催し，学校が児童生徒の教育活動並びに読書活動を一層充実できるように推進します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
団体貸出の実施 （町図書館・学校図書館連携事業）	授業で活用したり，読み聞かせで使用したりするための図書を，毎週，学校へ搬送する団体貸出を行なう。	図書館
ブックレット・図書館利用案内の活用（町図書館・学校図書館連携事業）	ブックレットや図書館利用案内等を，毎年定期的に配付し，子どもたちの読書への興味関心を醸成するとともに，配付資料が効果的に活用されるように，周知徹底を図る。	図書館
学校図書館担当者会議 （小中学校図書館司書会議）	学校図書館担当者会議を年２回開催し，学校と図書館の連携を図り資料の整備に努める。	図書館
図書の修理・再利用 （小中学校図書館司書会議）	学校図書館担当者会議の実施と合わせ，除籍本を提供し，再利用体制の構築に努める。また，図書修理等の実務的研修の時間の確保に努める。	図書館

③学校ぐるみの読書活動の推進

・豊かな心の育成，情操教育，基礎的・基本的な知識の習得等に読書活動は欠かせないことから，児童生徒が読書に親しみ，自ら読書を行うように，読書活動を推進する様々な方策を行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
みんなにすすめたい一冊の本推進事業	各学校に配置している学校図書館司書を中心に，県の事業を活用した読書の推進活動を展開する（しおり，表彰状，図書だよりの発行，図書委員会による読書集会等）。	指導室

④図書館ボランティアの支援と積極的活用

・子どもの読書活動を推進するために，読み聞かせや図書の貸し出しなどの多岐にわたる活動を行う図書館ボランティアを積極的に活用します。
・子どもの読書活動の推進のためには，より多くの町民の協働や担い手が必要になることから，絵本の読み聞かせ会，かみしばい会，クリスマス会，ブックスタート，映画会の開催，学校団体貸出搬送業務などの施策を実施します。
・図書館ボランティアを育成・支援するため，活動方法の支援，ボランティア講座，ボランティア交流会の開催，ボランティアポイントカードの発行を行い，包括的な支援と積極的な活用を推進します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
図書館ボランティア活動支援事業	読み聞かせや図書の搬送など図書館ボランティアを積極的に活用する。各種の活動の定期的開催により，子どもの読書活動の推進を図る。	図書館
図書館サポーター交流会	年２回，定期的に図書館サポーター交流会を開催し，図書館ボランティアとの連携強化に努める。	図書館

３．郷土教育の推進

①地域への愛着を醸成するための郷土教育の充実

・地域に伝わる昔話や伝承など，郷土に残る文化的遺産や資料などを活用することで，郷土の伝統と文化への愛着を高める教育を推進します。
・「町史」や「阿見と予科練」，「町内名所 100 選」等，郷土資料を活用し，地域固有の資源に対する意識の醸成と啓発を図ります。
・予科練平和記念館を活用した郷土の歴史理解と平和教育の振興に努めます。
・小学校３・４年生を対象として，社会科副読本「わたしたちのあみ」を効果的に活用します。
・「まちづくり探検隊事業」や「ふるさと文芸検討委員会事業」を通して，郷土を改めて見つめなおし，啓発活動を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
予科練平和記念館への町内小・中学生見学	町内すべての小・中学生を対象に，毎年予科練平和記念館の見学において，「阿見と予科練」などの冊子や記念館の収蔵資料を展示紹介し，海軍とともに発展してきた歴史や戦史について学んでもらう機会を提供する。	予科練平和記念館
いばらきっ子郷土検定事業	茨城県の伝統や文化等を学ぶことができる機会を作り，中学２年生を対象に実施し，子どもたちの郷土への愛着心や誇りを育む。	生涯学習課
社会科副読本改訂事業	改訂作業を行い，メグミルクの工場見学や防災についてのページを増やし，効果的な活用に努める。	指導室
まちづくり探検隊事業	夏休みを利用して小学生を対象にまちを探検した内容を作品にまとめる「まちづくり探検隊事業」により，子どものふるさと意識の醸成を図る。	生涯学習課
ふるさと文芸検討委員会事業	読書感想文・感想画コンクールなどの作品を審査する「ふるさと文芸検討委員会事業」により，子どものふるさと意識の醸成を図る。	生涯学習課

②地域との連携による祭り･伝統行事への参加促進

・地域との連携を深め，地域の伝統的な行事や郷土芸能などに積極的に参加し体験することで，郷土に対する愛着を高めます。
・地域コミュニティや関連団体との連携を推進し，伝統行事やイベントへの参加促進を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
伝統文化推進事業	地域の伝統文化を継承していくため，町民が行事や伝統芸能に触れる機会として，伝統芸能まつりを開催する	生涯学習課
文化協会事業	春季舞踊発表会・秋季舞踊発表会・チャリティー舞まつりの開催など，文化協会の事業を支援する。	生涯学習課

③図書館における郷土資料の充実

・郷土に関する資料の集約を行い，調べ学習等の探究的な学習に生かします。
・郷土資料は，町の過去や現状を知り，将来を考える上で有効な財産であると同時に，地域社会の貴重な記憶であることから，散逸，消滅しないようその収集・保存に努めます。
・地域社会の記憶を後世に伝え継承させ，広い視野をもって新たな文化を創造するための基礎づくりをするため，郷土資料の充実に取り組んでいきます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
資料選定購入事業	新刊本や寄贈本の所蔵に努め，利用者のニーズに対応するとともに，今後は，さらに利用しやすい配架に努める。また，館内にコーナーを設けて町内外の資料も継続的に収集保存していく。	図書館

4．文化・芸術活動の推進

①町音楽会･合唱祭の開催

・町内の全小・中学校の児童生徒が参加する町音楽会を開催し，情操教育を推進します。
・各中学校において実施する合唱祭については，各学校の独自性を尊重し，その内容の充実に努めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
町音楽会	阿見町教育研究会主催による全小・中学校参加の町音楽会を，開催する。（毎年 10 月）	指導室
合唱祭	各中学校の計画により，合唱祭等を開催する。	指導室

②児童生徒作品展･文化祭の開催

・町内の児童生徒が作成した美術作品等を展示，鑑賞する機会として児童生徒作品展を開催します。
・各学校において実施する文化祭・学芸会については，各学校の独自性を尊重し，その内容の充実に努めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
児童生徒作品展事業	児童生徒の豊かな感性を育む創作活動の成果を発表する機会として，児童生徒作品展を開催する。	指導室

③広域的な活動への参加

・県で実施する茨城県小中学校芸術祭（小中学校美術展覧会，小学校合唱合奏大会，中学校合唱合奏大会）へ積極的に参加します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
県芸術祭	各小・中学校の代表児童生徒の県芸術祭への参加を勧奨する。	指導室

④文化部活動の推進

・中学生の文化・芸術に触れる機会の拡大を図るため，文化部活動の充実支援に努めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
文化部活動の支援	吹奏楽部，美術部，科学部に活躍の場を提供するなど，充実支援に努める。	指導室

5．平和・命の教育の推進

①人権教育，国際理解教育，道徳教育などを通した平和を尊重する心の育成

・中学校生徒を広島平和記念式典に派遣し，原爆被爆死没者への追悼の意を表するとともに，戦争の悲惨さ・平和の意義を正しく継承する施策の実施・人材育成を行います。

・学校の教育活動全体を通して，平和や生命の大切さを尊重する心を育成します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
平和記念式典派遣事業	中学生を広島平和記念式典に派遣し，原爆被爆死没者への追悼の意を表するとともに，戦争の悲惨さ・平和の意義を正しく継承する施策の実施・人材育成を行う。 （平和教育の一環として，毎年，各中学校２名の生徒を町の広島の平和記念式典に派遣し，その体験を各校の全校生徒に向けて発表する。）	指導室
人権教育事業	社会に残存する差別を正しく受け止め，人権尊重のための知識，技術及び態度を養うための講演会を開催する。	生涯学習課

②予科練平和記念館を活用した平和教育の推進

・予科練平和記念館を活用して，戦争と平和について考える機会をつくります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
広報事業	記念館は町の戦史を展示して理解を深めてもらうとともに，命の尊さや平和の大切さを考えてもらう施設として運営していることなど，予科練平和記念館の役割を広くＰＲする。	予科練平和記念館
元予科練生講演会	小・中学生等が来館した際などに，講演会を実施する。	予科練平和記念館
予科練平和記念館見学	予科練平和記念館を見学し，平和の尊さ，命を大切にする感性豊かな心を育成する。	指導室

６．主権者教育・消費者教育の充実

①主権者としての自立と社会参画の力の育成

・児童生徒の発達の段階に応じて，国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うため，教科，道徳科，総合的な学習の時間，特別活動などを活用し，主権者教育の充実を図ります。
・指導にあたっては，政治的中立の確保を図りながら，主権者として必要な知識，能力，態度が身につくよう取り組んでいきます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
議会傍聴	町議会を傍聴することにより，主権者となる意識の醸成を図る。	指導室
生徒会交流事業	３中学校の生徒会が交流を図り，よりよい学校づくりを目指した情報交換を行う。	指導室

②消費者教育の推進

・児童生徒の発達段階を踏まえ，買物のしくみや消費者の役割についての理解を図り，計画的な金銭管理や消費者被害への対応等を全教科にわたり指導します。
・地域の多様な機関等と連携・協働を図り，効果的な消費者教育の質の向上に努めます。

７．体験活動・ボランティア活動の推進

①多様なボランティア活動への参加促進

・総合的な学習の時間や各教科領域において，異年齢･異世代の人々との交流や勤労体験･奉仕体験等の体験活動の充実に努めます。
・子ども会で実施している分別収集や，福祉部局などで実施しているボランティア体験活動事業等を通して，多様なボランティア活動に参加する機会を提供します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
交流活動事業	地域の高齢者から伝統芸能を学んだり，福祉施設，聾学校と交流したりする体験活動等を実施する。	指導室
ボランティア活動事業	総合的な学習の時間や道徳，特別活動において，地域のゴミ拾い等，様々なボランティア活動に取り組む。	指導室

②自然にふれあう体験活動の充実

・総合的な学習の時間や各教科領域において，自然体験等の体験活動の充実に努めます。
・地域住民や団体によって自然体験（野外体験，観察会など），社会体験（ボランティア，職場体験など），各種教室（料理教室，創作教室，スポーツ教室）など，学びの場やふれあいの場を設けることにより，小・中学校の授業では体験活動の支援，休日などには豊かな体験活動の機会を提供します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
野外活動体験事業	子ども会育成連合会を通して，児童福祉の増進を図ることを目的とし，子どもたちの社会参加や地域の人々とのふれあいを深め，心身ともにたくましく育成する野外活動体験事業を実施する。	生涯学習課
自然に触れ合う体験学習 （総合学習・理科）	総合的な学習の時間や生活科，理科の学習において，自然に触れ合う体験的学習を実施する。	指導室
自然にふれあう体験活動 （ふれあい地区館事業・学社連携事業）	ふれあい地区館事業や学社連携事業により，各地区や学校で，自然体験（野鳥観察・昔遊び体験），社会体験（米づくりチャレンジ・イモ苗植え），三世代交流など，学びの場やふれあいの場を設け，自然にふれあう体験活動の充実を図る。	生涯学習課

③地域との交流活動の推進

・地域社会と連携しながら，異年齢・異世代・地域の人々との交流の場を積極的に設けます。

・子ども会活動やふれあい地区館事業等を通して，地域の交流活動を推進します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
（再掲）三世代交流事業	ふれあい地区館事業を通じて，昔遊びやゲーム大会など，児童生徒・保護者・高齢者が地域で相互の親睦を深める。	生涯学習課
（再掲）自然にふれあう体験活動 （ふれあい地区館事業・学社連携事業）	ふれあい地区館事業や学社連携事業により，各地区や学校で，自然体験（野鳥観察・昔遊び体験），社会体験（米づくりチャレンジ・イモ苗植え），三世代交流など，学びの場やふれあいの場を設け，自然にふれあう体験活動の充実を図る。	生涯学習課

第２節　健やかな体の育成

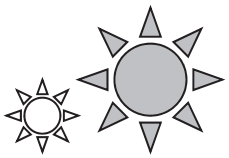

■未来の姿■

児童生徒が，規則正しい食生活やスポーツを通して，健やかに育っています。

	目標指標（未来の姿を実現するための指標）	平成 28 年度（現況値）	平成 34 年度（目標値）
1	小学校スポーツテスト（A＋B）の割合 《県で実施しているスポーツテストの総合評価（A～E）で上位のA及びBと判定された児童生徒の割合（H26 年指標変更）》県「体力・運動能力調査」	45.0%	50.0%
2	中学校スポーツテスト（A＋B）の割合 《県で実施しているスポーツテストの総合評価（A～E）で上位のA及びBと判定された児童生徒の割合（H27 年指標変更）》県「体力・運動能力調査」	63.8%	67.0%
3	学校給食で茨城県産食材の占める割合 《茨城県産食材品目数/学校給食食材品目数×100》 県「学校給食における地場産物活用状況調査」	42.4%	50.0% 以上
4	虫歯のない児童生徒の割合 《歯科検診において虫歯のない児童生徒の割合の増加を目指す》 県「学校保健統計調査」	49.7%	53.0%
5	肥満である児童生徒の割合 《身体測定結果において肥満である児童生徒の割合の減少を目指す》 県「学校保健統計調査」	10.6%	9.5%

■取組方針■

本町の児童生徒が，生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎をつくるため，地域におけるスポーツ活動との連携を図りながら学校体育の充実に努めます。また，児童生徒の健康な体づくりを目指し，学校保健，健康教育の充実を図ります。さらに，食に対する正しい知識の定着と食習慣の改善を目指し，食育を推進します。

運動部活動やトップアスリートによる指導の機会の提供など，児童生徒が楽しくスポーツに取り組むことにより，体力や技術の向上を図ります。

■具体的施策■

１．学校体育の充実

①体力づくりの推進

・健康でたくましく生きるための体力の向上を目指し，日常的な運動・スポーツ活動への取組を促進します。そのため，体力づくりを広め，効果的に行うためにスポーツテストや記録会を活用します。また，県体力・運動能力調査※でのＡ評価の割合について，小学生では 22%以上，中学生では 30%以上を目指します。

※県体力・運動能力調査：握力・上体起こし・長座体前屈・反復横跳び・20mシャトルラン・50m走・立ち幅跳び・ソフトボール投げの8項目において，それぞれ1～10 の配点があり，8項目の得点の合計得点によりA～Eまでの評価がある。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
体力アップ推進事業	各学校において，体力アップ推進プランを作成し，学校教育全体を通して，体力の向上に努める。体力テストＡ評価については，小学生 22%以上（現況 16.7%），中学生 30%以上（現況 35.3%）のスコアを目指す。	指導室

②各種スポーツ大会の開催

・児童生徒が楽しく取り組み，運動に対する親しみを増すことができるような各種のスポーツ大会を開催します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
町民運動会事業	広く町民にスポーツレクリエーションの振興とスポーツの日常化を勧めることにより，町民の健康増進と体力づくりを推進する。	生涯学習課
町民マラソン大会事業	青少年の健全育成や，町民の体力増強を図るとともに，健全かつ強固なスポーツ精神を養う。	生涯学習課
青少年健全育成事業	子ども会育成会による，バドミントンやドッジボール大会の開催を支援する。	生涯学習課

③スポーツ少年団やクラブスポーツとの連携

・スポーツ少年団や地域のクラブスポーツとの連携を図り，児童生徒の交流や指導者の指導技術等の向上を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
いきいきクラブ事業	子どもから高齢者まで，誰もが気軽に参加し運動やスポーツに親しむことができる機会を提供する。	生涯学習課
体育協会・スポーツ少年団事業	体育を通して町民の生活を豊かにするため，町民体育の振興と，各競技団体の育成強化を図る。	生涯学習課

2．学校保健・健康教育

①健康な体づくりの推進

・小・中学校児童生徒の定期健康診断や，新１年生の就学時健康診断等を実施し，医療機関の受診や精密検査を促します。

・飲料水・プール水・空気・照度・ダニ検査を実施し，環境衛生の管理を行います。【再掲】

・児童生徒の健康の保持増進のために，食生活や社会環境の変化などにより多様化する健康課題の把握とその解決に向けた取組を推進します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
児童生徒健康診断業務	児童生徒の健康診断・新１年生の就学時健康診断を実施するとともに，医療機関受診を促し，児童生徒の健康増進を図る。	学校教育課
学校環境衛生管理業務	児童生徒の健康保持のため，飲料水・プール水・空気・照度・ダニ検査を実施し，環境衛生の管理を行う。	学校教育課
食育事業	栄養教諭を中心として，食に関する教育（食育）を全小・中学校で実施する。	給食センター 学校教育課

②健康相談，保健指導など学校保健の充実

・多様化する児童生徒の健康課題に対応するために，健康相談や保健指導が効果的に実施されるように，各種検診の効果的な実施や養護教諭の資質向上を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学校保健担当者会議	教育委員会保健担当者及び小・中学校養護教諭において情報共有をし，今後の健康診断等の効果的な実施に努める。	学校教育課

③思春期保健の充実（性に関する意識啓発の促進）

・性に関する講演会や教員に対する研修会等を実施することで，児童生徒の性に関する知識の定着を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
性教育講演会	思春期の子どもたちが性に関する適正な知識を身につけられるよう，各小・中学校において，性に関する授業や講演会を行う。	指導室

④薬物・飲酒・たばこなどに対する意識啓発

・薬物乱用防止教室の開催などにより，薬物・飲酒・たばこなどに対する意識を啓発します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
薬物乱用防止教室	各小・中学校において，薬物乱用防止教室を開催し，意識啓発を行う。	指導室

３．食育の推進と安全な学校給食

①食に関する指導の充実・食を大切にする意識の醸成

・食に関する授業（各小・中学校全学年）を行うとともに，給食時指導や保護者への啓発に努めます。
・児童生徒の望ましい食習慣の形成と食を大切にする意識を醸成するために栄養教諭や学校栄養職員，養護教諭等との連携・協力により食に関する指導の充実を図ります。
・学校・家庭・地域が連携して食育の推進を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
保護者参加型授業（食育事業）	全小・中学校へ栄養教諭を派遣し，保護者参加型の授業等を実施し，啓発に努める。	指導室
年間計画作成と巡回指導（食育事業）	年間計画を作成するとともに，栄養教諭がすべての学校に年３回以上は訪問し，食に関する指導を行う。	指導室
学校農園事業	町内小学校ごとに学校農園で地元の特産作物を栽培・収穫作業をし，生産体験による食育を推進する。	学校教育課

②給食を通した食育の推進

・給食を通して，食生活が食に係わる人々の様々な活動に支えられていることや，自然の恩恵の上に成り立っていることの理解を深めます。
・給食を摂りながら，実際の場面で，会食のマナーや感謝の気持ちを育てます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
食育推進事業	学校給食を通して食料の生産流通や地域の食文化及び適正な食生活の理解を深めるため給食だよりを発行する。	給食センター
給食指導事業	学級活動の時間に給食センターの調理員や町農業振興課，農協の職員や茨城大学農学部の教員・学生をゲストティーチャーとして招き，発達段階に応じた食に関する指導を行う。	指導室

③安全で美味しい給食の提供

・町給食センターにおいて，食品検査・ふきとり検査の実施（年２回），衛生研修会の実施（年２回），食材及び調理品（１日２品目）の放射能検査を実施し安全な給食を提供します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
給食衛生管理業務	安全・安心な給食提供のため，各種検査等を実施し衛生管理を行う。	給食センター

④学校給食における地産地消の推進

・地域の産物を学校給食に活用し，給食の時間等における食に関する指導を通して，地域の食文化や地域の食料生産，流通，消費等に対する児童生徒の理解に努めます。

・茨城県産の食材使用率 50%以上を目指し，地場産物の使用品数の拡大を図るとともに，地場産野菜等の収穫時期を生産者と協議し，地産地消を献立に取り入れます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
地産地消事業	地場産物を活用した学校給食を実施し，児童生徒に生産者の理解や食に関する親しみを醸成する。	給食センター

４．運動部活動の促進

①運動部活動の推進

・中学校の生徒が関東大会以上の大会に出場する際は経費の一部を町が補助するなど，生徒のスポーツ技能向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図ります。

・スポーツの楽しさや喜びを味わい，学校生活を豊かにする運動部活動の充実を図るため，運動部活動を取り巻く環境の整備に努め，魅力ある運動部活動となるよう努めます。

・スポーツによる健全な心技体を育成し，学校生活をより豊かにするため，運動部活動の支援・充実を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
中学生アスリート支援事業（大会出場補助金）	関東大会以上の公式大会に出場した中学校に対して大会参加経費の一部を支援（補助）する。	学校教育課
運動部活動推進事業	連帯感や責任感を育み，健全な精神を育成するために，複数顧問を配置する。	指導室

②指導者の育成と資質向上

・生徒の体力・技術の向上とともに，運動に対する意識の向上や運動を通して身につけるべき望ましい態度・マナー等の定着のために，指導者の資質の向上と育成を図ります。
・生涯学習支援ボランティアの育成と合わせて，体育協会やスポーツ少年団等の関連団体と連携して指導者の育成を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
スポーツ推進委員支援事業	町の生涯スポーツの現状について検討・協議を諮り，更なるスポーツ事業の推進を図る。	生涯学習課
（再掲）体育協会・スポーツ少年団事業	体育を通して町民の生活を豊かにするため，町民体育の振興と，各競技団体の育成強化を図る。	生涯学習課

③外部指導者の活用と活動支援

・学校が必要とする支援を行うために，地域住民ボランティアが活動しやすいよう環境を整えます。【再掲】
・地域人材の活用を図り，外部指導者の発掘とその活動に対する支援を行います。
・学校のニーズを的確に把握して，関連団体と連携した外部指導者の活用を図ります。
・スポーツに対する児童生徒の意識向上やスキルアップを図るため，トップアスリートによる指導を行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
トップアスリートスポーツ教室事業	一流アスリートからの直接指導によるスポーツ教室を開催する。	生涯学習課
達人バンク推進事業（人材バンク）	達人バンクや保護者のネットワークを活用して，専門的な知識をもつボランティアを活用する。	生涯学習課

第３節　勤労観・職業観を育てる教育の推進

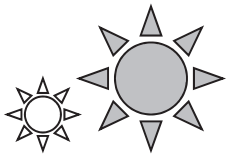

■未来の姿■

児童生徒が，将来に夢をもち，自らの未来を描いています。

	目標指標（未来の姿を実現するための指標）	平成 28 年度（現況値）	平成 34 年度（目標値）
1	将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合 《将来の夢や目標をもっている児童生徒》「全国学力・学習状況調査」	80.5%	85.0%
2	職業体験協力事業所数 《各中学校で実施する職業体験への協力事業所の平均》	平均 31 事業所	平均 50 事業所

■取組方針■

産業・経済の構造変化や雇用の多様化などが進むなか，より早い段階で勤労観，職業観を醸成するとともに，児童生徒一人一人が自らの責任でキャリアを選択していくことができるよう，職業体験などを通した職業教育，キャリア教育を促進します。

■具体的施策■

１．キャリア教育・職業教育の充実

①キャリア発達に繋がる多様な体験学習の充実

・小・中学校における，特別活動や自然体験活動，職場体験活動，ボランティア活動などの多様な体験学習を充実させることで，キャリア教育を推進します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
キャリア教育推進事業	年間指導計画に基づき，各学校において多様な体験学習を取り入れたキャリア教育を行う。（職業についての調べ学習，多様な職業の方の話を聞く会，職場体験学習等）	指導室

②中学生社会体験事業の推進

・中学生の社会体験として，地域の職場，商工会等との連携を図り，職場体験学習を充実・推進します。

・町内及び近隣の事業所からの協力を得て，地元の職業・職場についての関心と理解を高めます。そのなかで，地域社会で他人との係わりや思いやり，社会のルール等を学ぶ機会をつくります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
職場体験学習 （中学生社会体験事業）	中学校第２学年において，地域の事業所の協力を得て，職場体験学習を実施する。	指導室
職場体験ガイドブックの活用 （中学生社会体験事業）	職場体験ガイドブックをもとに，電話の応対やあいさつの仕方等，社会のルールを学ぶ機会の充実を図る。体験活動の内容を共有する場を設けることで，様々な職業への理解を深める。	指導室

第４節　生徒指導の充実

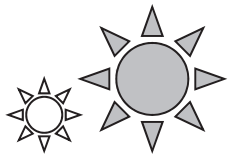

■未来の姿■

児童生徒が，不安や悩みを気軽に相談できる体制が整っています。

	目標指標（未来の姿を実現するための指標）	平成 28 年度（現況値）	平成 34 年度（目標値）
1	不登校児童生徒の割合 《年間 30 日以上欠席する児童生徒の割合》県「生徒指導等問題行動調査」	1.7%	1.2% 以下
2	「自分にはよいところがある」と答えている児童生徒の割合 《児童生徒の自己肯定感》「全国学力・学習状況調査」	61.2%	65.0%

■取組方針■

社会経済情勢の変化に伴い子ども達が抱える心配や悩みは複雑化していることから，児童生徒が抱える様々な課題に積極的に対応できるよう，生徒指導の体制充実に努めます。また，いじめや不登校などの問題に対しては，不安や悩み，ストレスなどの緩和を図ることが大切であることから，学校，スクールカウンセラー，教育相談センター※（やすらぎの園）の連携により，相談体制の充実を図ります。

※教育相談センター：本町の児童生徒を対象に，不安や悩みについての教育相談を行うとともに，適応指導教室において，児童生徒の学校への適応性を図りながら，安心できる環境のなかで自信を回復し，自立心を育む援助指導を行っている。また，そのための研修を実施する機能をもつ。

■具体的施策■

１．積極的な生徒指導

①個々の学校に適した指導体制の確立

・時代の変化により，複雑化・多様化する児童生徒をめぐる様々な課題に対して，その地域・学校の実態に即して学校の方針・規準を明確にした指導の体制を確立します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
組織的な指導体制の構築 （生徒指導推進事業）	各学校長の経営方針のもと，児童生徒の実態に沿った組織的な指導体制を構築する。報告・連絡・相談・記録等を適切に行うことで，組織として明確な対応ができるよう努める。	指導室

②個々の児童生徒の問題に対応したきめ細かい生徒指導

・児童生徒一人一人の特性や成長に応じて，それぞれの抱える問題に対応し，きめ細かい指導を行います。
・児童生徒の実態に応じて，個別の対応ができるような教員の指導力の向上と学校の組織的な指導体制の確立を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
支援計画・指導計画の作成 （生徒指導推進事業）	個別の支援計画等を作成し，全職員で共通理解しながら，声かけを行う。 個別の指導計画や個別の支援計画を基に支援が必要な児童生徒のケース会議等を行い，全職員で共通理解して指導を行う。	指導室

③健全な学級運営・学校運営の支援

・健全でスムーズな学級運営・学校経営の支援のために，複数の教員によるきめ細かな指導を行うなど実態に合わせて，助言・指導や人的整備を行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
生徒指導主事加配事業	少人数指導やティームティーチング（ＴＴ），不登校や生徒指導加配など学校の課題に対する教員の配置を行い，一人一人の児童生徒に指導助言を行う。	指導室

④家庭・学校の連携強化

・学校，家庭，地域社会，関係機関等が連携して，児童生徒一人一人の特性や成長に合わせた支援を行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
家庭教育座談会事業	各小・中学校において，子育てについて学んだり話し合ったりする機会をつくり，家庭教育を支援する。	生涯学習課
学校便り・学級通信発行	各種通信等の発行により，保護者や地域に向けた開かれた学校づくりに努める。	指導室

２．相談体制の充実

①スクールカウンセラーの配置と効果的な活用

・公立小・中学校スクールカウンセラー配置事業として，拠点校方式ですべての中学校と１小学校にスクールカウンセラーが配置されている状況を踏まえ，町内のすべての小学校に，定期的に派遣できる体制を充実させます。

・スクールカウンセラーに求められる役割は時代潮流により複雑化・多様化していることから，児童生徒，保護者，教員が相談しやすいよう，効果的な活用を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
スクールカウンセラー配置事業	各中学校及び本郷小学校にスクールカウンセラーを配置する。それ以外の小学校にも学期に１回以上スクールカウンセラーを派遣して，カウンセリング等を行う。 派遣回数の少ない学校には，中学校のスクールカウンセラーへ適宜相談できるようにするなど，効果的な活用を促す。	指導室

②学校における日常的な相談体制の充実

・教育相談に関する教員研修の充実により，各学校における日常的な教育相談の体制の強化を図ります。

・いじめや不登校等，児童生徒の問題行動の未然防止，早期発見，早期解決を図るため，日常的な相談体制の充実を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
教育相談センター研修事業	教育相談センター主催の研修（年間２回）に教職員の積極的な参加を促し教育相談のスキルアップを図る。	指導室
生活アンケートの実施	すべての学校において実態に応じて，定期的なアンケートを学期に１回以上実施し，いじめ，不登校等の問題行動の早期発見に努める。	指導室

③教育相談センター（やすらぎの園）との連携強化

・各学校と町教育相談センター「やすらぎの園」との連携を強め，個に応じた対応と早期発見・早期対応に努めます。また，教育相談センター指導員の各種研修会への参加を促進し，研修を深めることに

より，その成果を町内各学校へ提供していきます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
教育相談センター相談員訪問事業	教育相談センターの職員が各学校を定期的に訪問し，教職員との連携を図りながら，いじめ・不登校等の問題行動の未然防止，早期発見に努める。また県教育委員会の研修にも積極的な参加を促す。	指導室

3．教育相談センター（やすらぎの園）の充実と活用

①支援が必要な児童生徒の早期発見と早期対応

・学校との連携を深め，支援が必要な児童生徒を早期に発見し，個に応じた適切な支援を行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
生徒指導主事研修会	例月の生徒指導主事研修会に教育相談センターの所長も同席し，情報の共有，早期発見に努める。	指導室

②スクールソーシャルワーカーの配置と効果的な活用

・社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーを小・中学校に派遣し，支援を必要としている児童生徒，保護者に対する支援を行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
スクールソーシャルワーカー派遣事業	要請のあった学校にスクールソーシャルワーカーを派遣し，児童生徒が置かれた環境に働きかけたり，関係機関とのネットワークを活用したりして，福祉的な視点や手法による支援を行う。	指導室

③相談体制の充実と関係機関の連携強化

・電話による相談，来所相談，家庭訪問による相談，学校との連携など多様な相談機能を生かすとともに，医療関係や各種の関係諸機関との連携を強化します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
教育相談センター検討委員会	対応が困難な児童生徒の対応については，教育相談検討委員会を開き対応を検討する。教育相談センターのスーパーバイザーとして精神科の医師に出席していただき，効果的な支援の仕方について助言を受ける。	指導室

④教育相談センター機能の周知

・町広報紙・ホームページに教育相談センターの情報を掲載し，その機能について広く周知を図ります。

・教育相談センターのパンフレットを作成し，小・中学校に配付します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
教育相談機能の周知 （教育相談センター事業）	町ホームページにおいて，教育委員会からリンクし，電話，メールでの相談ができることなど，教育相談センターの機能について周知を図る。また，当センターについて作成したパンフレットを小・中学校に配付する。	指導室

３章　社会全体での教育力の向上

３章　社会全体での教育力の向上

■施策の体系■

基本方針	具体的施策の内容
第１節　開かれた学校づくりの推進	１．地域人材の積極的な活用 ２．地域に向けた情報の発信
第２節　家庭の教育力の醸成・向上	１．家庭教育の充実 ２．乳幼児期からの家庭教育の支援
第３節　地域の教育力の醸成・向上	１．子ども会育成会との連携 ２．青少年健全育成・体験活動 ３．学校教育への支援体制の充実
第４節　誰もが平等に社会参画できる教育の推進	１．人権教育の推進 ２．男女共同参画社会の形成

家庭の教育力・地域の教育力

家庭環境の多様化や地域社会の変化により悩みや不安を抱えている子育て家庭を支援していくために，家庭と地域，学校が繋がりを深め，地域社会全体の教育力の向上を目指していくことが必要です。

■「阿見町教育振興基本計画　後期基本計画」策定に係るアンケート調査（H28）

阿見町の学校教育で取り組んでいる項目についての満足度ランキング〔３章に関係する項目〕

	1	2
小学生保護者	学校と地域との交流や 地域の人材の有効活用	家庭教育向上の支援 （家庭教育学級など）
中学生保護者	学校と地域との交流や 地域の人材の有効活用	家庭教育向上の支援 （家庭教育学級など）
教職員	学校と地域との交流や 地域の人材の有効活用	家庭教育向上の支援 （家庭教育学級など）

保護者が子どもの教育や学校生活について特に気になる悩みはあるか。（保護者対象アンケート）＊複数回答

	小学生	中学生
学校の成績	40.7%	58.2%
子どもの友達	37.2%	27.1%
しつけの仕方	30.4%	14.7%
子どもとのコミュニケーションの仕方	23.2%	17.6%
子どもの健康	22.9%	22.5%
部活や習い事と勉強の両立	16.0%	25.8%
子どもの進学	13.2%	42.5%
その他	6.0%	3.9%
無回答・無効	4.9%	3.3%
	194.5%	215.7%

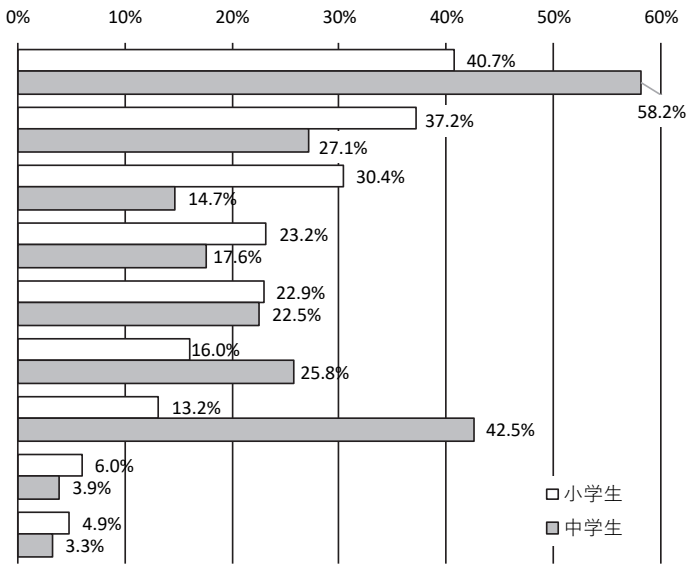

■重点事項■

★１　地域ぐるみで進める家庭の教育力，地域の教育力の向上

- 乳幼児期からの家庭教育や就学前教育の重要性を踏まえた支援の充実
- 児童生徒の生き抜く力をサポートする学校支援ボランティアの養成
- コミュニティ・スクール導入に向けた計画的な準備

第１節　開かれた学校づくりの推進

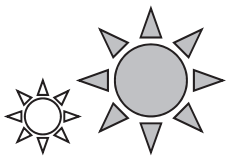

■未来の姿■

小・中学校は地域にとって身近な学校として親しまれています。

	目標指標（未来の姿を実現するための指標）	平成 28 年度（現況値）	平成 34 年度（目標値）
1	地域の方が参加できる学校公開日の平均日数 《町内の小・中学校で，1 年間で行う学校公開日の平均日数》	平均 10 日/年	平均 12 日/年
2	地域や社会で起こっている問題や出来事に関心をもつ生徒の割合（中3） 《社会貢献や社会参加に対する意識醸成の状況》「全国学力・学習状況調査」	72.4%	75.0%
3	今住んでいる地域の行事に参加していると答えた児童生徒の割合 《地域への愛着》「全国学力・学習状況調査」	65.0%	70.0%

■取組方針■

学校の地域拠点としての役割を見直すとともに，地域全体の教育力向上を図る観点から，地域に開かれた学校づくりを目指します。

また，地域との多様な交流を促進しながら，地域人材の積極的な活用と地域に向けた情報の発信に努めます。

■具体的施策■

１．地域人材の積極的な活用

①地域住民との交流促進

・学校と地域住民や様々なボランティア団体等を繋ぐためのコーディネーターの育成に取り組みます。

・地域住民との交流と地域人材の活用を図るため，地域住民の協力を得ながら休業日の学校施設開放や，社会体験活動などの学社連携事業，土日や放課後の子どもの居場所づくり事業の推進を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
コーディネーターの育成 （ふれあい地区館事業）	ふれあい地区館事業の推進において，各地区の役員に学校・地域・ボランティア等を繋ぐコーディネーター役を担っていただく。（24 人）	生涯学習課
地域交流活動 （ふれあい地区館事業・学社連携事業）	ふれあい地区館事業や学社連携事業において，地域住民の協力を得ながら，社会体験活動 ・スポーツ交流 ・移動学習など地域住民との交流促進を図る。また，休業日の学校施設開放については，体育館の全日（年末年始を除く）開放を実施する。	生涯学習課

２．地域に向けた情報の発信

①学校評議員制度の活用促進

・小・中学校で学校評議員会を年３回開催し，学校運営に関する意見を聴取します。

・学校評議員制度を活用して，地域に開かれた信頼される学校づくりを進めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学校評議員配置事業	すべての小・中学校において，各５人の学校評議員を配置するとともに，年３回学校評議員会を開催し，学校運営に生かす。学校と学校評議員との連携を密にし，地域に開かれた学校づくりを推進する。	指導室

②学校ホームページの充実などによる情報発信

・各学校のグランドデザイン（学校経営方針）や学校評価など，学校における様々な情報を積極的に発信します。

・地区の回覧や学校のホームページを利用して，学校だよりを地域へ発信していきます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学校ホームページ等支援事業	ホームページの更新業務などについては，学校間の格差を是正するため，ＩＣＴ支援員の配置等，現場の負担軽減に努める。	学校教育課 指導室
学校だより （学校情報の提供事業）	地区の回覧等を積極的に活用し，情報の発信に努める。	指導室

③教育委員会ホームページによる情報発信の充実

・町広報紙・ホームページへ町の教育情報を掲載します。

・町内の各学校の様子や学校評価等を積極的に公開します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
教育情報発信事業	町の教育情報を広報紙・ホームページに掲載する。	学校教育課 指導室

第２節　家庭の教育力の醸成・向上

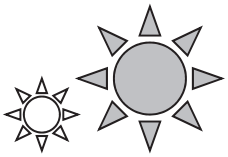

■未来の姿■

家庭教育の支援により，保護者が安心し，自信をもって教育しています。

	目標指標（未来の姿を実現するための指標）	平成 28 年度（現況値）	平成 34 年度（目標値）
1	家庭教育座談会の参加者数 《子育てについて学んだり話し合ったりする機会をつくる。》	3,113 人/年	3,300 人/年
2	家庭教育講演会の参加者数 《家庭教育の講演会を年1回実施する。》	23 人	50 人

■取組方針■

家庭の教育力の低下が課題になっていることから，家庭の状況に応じた支援に取り組むとともに，ＰＴＡと連携した家庭教育力の向上を目指します。

また，家庭教育の支援は就学前から実施することが望ましいとの観点にたち，乳幼児期からの切れ目ない支援に取り組みます。

■具体的施策■

１．家庭教育の充実

①家庭教育のための学習機会の提供

・家庭教育に関する学習機会の提供として，講演会や学習会など（県教育委員会作成の「家庭教育ブックつばさ」など関連資料を有効に活用しながら）保護者に対して学びの場，相談の場，または，繋がりの場を提供します。また，教育月間には，「教育の日」として広く町民を対象に，教育講演会などの学ぶ機会を提供します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
（再掲）家庭教育講演会	家庭における教育力の向上を目指し，家庭教育講演会を実施する。	生涯学習課
（再掲）家庭教育啓発事業	子どもとの接し方や教育の仕方を身につけられるよう，１歳６カ月児健診・３歳６か月児健診時にリーフレットを配付，出生届提出者へパンフレットを配付，家庭教育啓発ポスターを配付する。	生涯学習課
（再掲）教育の日開催事業	家庭教育に注力した講演会を開催する。	生涯学習課

②PTA 活動と連携した家庭教育

・家庭教育の支援として，各小・中学校に家庭教育座談会を設置し，ＰＴＡ活動とそれらを繋げるＰＴＡ連絡協議会の活動支援を通して，ＰＴＡで取り組んでいる家庭教育を支援します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
家庭教育座談会事業	各小・中学校において，家庭教育座談会など子育てについて学んだり話し合ったりする機会をつくり，家庭教育を支援する。	生涯学習課

２．乳幼児期からの家庭教育の支援

①就学前教育への支援

・家庭教育支援は，小学校に入学する以前から始まっているとの認識にたち，さわやかセンターや地域子育て支援センターとの連携を図りながら，妊娠期から乳幼児期の保護者を対象にした家庭教育に関する講座，講習会，セミナーなどの開催を検討します。
・妊婦や未就学児の保護者に対して，児童福祉施設などを活用し，育児に関する情報や情報交換の場，学びの場，子育て支援の場（ブックスタート事業）を提供します。
・障害のある子どもをもつ保護者に対しては，早期療育を目的に必要な指導と相談支援を行います。
・経済的理由で就園困難な家庭に対して費用を負担するなど支援を行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
（再掲）家庭教育講演会	家庭における教育力の向上を目指し，家庭教育講演会を実施する。	生涯学習課
（再掲）家庭教育啓発事業	子どもとの接し方や教育の仕方を身につけられるよう，１歳６か月・３歳６か月児健診時にリーフレットを配付，出生届提出者へパンフレットを配付，家庭教育啓発ポスターを配付する。	生涯学習課
ファミリーサポートセンター事業	地域の育児に関する相互援助活動（預ける人，預かる人両方が会員になり有償で援助するシステム）により，安心して子どもを育てる環境づくりを目指す。	子ども家庭課 社会福祉協議会
地域子育て支援センター事業	未就学児対象の子育て支援拠点である地域子育て支援センターにおいて，遊びを通して親子が交流できる場を提供するとともに，育児情報の提供や子育て相談を行う。	子ども家庭課
つぼみ教室（障害児療育事業）	障害のある未就学児童の早期療育を支援するつぼみ教室を実施する。親子で参加する遊びを通し，子どもの発達に応じて成長できるよう支援する。	社会福祉課
マタニティクラス （母子保健事業）	妊婦や，その家族が安心して出産・育児に取り組めるように，妊娠中の過ごし方，出産・育児に関する講義，演習を行う。（さわやかセンターにおいて各３回，年３コースで実施）	健康づくり課
（再掲）幼稚園就園奨励費補助金交付事業	公立・私立幼稚園間の負担格差を是正するため，家庭の所得状況に応じて補助金を交付し，保護者の経済的負担の軽減を図る。	学校教育課
ブックスタート事業	乳幼児のころから本に触れる機会をつくることで，本に親しむきっかけとなるよう，４ヶ月児健診時にブックスタートバックの手渡しと絵本の読み聞かせを行う。	図書館

第３節　地域の教育力の醸成・向上

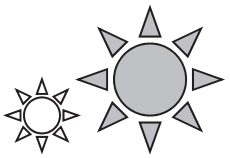

■未来の姿■

地域住民が一体となり，地域の子ども達の教育を支援しています。

	目標指標（未来の姿を実現するための指標）	平成 28 年度（現況値）	平成 34 年度（目標値）
1	**達人バンクの活用件数** 《町の紹介により達人バンク登録者が地域・学校・講座等に活用された件数》	86 件/年	100 件/年
2	**学社連携事業数の開催回数** 《学社連携事業により町内で行われた連携事業の開催回数（教育委員会関連事業）》	201 回/年	225 回/年

■取組方針■

少子高齢化，人口の減少などが深刻化し，地域住民が一体となった地域づくりの重要性が高まっていることから，地域の教育力向上の支援を図ります。そのため，PTA 活動，子ども会活動などの支援強化に努めます。

また，本町の次代を担う青少年が，地域に貢献し活躍する場の提供や健全育成を推進します。

さらに，地域ぐるみの子育てを推進していく観点から，地域住民が学校行事や学校の安全づくりなどに積極的に参画し支援できるよう，行政区など地域コミュニティとの連携や地域ボランティアの養成など，学校教育への支援体制の充実に努めます。

■具体的施策■

１．子ども会育成会との連携

①子ども会育成会との連携

・子ども会育成連合会が開催する講演会や研修会，スポーツ大会などの各種事業を支援して，地域が連携して一体となるしくみを整えます。
・子ども会育成会活動への支援により，地域の教育力向上を目指します。
・子ども会育成連合会主催の球技大会やバドミントン大会，野外体験活動などの事業を継続して支援し，学区を越えたネットワークづくりを推進します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
球技大会・バドミントン大会実施事業（子ども会育成連合会支援事業）	子ども会育成連合会を通して，球技大会，バドミントン大会の開催を行い，地域住民の理解と協力を高めて，児童福祉の増進を図る。	生涯学習課
野外体験活動事業（子ども会育成連合会支援事業）	子ども会育成連合会を通して，子どもたちの社会参加や地域の人々とのふれあいを深めるための野外体験活動，心身ともにたくましく育成する活動を支援する。	生涯学習課
花いっぱい運動推進事業	いきいき茨城ゆめ国体を契機として，地域住民や児童生徒の環境美化に対する関心，意欲を高め，きれいな地域づくりを促進するため，花いっぱい運動推進事業を実施する。	国体準備室

②地域の教育力向上のための多様な連携

・社会教育関係団体，役場，警察署，消防署，地域住民など様々な団体・個人が事業に係わり，連携して地域の教育力の向上を目指します。
・子どもたちの多様な体験活動の機会を提供するために，「学校と地域」，「家庭と地域」が連携した事業を展開します。
・放課後子ども教室について，地域の協力を得ながら全小学校で実施します。
・ゲストティーチャー（地域の人材）を活用した授業への協力者数（延べ人数）の拡大を目指します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
（再掲）野外体験活動事業 （子ども会育成連合会支援事業）	子ども会育成連合会を通して，子どもたちの社会参加や地域の人々とのふれあいを深めるための野外体験活動，心身ともにたくましく育成する活動を支援する。	生涯学習課
放課後子ども教室事業	地域住民の参画を得てさまざまな体験活動や交流活動を実施し，子どもたちの成長を支援・推進することを目的に，小学校児童を対象に「放課後子ども教室」を実施する。	子ども家庭課
ゲストティーチャー活用事業 （学社連携事業）	総合的な学習の時間等に，ゲストティーチャー（ＧＴ）（地域の人材）を活用した授業を実施する。	生涯学習課

２．青少年健全育成・体験活動

①青少年の健全育成

・青少年相談員による相談事業や地区巡視，青少年育成阿見町民会議によるあいさつ声かけ運動など，県・他市町村と連携しながら，地域住民の手による青少年の健全育成活動を支援します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
町内パトロール事業	町内の公園・街頭等を青少年相談員でパトロールし，見守り活動を日常的に実践する。	生涯学習課
（再掲）あいさつ声かけ運動事業	道徳教育の一環として，各小・中学校において，地域の大人同士，子ども同士が円滑なコミュニケーションを図りながら，春，秋の年２回実施する。	生涯学習課

②体験活動の充実

・地域住民や団体によって自然体験（野外体験，観察会など），社会体験（ボランティアなど），各種教室（料理教室，創作教室，スポーツ教室など）等，学びの場やふれあいの場を設けることにより，小・中学校の授業での体験活動の支援を行うとともに，休日などには豊かな体験活動の機会を提供します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
自然観察事業	ふれあい地区館事業を通じて，野鳥観察など，子どもが自然にふれあう体験活動を支援する。	生涯学習課
少年少女チャレンジ教室	児童を対象とした創作教室を年２回開催する。	生涯学習課
（再掲）トップアスリートスポーツ教室事業	一流アスリートからの直接指導によるスポーツ教室を開催する。	生涯学習課

３．学校教育への支援体制の充実

①地域住民による学校支援ボランティアの養成

・子どもたちの多様な体験活動の推進，コミュニケーション能力の向上や規範意識の醸成を図るため，学校と地域住民や様々なボランティア団体を繋ぎ，地域に根ざした教育力を促進します。
・大学生や地域住民等から学習支援ボランティアを募り，支援を希望する小・中学校に配置します。
・研修会を企画したり情報交換の場を設定したりしながら，学校支援ボランティアの養成や資質の向上を図ります。
・退職教職員等の人材情報等の提供を積極的に行います。
・今後のコミュニティ・スクール導入に向けて，調査・研究を進めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学校支援ボランティアの養成	ふれあい地区館事業の三世代交流・奉仕作業等を通して学校の教育活動を支援する地域の人材を養成する。	生涯学習課
学びの広場サポート事業	学びの広場サポートプラン等で学習支援を行う。	指導室
再任用制度	学校教育を支援する人材を確保するため，退職教員を再任用する。	指導室
地域の人材活用事業	学校における体験活動に，ニーズに応じた地域の人材を紹介し活用する。	生涯学習課
コミュニティ・スクール導入事業	地域の状況などを勘案し，コミュニティ・スクール導入の準備をはじめる。	学校教育課

②達人バンク･学社連携事業の充実

・達人バンク制度や学社連携事業の充実など地域の人材を生かした学習支援体制を学校のニーズに応じて推進します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
達人バンク事業	地域の人のもつ技術・技能・知識等を町民の学習に活用するため，達人バンクに登録してもらう。（阿見町在住，在勤者を対象に登録）	生涯学習課
学社連携事業	豊かな知識や経験を有する地域人材を講師や支援者として学校へ招き，学校教育活動の充実を図るとともに，社会教育との融合を図る。	生涯学習課
（再掲）学校支援ボランティアの養成	ふれあい地区館事業の三世代交流・奉仕作業等を通して学校の教育活動を支援する地域の人材を養成する。	生涯学習課

第４節　誰もが平等に社会参画できる教育の推進

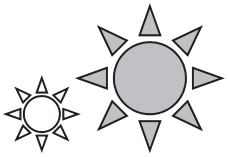

■未来の姿■

誰にも差別されることのない，すべての人の人権が尊重された地域社会が形成されています。

	目標指標（未来の姿を実現するための指標）	平成 28 年度（現況値）	平成 34 年度（目標値）
1	**他者尊重･他者理解** **《自分と異なる意見や少数意見を大切にしている児童生徒》** **「全国学力･学習状況調査」**	**93.0%**	**95.0%**

■取組方針■

すべての人が差別されることのない地域社会を目指し，人権尊重の視点にたった人権啓発に取り組みます。また，児童生徒一人一人の人権尊重の精神を育成するため，人権教育を推進します。

さらに，男女共同参画社会の形成を目指し，男女共同参画の視点にたった学校教育を推進します。

■具体的施策■

１．人権教育の推進

①人権教育の推進

・児童生徒の実態に応じて計画を作成し，学校の教育活動全体を通して人権教育を推進します。
・人権尊重や平和尊重の視点から中学生を対象に平和記念式典派遣事業を継続して実施します。
・教職員の人権教育に対する認識を深め，児童生徒に対する指導力の向上を図ります。
・教育講演会や人権講演会などの講演会事業を推進します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
（再掲）人権教育事業	社会に残存する差別を正しく受け止め，人権尊重のための知識，技術及び態度を養うための講演会を開催する。	生涯学習課
人権教育推進事業	各学校において人権教育の全体計画，年間指導計画を作成し，人権教育を推進する。	指導室
（再掲）平和記念式典派遣事業	中学生を広島平和記念式典に派遣し，原爆被爆死没者への追悼の意を表するとともに，戦争の悲惨さ・平和の意義を正しく継承する施策の実施・人材育成を行う。 （平和教育の一環として，毎年，各中学校２名の生徒を町の広島の平和記念式典に派遣し，その体験を各校の全校生徒に向けて発表する。）	指導室
人権室訪問事業	茨城県人権室の訪問指導を定期的に実施する。	指導室

２．男女共同参画社会の形成

①男女共同参画事業の推進

・性別に係わらずお互いを尊重し，個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を目指した教育を推進します。

・子どものころからの男女平等教育が重要であることから，学校教育全体を通して，男女平等の視点にたった教育の充実が図られるよう，指導の充実に努めます。

・社会科や家庭科，道徳，特別活動などにおいて，男女平等，男女共同参画の理解を促す教育の推進に努めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
男女共同参画センター事業	男女共同参画センターにおいて，男女共同参画社会の形成を目指した教育を推進する。	町民活動推進課
男女共同参画の視点にたった教育事業	学校教育活動全体を通して，性別にとらわれずに互いを尊重し合う，男女共同参画社会の形成を目指した教育を推進する。 人権教育の年間計画を基に，男女の分け隔てなく，一人一人の個性を生かした教育が行われるように，学校全体で取り組む。	指導室

４章　安心・快適で質の高い教育環境の創造

４章　安心・快適で質の高い教育環境の創造

■施策の体系■

基本方針	具体的施策の内容
第１節　安全・安心な教育環境の整備・強化	１．危機管理体制の確立 ２．防災教育の強化 ３．耐震等施設整備の充実 ４．防犯・交通安全対策の強化
第２節　質の高い教育環境の整備充実	１．学校情報化の推進 ２．学校施設・設備の充実
第３節　時代の進展に対応した教育環境の整備	１．小・中学校の教育環境と適正配置の検討

教育環境

学校における安心で快適な教育環境を整備するには，児童生徒が災害や危険に対して主体的に安全な行動がとれるよう安全教育を行うとともに，安全で質の高い施設整備を図る必要があります。また，多様化する学習活動に適応することも重要です。

■「阿見町教育振興基本計画　後期基本計画」策定に係るアンケート調査（H28）
阿見町の学校教育で取り組んでいる項目についての満足度ランキング〔４章に関係する項目〕

	1	2	3
小学生保護者	緊急時の保護者との連絡体制	避難訓練や防災教育、学校の防災体制	通学路の安全確保対策・交通安全教育
中学生保護者	緊急時の保護者との連絡体制	避難訓練や防災教育、学校の防災体制	通学路の安全確保対策・交通安全教育
教職員	緊急時の保護者との連絡体制	避難訓練や防災教育、学校の防災体制	通学路の安全確保対策・交通安全教育

勤務している学校の安全な教育環境づくりで，特に力を入れてほしいものはあるか（教職員対象アンケート）

	小学校	中学校
災害時緊急時の保護者との連絡体制	25.8%	27.6%
学校施設の防犯体制の強化	25.2%	19.5%
登下校時の見守り等の防犯体制	23.2%	11.5%
災害時等の避難訓練の充実	9.7%	4.6%
自転車の乗り方などの交通安全教室	9.0%	33.3%
その他	2.6%	2.3%
無回答・無効	4.5%	1.1%
	100.0%	100.0%

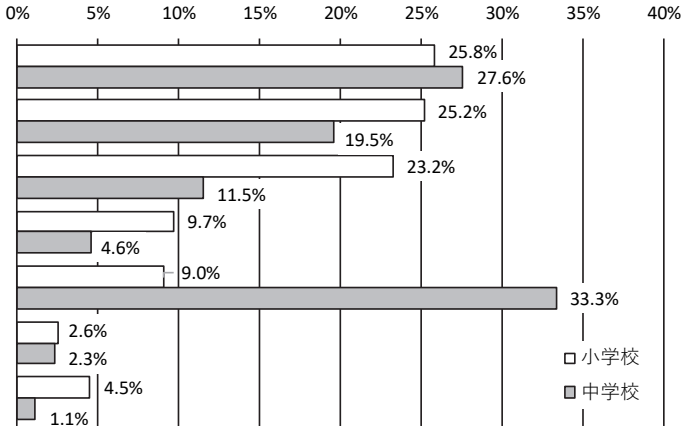

■重点事項■

★１　安全・快適かつ質の高い教育環境の形成

- 防災・安全教育の充実と児童生徒の危機管理能力の育成
- ソフト・ハード両面からの通学路の安全確保・防犯対策の推進
- 快適な教育環境の整備と質の高い教育設備・教材等の導入

★２　小・中学校の教育環境と適正配置の検討

- すべての児童生徒に平等な教育環境を提供するための小・中学校の適正配置の継続的な検討

第１節　安全・安心な教育環境の整備・強化

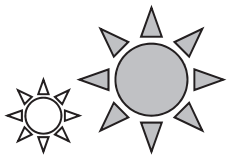

■未来の姿■

学校での危機管理体制が確立され，安全・安心な教育環境が整備されています。

	目標指標（未来の姿を実現するための指標）	平成 28 年度（現況値）	平成 34 年度（目標値）
1	防災避難訓練の実施 《町内小・中学校で年間に行う防災避難訓練の回数》	3回/年 以上	3回/年 以上
2	防犯教室等の実施率 《各学校における防犯教室等の実施率》	100%	100%
3	緊急メールの登録率 《緊急メールに登録している児童生徒の割合》	95%	100%

■取組方針■

児童生徒の生命を守る安全な学校を目指し，緊急情報システムの充実など小・中学校の危機管理体制の確立に努めます。

また，東日本大震災及び福島原子力発電所の事故などを教訓に，放射能対策と放射能に対する正しい知識の定着を図ります。

さらに，児童生徒が災害に対応できる力を身につけるため，総合的な防災教育を推進するとともに，災害時において地域の防災拠点となる学校施設の整備充実を図ります。児童生徒が安心して学校生活が送れるよう，学校内外を含めた防犯・交通安全対策の充実に努めます。

■具体的施策■

１．危機管理体制の確立

①緊急情報システムの充実（メール配信システムの機能強化）

・小・中学校や教育委員会から保護者に，より早く正確に防災，防犯，学校に関する情報が届くよう，保護者宛のメール配信システムの登録率 100%を目指すとともにその充実を図ります。

・町内各学校に災害時における通信手段確保のための災害時用公衆電話を設置しています。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学校連絡メール配信事業	教育委員会や学校から保護者に向けての緊急連絡などを，学校からだけでなくあらゆる場所から速やかにメールで配信する。	学校教育課
阿見町メール配信サービス（あみメール）	災害・防犯情報などの緊急情報や阿見町の様々な行政情報をメールで発信する。	情報広報課

②個々の学校の環境に対応したきめ細かい災害対策の検討

・「学校防災推進委員会」を設置し，研修会を開催するとともに，各学校で「学校防災連絡会議」を設置し，地域と連携した避難訓練等を実施します。

・学校ごとの危機管理体制の充実を図るため，学校毎の防災マニュアルなどの情報を教職員，保護者が共有し，有事の際に的確に行動し児童生徒の安全を確保できるよう，周知徹底を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学校防災対策事業	学校防災に関する研修会や地域と連携した避難訓練等を実施し，各学校の危機管理体制の充実を図る。	学校教育課

2．防災教育の強化

①防災教育の強化

・災害の被害を最小限に抑えるため，児童生徒に対して，地震・台風などの自然災害についての十分な知識を身につけさせるとともに，日ごろの備えや，災害時に取るべき基本的な行動についての啓発を図るなど，防災教育の強化に努めます。

・防災の日及び防災週間を中心に，防災訓練や防災に関する啓発に努めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
防災教育	社会科，理科，総合的な学習の時間等において自然災害についての知識を身につけさせ，日ごろの備えや災害時に取るべき行動についての理解を深める。	指導室
防災避難訓練	学期に１回以上の避難訓練を実施するなど，学校教育活動全体を通して，防災への意識を高める取組を実施する。	指導室

3．耐震等施設整備の充実

①学校施設の耐震化の推進

・本町では，平成 25 年度から平成 28 年度にかけて小・中学校の耐震化に取り組み，現在の耐震化率は 100%となっています。 屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策については，平成 27 年度から取り組み，平成 30 年度までに完了を目指します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学校施設耐震化事業	全小・中学校校舎・体育館の耐震化は完了。非構造部材の改修は平成 29 年度～平成 30 年度で終了する。	学校教育課

②学校施設の安全性強化

・児童生徒が学校で安全に過ごせるよう，計画的な保守点検を行い，小・中学校の各種施設の適正な維持管理に努めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学校施設管理事業	学校施設の維持のために，各設備の管理を委託する。	学校教育課

③学校の防災拠点としての機能充実

・小・中学校に防災倉庫と防災井戸を整備するとともに，全中学校に太陽電池と組み合わせた非常用電源を設置します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
災害時用非常電源整備事業	小・中学校に防災倉庫と防災井戸（阿見小以外）の整備。 全中学校に太陽光発電による非常用電源を設置する。	学校教育課

4．防犯・交通安全対策の強化

①防犯意識の高揚

・牛久警察署の協力により，避難訓練と合わせて防犯訓練を実施します。

・各小学校で「こどもを守る 110 番の家」の登録を募り，誘拐・わいせつ行為などの犯罪や声かけ事案等の不審者から子どもたちを守ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
防災避難訓練	定期的に避難訓練を実施するとともに，すべての小・中学校で不審者対応の避難訓練を実施する。	指導室
子どもを守る 110 番の家	町内の各家庭に「110 番の家」への登録を促し，不審者から子どもを守る活動に協力してもらう。	指導室 学校教育課
（再掲）学校連絡メール配信事業	教育委員会や学校から保護者に向けての緊急連絡などを，学校からだけでなくあらゆる場所から速やかにメールで配信する。	学校教育課

②学校安全ボランティア活動の推進

・小・中学校の防犯体制及び登下校時の見守りなど学校安全ボランティア（スクールガード）活動の推進に努めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
スクールガードリーダー事業	スクールガードリーダーが定期的に小・中学校を訪問し，学校の防犯強化に努める。	指導室

③交通安全教育の推進

・交通安全教室を行い，交通ルールを指導します。

・小学校児童に反射シール，中学校生徒に反射タスキを配付し，通学時の安全を確保します。

・中学校自転車通学者のヘルメット購入費の一部を補助するなど，自転車通学者の安全確保に努めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
交通安全教室	牛久警察署の協力のもと，すべての小・中学校で交通安全教室を実施する。	指導室
児童生徒の通学対策 （通学対策事業）	通学時の安全の確保のため，小学校児童に反射シール，中学校生徒に反射タスキを配付する。 自転車通学者の安全確保のため，中学校自転車通学者のヘルメット購入費の一部を補助する。	学校教育課

④学校周辺の交通環境の整備

・町道の維持・修繕を実施し良好な道路環境を確保します。
・安全な交通環境を確保するため，空き地の雑草刈取について，土地所有者に草刈依頼通知を郵送し，適正管理を指導します。
・児童生徒の登下校時等の安全確保を図るため，阿見町通学路安全推進会議で，通学路の危険箇所の対応などを協議するとともに，危険箇所の改善を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
通学路の安全対策 （通学対策事業）	通学路交通安全プログラムを策定し，通学路の安全対策に取り組む。牛久警察署，竜ケ崎工事事務所，小・中学校，役場関係課による合同の通学路安全点検を毎年実施し，安全対策を実施する。	学校教育課
通学路交通安全プログラム	関係機関の連携により，通学路の合同点検を実施する。また，阿見町通学路安全対策推進会議において，通学路の安全対策を検討・実施する。	学校教育課

⑤防犯設備の適切な管理

・小・中学校の防犯カメラで録画した画像を適切に管理します。
・小学校の非常通報装置の保守点検を行います。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学校施設管理事業	小学校の非常通報装置の保守点検を行う。	学校教育課

第２節　質の高い教育環境の整備充実

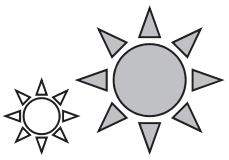

■未来の姿■

児童生徒にとって，望ましい教育環境が整っています。

	目標指標（未来の姿を実現するための指標）	平成 28 年度（現況値）	平成 34 年度（目標値）
1	**長寿命化計画の策定率** **《長寿命化計画の策定状況》**	**未策定**	**策定済**
2	**普通教室への空調施設の設置率** **《普通教室への空調施設の設置》**	**45%**	**100%**
3	**学校施設の耐震化率・屋内運動場などの吊り天井落下防止対策率** **《学校施設の耐震化率・屋内運動場などの吊り天井落下防止対策状況》**	**0%**	**100%**

■取組方針■

進展するＩＣＴ社会に対応していくため，情報セキュリティの強化に努めながら，積極的な学校情報化を推進します。また，学校施設は児童生徒が日中の長い時間を過ごす場であるとともに，地域の防災拠点としての役割もあることから，安全で快適に利用できる環境の整備，教育効果を高める設備の充実を図ります。

■具体的施策■

１．学校情報化の推進

①学校のICT環境の整備充実 【再掲】

・児童生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ活用できるよう，各教室・コンピュータ教室・職員室に，教育用コンピュータ，校務用コンピュータ，電子黒板，デジタルテレビ等の整備，教育用ソフトの充実，校務支援システムの導入など学校のＩＣＴ環境の整備充実に努めます。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
（再掲）ＩＣＴ環境の整備 （ＩＣＴ活用推進事業）	教育用コンピュータ，校務用コンピュータ，電子黒板，デジタルテレビ等の整備や教育用ソフトの充実，及び校務支援システムの導入などを行う。	学校教育課

②情報セキュリティ対策の推進

・児童生徒や保護者に関する情報など学校で知り得た個人情報のコンピュータネットワーク上での使用については，機密性が重要であることから，情報の漏洩がないようシステム上の管理，運用上の管理の徹底を図ります。

・小・中学校教員がセキュリティ上安全な状態を確保した上で，学校以外の場所で業務を行えるよう，機器・システムを整備します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
情報セキュリティ対策事業	学校情報セキュリティポリシーの導入により，ウイルス対策，フィルタリングの設定，無線 LAN のセキュリティ対策，セキュリティキーの採用などの必要な情報セキュリティ対策を実施する。	学校教育課
（再掲）学校連絡メール配信事業	教育委員会や学校から保護者に向けての緊急連絡などを，学校からだけでなくあらゆる場所から速やかにメールで配信する。	学校教育課

２．学校施設・設備の充実

①学習効果を高める設備の更新

・児童生徒が安全に学校生活を送れるよう，学校施設の維持管理を行います。
・施設・設備の中長期的な工事計画を策定し，空調設備やトイレの改修等を実施します。
・小・中学校の暖房設備の改修に合わせて，冷暖房設備への改修工事を行います。
・小・中学校体育館の照明のＬＥＤ化を図ります。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学校施設維持管理事業	小・中学校施設の維持管理を行う。	学校教育課
学校施設改修工事事業	小・中学校の空調設備・トイレ改修工事及びバリアフリーに配慮した多目的トイレを整備する。	学校教育課

②バリアフリー化の促進

・小・中学校の中長期的な工事計画を策定し，バリアフリー化を促進します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
（再掲）学校施設改修工事事業	小・中学校の空調設備・トイレ改修工事及びバリアフリーに配慮した多目的トイレを整備する。	学校教育課
学校施設長寿命化計画	学校施設長寿命化計画を平成 31 年度に策定する。	学校教育課

第３節　時代の進展に対応した教育環境の整備

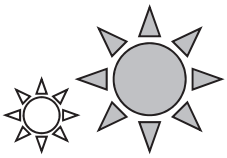

■未来の姿■

児童生徒が集団生活のなかで切磋琢磨しながら成長できる環境が整っています。

	目標指標（未来の姿を実現するための指標）	平成 28 年度（現況値）	平成 34 年度（目標値）
1	**学校再編計画による再編後の小学校数** **《学校再編計画に基づき再編を行った後の小学校数》**	**8校**	**5校**

■取組方針■

少子高齢化の進展に伴い，児童生徒数が減少する一方，人口増加地区においては児童生徒数が急増している状況を踏まえ，阿見町全体として望ましい教育環境を確保するため，「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（文部科学省）を踏まえ，義務教育施設の再編方針を検討します。義務教育施設の再編方針の検討にあたっては，透明性・公平性を担保するための情報提供・きめ細かな意見聴取に努めるとともに，地域会議や有識者を交えた検討組織の意見を十分に聞きながら進めていきます。

■具体的施策■

１．小・中学校の教育環境と適正配置の検討

①適正配置の検討

・阿見町立学校再編計画に基づき，再編対象校の保護者，地域の方及び教職員と子ども達のより良い教育環境について，意見交換を行います。

・また，「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（文部科学省）を踏まえ，必要に応じて現行の再編計画の見直しを検討します。

□主な事業□

事業名	内容	担当課
学校再編事業	再編が決定している小学校は統合準備委員会を設置し具体的な検討を行う。その他の学校は，説明会，意見交換会を実施する。	学校教育課

■計画の推進

1　推進体制

「阿見町教育振興基本計画」の推進にあたっては，国・茨城県の動向を踏まえ，本町の実状を勘案しながら取り組むとともに，子育てや福祉，まちづくりなど関連する部局との連携・調整を図りながら進めるものとします。

また，まちぐるみの教育を推進する観点から，学校，保護者，関係団体，地域はもとより，町内企業やボランティア組織との連携・協力体制のもと，計画を推進します。

2　進行管理

「阿見町教育振興基本計画」に掲げる未来の姿を実現するためには，基本計画の着実な進行管理が重要です。

基本計画に位置づける「目標指標」,「具体的施策」の進捗状況を把握し，その成果を評価するとともに，必要に応じて見直しを図ります。

計画の進行管理は，教育委員会により着実に実施していくものとします。

また，進捗状況及び評価については，毎年度目標を立て「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を実施するものとし，その結果について，広報紙やホームページなどにおいて広く公表するとともに，町民から意見を募集し，計画の見直しに活用します。

さらに，基本計画の計画期間終了時（前後期各５年間）においては，総合的な見直しを図るものとします。

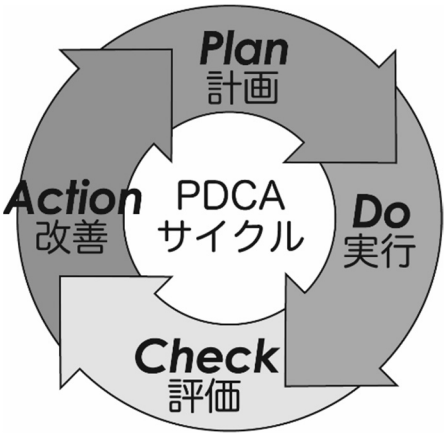

ＰＤＣＡサイクルとは，計画の進行管理の考え方を示したものです。

教育振興基本計画（Plan）に基づき計画的に施策・事業を実行（Do）し，施策・事業の進捗状況の把握と実施した内容の評価（Check）に基づき，必要に応じて，より効果的な施策・事業へと改善（Action）していく，そして，計画の見直しに繋げていくという考え方です。

■資料編

1　策定経緯

年月日	会議等	内容
平成 28 年 ９月 29 日	第１回 阿見町教育振興基本計画(後期基本計画)策定ワーキングチーム会議	・阿見町教育振興基本計画（後期基本計画）の策定方針について ・計画策定に係るアンケート調査について
10 月 14 日	第１回 阿見町教育振興基本計画策定委員会	・委任状交付 ・諮問 ・阿見町教育振興基本計画（後期基本計画）の策定について ・計画策定に係るアンケート調査について
11 月 11 日 ～11 月 17 日	阿見町教育振興基本計画後期基本計画策定に係るアンケート調査の実施	【対象者】 ・町立小・中学校に通う児童生徒の保護者（小学５年生・中学２年生） ・町立小・中学校に勤務する教職員
平成 29 年 ３月 22 日	第２回 阿見町教育振興基本計画策定委員会	・策定方針と前提条件の整理について ・アンケート調査結果について
５月 24 日	第２回 阿見町教育振興基本計画(後期基本計画)策定ワーキングチーム会議	・計画の進捗状況について ・後期基本計画各課原案調査について
５月 25 日 ～６月９日	後期基本計画各課原案調査の実施	
９月７日	第３回 阿見町教育振興基本計画策定委員会	・重点事項の見直しについて ・後期基本計画（案）について
12 月４日	第４回 阿見町教育振興基本計画策定委員会	・後期基本計画（素案）について
12 月 25 日 ～平成 30 年 １月 24 日	パブリックコメントの実施	・応募は０件
２月８日	第５回 阿見町教育振興基本計画策定委員会	・パブリックコメント結果報告 ・後期基本計画（原案）について ・答申案について ・答申
２月 20 日	教育委員会承認	

２　阿見町教育振興基本計画策定委員会

（１）阿見町教育振興基本計画策定委員会規則

平成 23 年２月 24 日教育委員会規則第６号
改正　平成 27 年４月 30 日教育委員会規則第 10 号

（趣旨）
第１条　この規則は，教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第２項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定に当たり，幅広い意見を反映させるために設置する阿見町教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（所掌事務）
第２条　委員会は，次に掲げる事項を所掌する。
（１）　阿見町教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関すること。
（２）　前号に掲げることのほか基本計画策定に必要な事項に関すること。
（組織）
第３条　委員会の委員は，12 人以内で組織する。
２　委員は，次に掲げる者から教育委員会が委嘱又は任命する。
（１）　教育委員会の教育長又は委員
（２）　学識経験者
（３）　教育関係団体等から推薦を受けた者
（４）　町議会議員
（５）　前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者
（任期）
第４条　委員会の委員の任期は，委嘱の日から基本計画の策定が終了した日までとする。
２　特定の地位又は職により委嘱され，又は任命された委員の任期は，当該地位又は職にある期間とする。
（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に，委員長及び副委員長を置く。
２　委員長及び副委員長は，委員の互選により定める。
３　委員長は，会務を総理し，委員会を代表する。
４　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。
（会議）
第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は，委員長が招集し，委員長は当該会議の議長となる。
２　会議は，委員の総数の２分の１以上の出席がなければ開くことができない。
３　会議の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
４　委員長は，必要があると認めるときは，委員以外の者を会議に出席させ，説明又は意見を聞くことができる。
（庶務）
第７条　委員会の庶務は，教育委員会学校教育課において処理する。
（補則）
第８条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は，委員長が別に定める。
附　則
この規則は，平成 23 年４月１日から施行する。
附　則（平成 27 年４月 30 日教委規則第 10 号）
（施行期日）
１　この規則は，公布の日から施行する。
（経過措置）
２　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第２条第１項の場合においては，この規則による改正後の阿見町教育振興基本計画策定委員会規則の規定は適用せず，この規則による改正前の阿見町教育振興基本計画策定委員会規則の規定は，なおその効力を有する。

（２）阿見町教育振興基本計画策定委員会名簿

（敬称略　順不同）

氏　名	役職等	備考
中島　雅己	阿見町教育委員会委員 茨城大学准教授	委員長
綾部　明江	県立医療大学准教授	副委員長
田島　峰子	朝日中学校校長	
宮本　好弘	舟島小学校校長	
中嶋　千恵子	ふたば幼稚園長	
菅野　恭子	ふたば幼稚園保護者代表	
堺　　仁美	ＰＴＡ連絡協議会代表（会長） 阿見中学校ＰＴＡ副会長	
須藤　隆之	ＰＴＡ連絡協議会代表 本郷小学校ＰＴＡ会長	
野呂　薫	社会教育委員代表	
栗原　宜行	阿見町議会議員	
西尾　茂博	一般公募	

３　諮問・答申

（１）諮問

阿　学　第　569　号
平成 28 年 10 月 14 日

阿見町教育振興基本計画策定委員会
委員長　　中島　雅己　様

阿見町教育委員会教育長　菅谷　道生

阿見町教育振興基本計画について（諮問）

教育基本法第 17 条第２項の規定に基づき、本町における教育振興のための施策に関する基本的な計画を策定したいと考えますので、阿見町教育振興基本計画策定委員会規則第２条の規定により阿見町教育振興基本計画について諮問します。

諮問の趣旨

本町では、教育基本法第 17 条第２項の規定に基づき、平成 25 年 3 月に「学びあい　支え合い　共に輝く人づくり」を基本理念として「阿見町教育振興基本計画」を策定しました。「阿見町教育振興基本計画」は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とし、将来像や基本目標など 10 年後を見据えた基本構想と，平成 29 年度までの 5 年間に取り組むべき施策を示す基本計画を定めております。

本諮問は、来年度に平成 30 年度からの５年間で総合的かつ計画的に取り組むべき施策を反映させた「阿見町教育振興基本計画（後期基本計画)」を策定するにあたり、意見を求めるものです。

なお、「阿見町教育振興基本計画（後期基本計画)」の策定にあたっては、阿見町の教育を取り巻く環境の変化と課題を踏まえるとともに、学校、家庭、地域、行政が一体となって阿見町の歴史や地域特性を生かした計画をしたいと考えております。さらに既に策定されている国・茨城県の教育振興基本計画を参酌し、阿見町総合計画との整合性も図りながら、教育にかかる施策を総合的かつ体系的にまとめていきたいと考えております

本町の教育のあり方、進むべき方向性等、ご意見を頂けますようお願いいたします。

（２）答申

平成 30 年２月８日

阿見町教育委員会
教育長 菅谷　道生様

阿見町教育振興基本計画策定委員会
委員長 中島　雅己

阿見町教育振興基本計画について（答申）

平成 28 年 10 月 14 日阿学第 569 号にて諮問がありました阿見町教育振興基本計画について，当策定委員会において審議し，本町における教育振興のための施策に関する基本的な計画を別添のとおりまとめましたので，当策定委員会としてこれを答申します。

なお，計画の推進にあたっては，以下の事項に配慮され，創意工夫により，より良い教育を実践されるよう期待します。

記

１．子どもたちが阿見町で育ったことを誇りに思い，未来を切り拓いていくことができるよう，特段の熱意をもって，阿見町の教育に取り組まれたい。

２．一人一人の町民はもとより，家庭，地域，団体との連携のもと，町ぐるみの教育をなお一層推進されたい。

阿見町教育振興基本計画　後期基本計画

発　行　平成 30 年 3 月
発行者　阿見町教育委員会　学校教育課
〒300-0392
茨城県稲敷郡阿見町中央 1-1-1
TEL：029-888-1111（代表）
FAX：029-888-3601
http://www.town.ami.lg.jp/